

石巻市立向陽小学校

学校安全マニュアル

令和7年 3月 第18版

目 次

I 章 計 画 と 体 制		I-0 本校と学区の現状		1
	I-1	学校防災全体計画		5
	I-2	学校防災年間計画（校内研修含む）		6
	I-3	校内災害対策本部組織と業務内容		9
	I-4	教職員の動員体制		11
	I-5	情報連絡体制		14
	I-6	災害時の情報収集体制		15
	I-7	地域との連携体制		16
	I-8	避難訓練実施計画	(1) 避難訓練（不審者）実施計画	19
			(2) 引渡し訓練実施計画	21
			(3) 避難訓練（休憩中）実施計画	24
			(4) 避難訓練（洪水）実施計画	27
			(5) 避難訓練（火災）実施計画	31
			(6) 避難訓練（原子力）実施計画	35
			(7) 避難訓練（地震・津波）実施計画	37
	I-9	防災関係の安全点検計画		43
II 章 災害発生時の対応	II-1	地震発生時の対応	(1) 在校時の発生	45
			(2) 登下校時の発生	49
			(3) 校外活動時の発生	50
			(4) 在宅時の発生	51
			(5) 引渡し	52
			(6) 待機	53
	II-2	火災発生時の対応	(1) 火災発生時の対応	54
			(2) 火災報知機・消火器・防火扉配置図	55
	II-3	突風・竜巻・雷発生時の対応		56
	II-4	風水害が想定される場合の対応 （暴風、大雨、洪水、大雪警報等が発表）	(1) 気象警報発表時の対応（災害発生前）	58
			(2) 災害発生時の対応（在校時の発生）	59
	II-5	原子力災害時の対応	(1) 防災体制の整備	
			(2) 事故発生時の対応（指示系統）	60
			(3) 学校での初動体制	
			(4) 校内原子力災害対策本部組織の役割	61
			(5) 場面に応じた災害への対応（教職員）	
			(6) 情報連絡体制	62
			(7) 原子力災害対応計画（屋内退避）	63
	II-6	避難所の設置・運営にかかる協力（学校が避難所となる際の対応）	(1) 運営協力体制等について	64
			(2) 学校の避難所設置・運営にかかる協力	65
			(3) 大規模災害発生時の避難について	66
			(4) 避難生活避難所開設のための開錠	67
	II-7	学校再開に向けた対応	(1) 教育再開への取組	69

- (1) 校舎：1972年完成。1978年まで、4期に渡って増築が行われた（1981年建築基準以前）。RC構造2階建てで床面積は5,080㎡。2003年に耐震診断を受け、Is値0.84～1.22でD判定（震度6以上の大規模な地震により建物の倒壊又は崩壊の危険性が低いとされしており、耐震補強を要しない）を受けている。校舎のつなぎ目や開口部を中心に多数のひび割れが確認されているが、2014年に補修工事を実施。校舎周辺は地盤が沈下し、校舎が浮き上がっているように見える。

体育館：東日本大震災で大きな損壊が見られ、使用不能となった。2014年3月、新体育館完成。構造計算をしているので、大きな揺れにも耐えられると考えられる。屋根に太陽光発電施設、1階東側に15kwの蓄電池を備えている。

- (2) 校地：標高0.5m（国土地理院）の平地にあり、周囲には崖等はないので、土砂災害の危険度は低い。しかし、1965年に、石巻市が「竜宮沼」と称された沢沼池に、北上川の土砂を埋め立てて土地を造成した地域内であり、液状化による地割れや噴水・噴砂、校舎との段差発生の可能性がある。宮城県沖地震や東北太平洋沖地震の際にも、校庭で液状化現象が発生している。海岸（三河町）から4km未満の距離であるが、北東部に北上川が流れ、現在北上運河につながる石井開門が完全に閉まっていないため、急な増水による洪水等の被害が予想される。

- (3) 学区：石巻市の北西にあたり、女川原子力発電所から半径20kmのラインをまたぐように学区が広がり、UPZ圏内に入る。東に国道45号線、南西に国道108号線が走る。1965年に造成された通称「蛇田ニュータウン」と呼ばれる団地地域と、1989年より造成されたあけぼの地区が大きな住宅地となっている。東日本大震災の被害が比較的少ない地域ということもあり、右巻赤十字病院周辺（わかば、あけぼの北）等に住宅着工が進んだ。一方で、学区の西部は農地が広がり、学区内全体で見れば豊かな自然も残る地域である。学区外より通学する児童は多い。

- (4) 地形：学校及び学区の大部分は低地にある。学区の北東部には北上川が流れ、西部の端には欠山（通称須江山）がある。南側は、海岸方向である。海岸からの距離はおよそ5kmである。

- (5) 2011年東日本大震災：境谷地区を中心に東部の地区が津波により床上浸水をした。国道45号線から西に行くほど浸水深が浅くなり、浸水による被害は見られなくなる。学校での浸水被害は無。向陽町では液状化によりマンホールが浮き上がる等の被害が見られ、全壊した家屋もある。震災当日から4月21日まで避難所となり、最大約600名が避難していた。当日、引き渡しを行ったが、児童の人的被害は無。

- (6) 想定すべきハザード：近年の経験及び石巻市ハザードマップ（地震動、液状化、洪水）等より・学区東部地区（境谷地）を中心に、津波による浸水被害（床上以上）
・液状化の危険性（校舎と地面との段差、地割れ、噴水・噴砂の可能性）
・学区の大部分は土砂災害の危険性は低いが、西部の須江山周辺は可能性がある。
・最大規模の降雨（1000年に一度の大雨）により河川が決壊した場合を想定した浸水想定では、学区全域が0.5m～3m浸水する可能性がある。（ハザードマップ参照）

- (7) 学校・学年行事でよく行く場所において特に想定すべきハザード
・右巻中心部・・・津波、洪水
・学区西部の畑・・・洪水

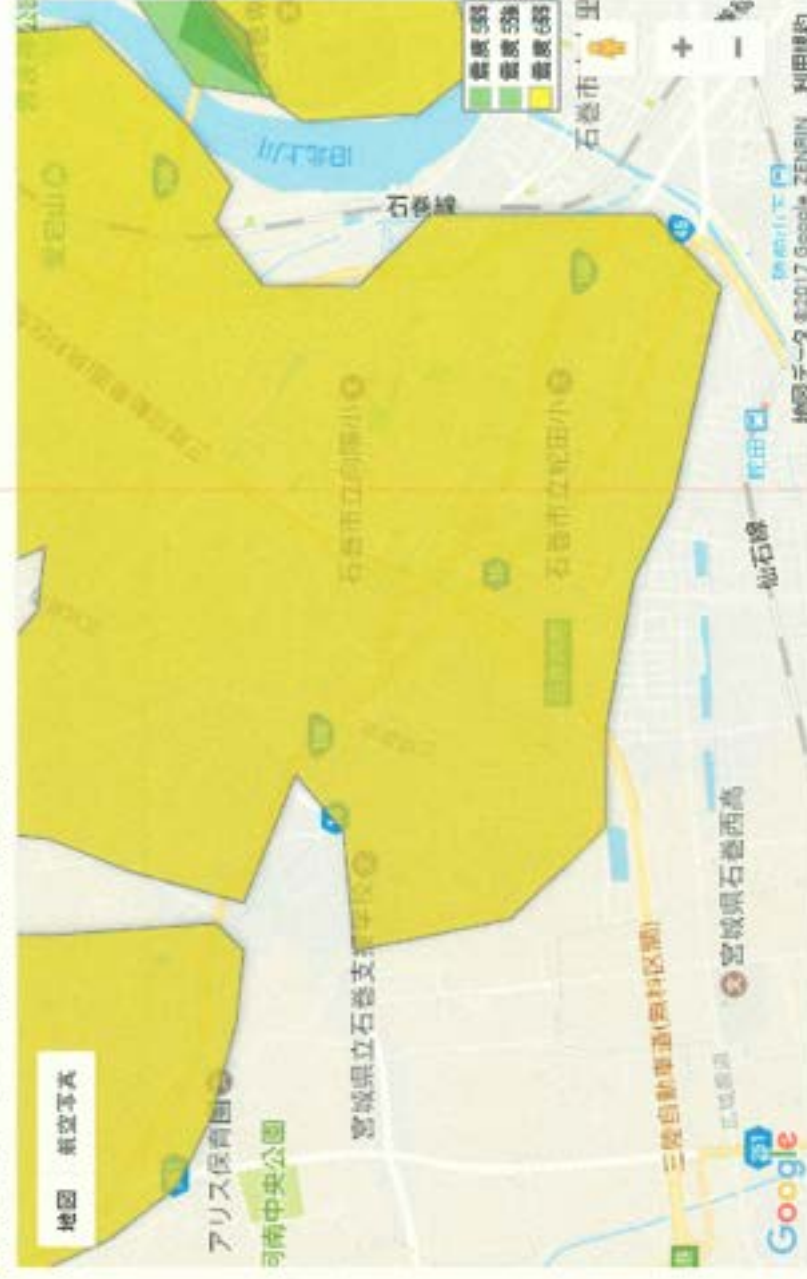
- (8) 本校が指定されている避難所

・指定避難ビル 兼 指定避難所（洪水、崖崩れ、上石流及び地滑り、高潮、津波、内水氾濫）

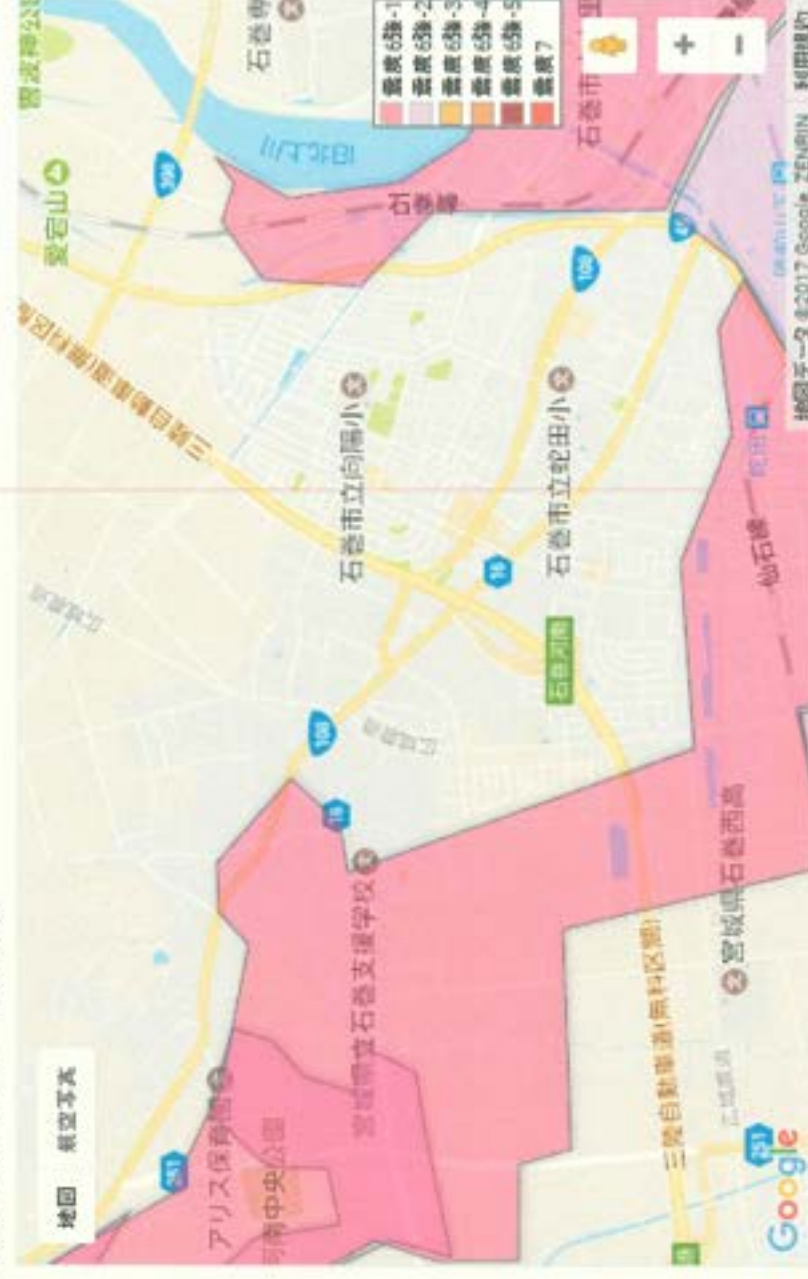
- (9) 地域防災連絡会

・蛇田中学校学区地域防災連絡協議会（令和6年度 委員長 神山 庄一）
・向陽小学校地域防災連絡会（令和6年度 委員長 渡邊 末男）

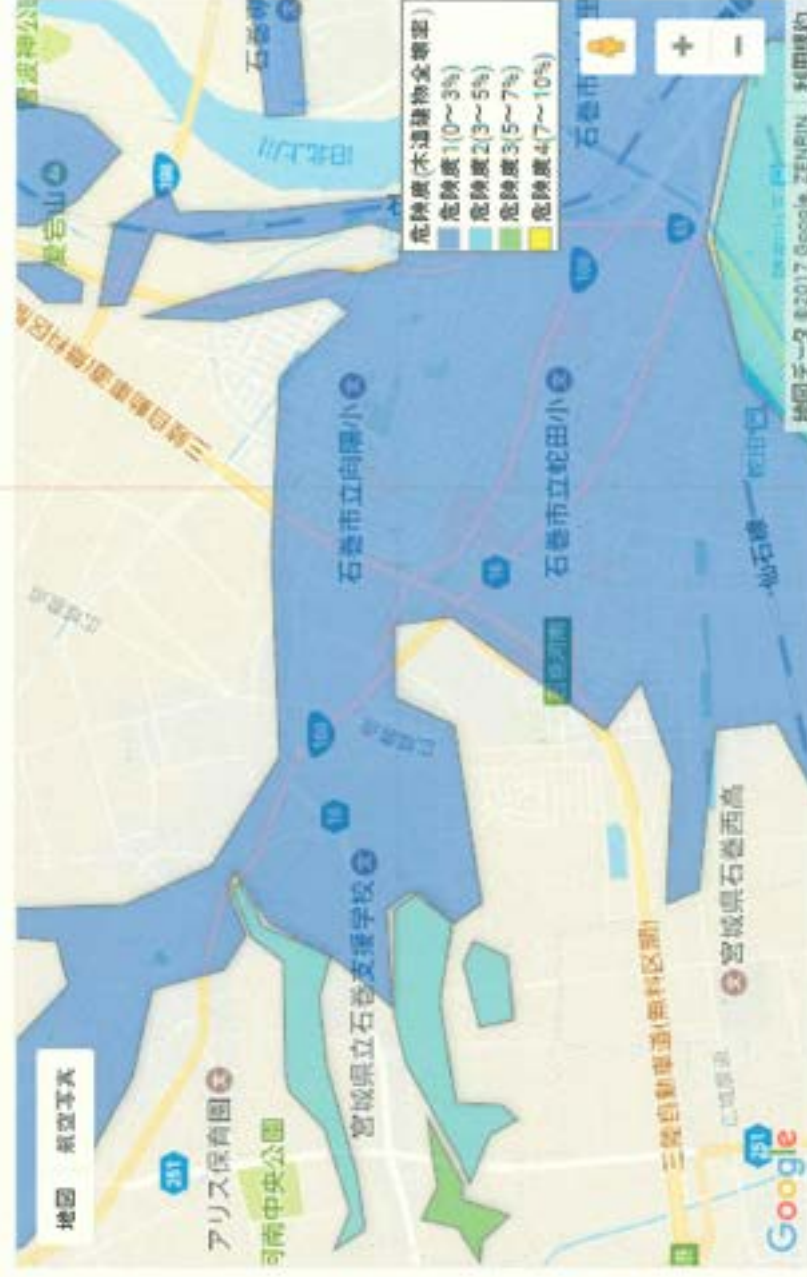
揺れやすさマップ 震度5弱～震度6弱



揺れやすさマップ 震度6強～



地域の危険度マップ（1～4）



学校防災全体計画



学校防災年間計画

月	防災管理・組織活動	校内研修	防災教育	
			関連行事	
4	- 学校安全マニュアルの確認 - 学校防災年間計画の確認 - 家庭用防災マニュアル点検 - 学区内危険箇所点検	- 学校安全マニュアルの読み合わせ、学校防災年間計画の確認、家庭用防災マニュアル、わが家の防災メモ、児童環境調査票の写し、安全点検、防災タイム、緊急時職員参集計画について(職会) - 地震・津波想定避難について(職会) - 引渡しの手順について(職会) - 学区内危険箇所点検(実地調査) - 防災設備、緊急地震速報受信機について(伝講) - 安全点検と防災について(打合せ) - 休憩時地震想定避難について(職会) - 洪水想定避難について(職会) - 体育館の防災設備について(点検・見学) - 緊急時の情報収集について(打合せ) - 停電時の情報伝達体制について(打合せ)	- 引渡し訓練 - 休憩時地震想定避難訓練	各教科・業前「防災タイム」等については次ページ参照
5	- 安全点検 - 体育館の防災設備について	- 緊急時の情報収集について(打合せ) - 停電時の情報伝達体制について(打合せ)	洪水想定避難訓練	
6	- 安全点検 - 地区巡視 - 備蓄庫確認 - 心肺蘇生法研修会	- 蛇田中学校区域防災連絡協議会及び向陽小学校区域防災連絡会について(職会) - 職員が学校にいない場合に避難所開設の必要が生じた場合の対応について(打合せ) - 学区の危険箇所について(点検) - 石巻市備蓄庫及び日赤防災倉庫について(点検・見学) - 半固定無線装置の設置方法について(伝講)	- 不審者想定避難訓練 - 防犯教室	
7	- 安全点検 - 地区巡視 - 備蓄庫確認 - 心肺蘇生法研修会	- 蛇田中学校区域防災連絡協議会及び向陽小学校区域防災連絡会について(職会) - 職員が学校にいない場合に避難所開設の必要が生じた場合の対応について(打合せ) - 学区の危険箇所について(点検) - 石巻市備蓄庫及び日赤防災倉庫について(点検・見学) - 半固定無線装置の設置方法について(伝講)	防火扉通過訓練	
8・9	- 安全点検 - 学校安全マップ作製 - 向陽小学校地域防災連絡会	- 復興防災マップについて(職会) - 防災主任研修会の伝講(職会) - 台風接近時の対応について(打合せ) - 小規模に避難所を開設する場合の職員の動員について(打合せ) - 防火設備及び用具の点検について(職会及び点検) - 火災発生時の対応について(職会) - 避難所開設研修(防災倉庫備品活用)	- 火災想定避難訓練 - 原子力災害想定避難訓練	
10	- 安全点検 - 学校防災設備研修 - 防火設備・用具の点検	- 学芸会時の危機管理について(職会) - 防災週間について(職会) - 向陽小学校地域防災連絡会の活動について(打合せ) - 原子力災害発生時の対応について(職会) - 石巻市総合防災訓練について(打合せ)	地震津波想定避難訓練(石巻市総合防災訓練・緊急地震速報)	
11	安全点検	- 学校防災フォーラムの伝講(職会) - 防災主任研修会の伝講(職会) - 備蓄庫在庫の確認(点検)		
12	- 安全点検 - 蛇田中学校区域防災連絡協議会	- 蛇田中学校区域防災連絡協議会の活動について(打合せ) - カウセンシング研修の伝講(職会) - 児童環境調査票の作成について(職会)		
1	安全点検			

2・3	・安全点検 ・児童環境調査票の作成 ・安全点検の評価と反省 ・学校安全マニュアル見直し	・防災設備点検（点検） ・来年度、学校安全マニュアルの改定について(職会) ・防災主任研修会の伝講（職会）	
-----	--	---	--

防災教育年間指導計画（防災副読本を活用した指導）

1 教科・領域

月	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
4	学活 5・6地震がきたら(学校の 中)(地いき)	学活 5・6地震がきたら(学校の 中)(地いき)	学活 5・6地震がきたら(学校の 中)(地いき)	学活 5・6地震がきたら(学校の 中)(地いき) 社会「くらしを守る」(4) 縦3-4地域の防災訓練に参加しよう	学活 5・6地震がきたら(学校の 中)(地いき)	学活 5・6地震がきたら(学校の 中)(地いき)
5				総合「防災について考えよう」(30) 22復興・防災マップをつくらう		社会「震災復興の願いを実現する政治」(6) 19石巻の人を救助するため 20がんばれ石巻
6						
7						
8					理科「台風と天気の変化」(4) 11台風・突風・竜巻から身を守ろう 理科「流れる水のはたらき」(11) 9大雨・洪水・雷から身を守ろう	
9						
10	学活 7家で、ぼうさいかいぎをひらこう 8地いきの防災訓練に参加しよう	学活 7家で、ぼうさいかいぎをひらこう 8地いきの防災訓練に参加しよう	学活 7家で、ぼうさいかいぎをひらこう 8地いきの防災訓練に参加しよう	学活 7家族で、防災会議を開こう 8地域の防災訓練に参加しよう	学活 7家族で、防災会議を開こう 8地域の防災訓練に参加しよう	学活 7家族で、防災会議を開こう 8地域の防災訓練に参加しよう 理科「変わり続ける大地」(4) 1地震について知ろう 2津波について知ろう 国語「町の未来をえがこう」(13) 24石巻の未来像
11						
12						
1					社会「情報産業とわたしたちのくらし」(6) 17新聞をありがたう	
2・3					社会「自然災害を防ぐ」(5) 9大雨・洪水・雷から身を守ろう 10土砂災害から身を守ろう きずな2-1宮城県の気象災害	

*4年総合「復興・防災マップを作ろう」は副読本上学年「復興・防災マップをつくらう」の先取りと考える。

2 行事関係

- (1) 緊急地震速報・原子力災害避難訓練…ド24・上27原子力災害からみ(身)を守ろう
 (2) 火災避難訓練…ド22火事からみを守ろう, 上25火事から身を守ろう

3 防災タイム

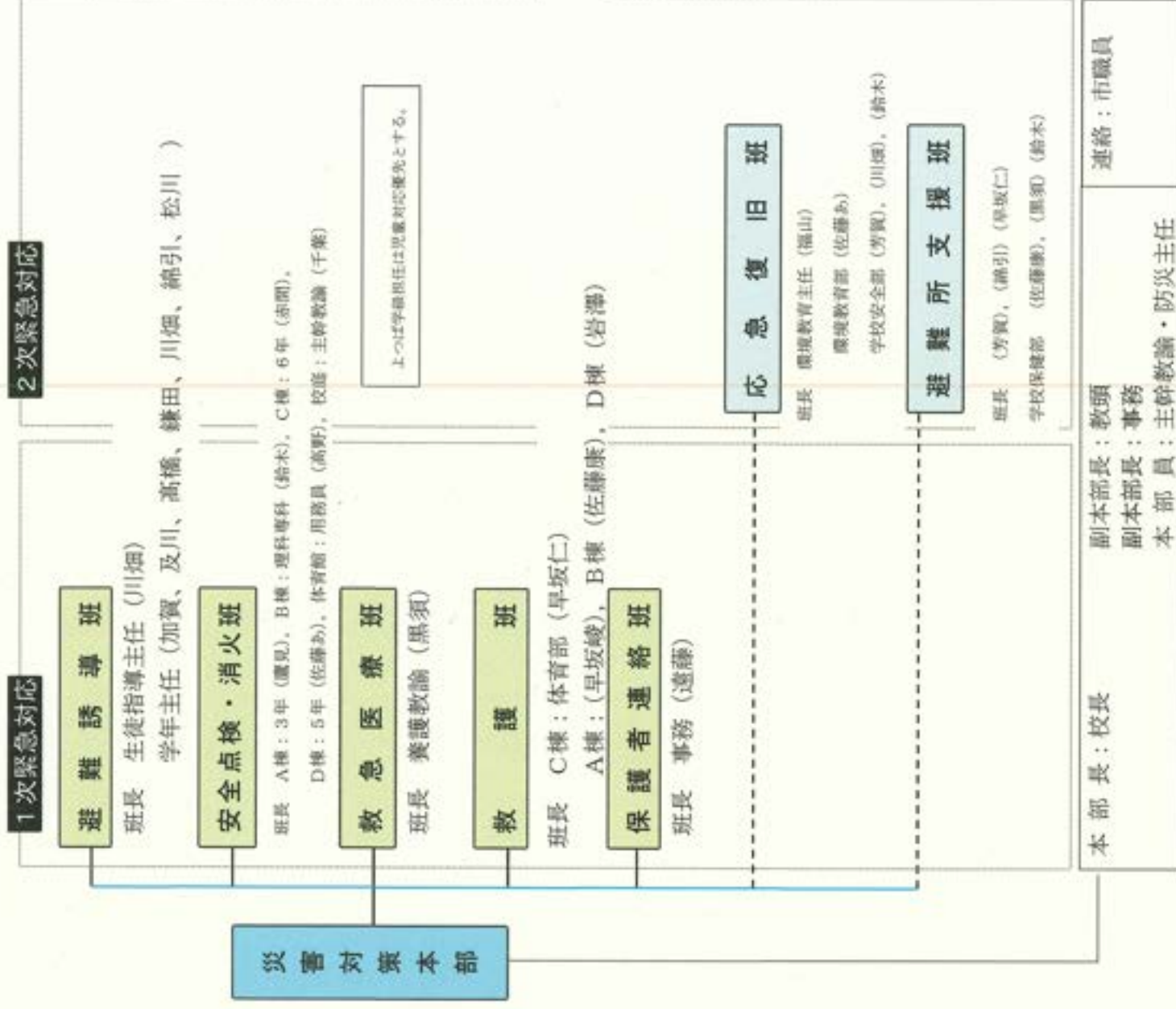
月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
4月	1 地震について知ろう きずな1・2年 3-1学校にいるとき に地震がおこった 15 水・電気・ガスのない生活 きずな5・6年 3-1地震のときの危険予測	2 けがの手当てについて知ろう きずな3・4年 2-4津波から身を守るために きずな5・6年 3-1地震のときの危険予測	3 警報・注意報・警戒レベル・Jアラートについて知ろう きずな3・4年 1-1わたしたちの宮城	4 はげましの夜 きずな5・6年 3-1地震のときの危険予測	5 水・電気・ガスのない生活 きずな5・6年 3-1地震のときの危険予測	6 助け合ったはげましの夜 きずな5・6年 3-1地震のときの危険予測
5月	14 だいいじようぶだよ きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	9 大雨・洪水・雷から身を守ろう きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	9 大雨・洪水・雷から身を守ろう きずな3・4年 1-3地震による被害 きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	9 大雨・洪水・雷から身を守ろう きずな3・4年 1-3地震による被害 きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	9 大雨・洪水・雷から身を守ろう きずな3・4年 1-3地震による被害 きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	9 大雨・洪水・雷から身を守ろう きずな3・4年 1-3地震による被害 きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える
6月	9 大雨・洪水・雷から身を守ろう きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	9 大雨・洪水・雷から身を守ろう きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	9 大雨・洪水・雷から身を守ろう きずな3・4年 1-3地震による被害 きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	9 大雨・洪水・雷から身を守ろう きずな3・4年 1-3地震による被害 きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	9 大雨・洪水・雷から身を守ろう きずな3・4年 1-3地震による被害 きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	9 大雨・洪水・雷から身を守ろう きずな3・4年 1-3地震による被害 きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える
7月	不審者想定避難訓練について(バリエーションの作り方など) ※不審者対応避難訓練と同時進行					
9月	16 みんなの力で きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	11 台風・突風・竜巻から身を守ろう きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	13 火事から身を守ろう きずな3・4年 2-3登下校中や外で地震が起こった きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	13 火事から身を守ろう きずな3・4年 2-3登下校中や外で地震が起こった きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	13 火事から身を守ろう きずな3・4年 2-3登下校中や外で地震が起こった きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	13 火事から身を守ろう きずな3・4年 2-3登下校中や外で地震が起こった きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える
防災週間	13 火事から身を守ろう きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	13 火事から身を守ろう きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	13 火事から身を守ろう きずな3・4年 2-3登下校中や外で地震が起こった きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	13 火事から身を守ろう きずな3・4年 2-3登下校中や外で地震が起こった きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	13 火事から身を守ろう きずな3・4年 2-3登下校中や外で地震が起こった きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	13 火事から身を守ろう きずな3・4年 2-3登下校中や外で地震が起こった きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える
10月	12 原子力災害から身を守ろう ※原子力避難訓練と同時進行 18 学校に病院ができた きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	12 原子力災害から身を守ろう ※原子力避難訓練と同時進行 17 わたしはここにいます きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	12 原子力災害から身を守ろう ※原子力避難訓練と同時進行 8 地いきの防災訓練に参加しよう きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	12 原子力災害から身を守ろう ※原子力避難訓練と同時進行 4-2災害時の救助活動 きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	12 原子力災害から身を守ろう ※原子力避難訓練と同時進行 18 命と健康を守る きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	12 原子力災害から身を守ろう ※原子力避難訓練と同時進行 2-5火山の歴史 きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える
11月	19 石巻の人をきゆうじよするのために きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	19 石巻の人をきゆうじよするのために きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	24 石巻のみんな きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	24 石巻のみんな きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	24 石巻のみんな きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	24 石巻のみんな きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える
12月	20 はげましのありがとう きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	21 ボランティアのきよ力 きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	22 復興・防災マップを知ろう きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	22 復興・防災マップを知ろう きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	22 復興・防災マップを知ろう きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	22 復興・防災マップを知ろう きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える
1月	20 はげましのありがとう きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	21 ボランティアのきよ力 きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	22 復興・防災マップを知ろう きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	22 復興・防災マップを知ろう きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	22 復興・防災マップを知ろう きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	22 復興・防災マップを知ろう きずな1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら きずな3・4年 2-5台風などから身を守るために きずな5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える

※特別支援学級は当該学年の計画に応じて実施する。ただし、個々の児童の実態に配慮すること。

※「きずな〇・△年」は、みやぎ防災教育副読本「未来へのきずな」

震災の規模や被害状況等を踏まえ、向陽小学校災害対策本部（以下「本部」）を設置し、迅速かつ組織的に災害対応に当たる。

(1) 基本編成図



※本部長 ↔ 防災主任 ↔ 班長 ↔ 班員の連絡体制で迅速に業務にあたる。

※災害の状況に応じて他班の支援体制を考える。(1次緊急対応を優先にする)

※本部長代理順位 ①教頭, ②主幹教諭, ③防災主任

(2) 各班の業務内容

班 名	業 務 内 容	主な必要物品
本部	○校内放送等による連絡や指示 ○応急（緊急）対応の決定 ○各班との連絡調整 ○教育委員会、市町村災害対策本部、PTA等との連絡調整・報告 ○情報収集（気象、災害、交通情報等） ○非常持ち出し品の搬出 ○報道機関との連絡・対応	拡声器、メガホン ホイッスル、ラジオ 災害用無線機、トランシーバー、イエデンワ 懐中電灯、乾電池各種 児童環境調査写し 出席簿、ビブス、筆記用具
避難誘導班	○揺れがおさまった直後の安否確認 ○負傷状況の把握と本部への報告 ○安全な避難経路を確認しての避難誘導 ○行方不明の児童等、教職員を本部に報告	拡声器、メガホン ホイッスル 強力ライト
安全点検・消火班	○火災が発生した場合の初期消火 ○被害状況の確認 ○校舎、その他施設の被害の調査と本部への報告 ○初期消火の必要がない場合は、避難誘導、救護等の他班を支援する。	消火器 （防煙マスク） 安全点検表
救急医療班	○緊急医薬品、担架の持ち出し ○負傷者の応急手当 ○救護所の設営（保健室が使えない状況を想定） ○医療機関への搬送・連絡	医薬品、AED 担架 毛布 簡易デント、シート
救護班	○負傷者の救出、救命 ○負傷者、危険箇所等の通報 ○「心のケア」の実施	担架 毛布 バール、スコップ等
保護者連絡班	○斉メール配信 ○地域防災無線、地域コミュニティを活用しての連絡 ○引渡し対応の事前の取り決め ○引渡し場所の指定（本部より指示） ○児童等の引渡し作業	出席簿、児童環境調査 写し（本部より）
応急復旧班	○被害状況の把握 ○ライフライン被害状況の把握と本部への報告 ○危険箇所の応急処置 ○「立入禁止」「使用禁止」等の表示	トラロープ 各種表示 各種工具
避難所支援班	○市町村防災担当課と連携しての支援 ○避難所開設がない場合は、避難誘導、救護等の他班を支援する。	原則、救援物資については市防災対策課で準備する。 放送機材、カラーコーン、各種表示等

(2) 地域住民、保護者との連携

校外指導部 （含防災関係）	避難訓練参観、総合防災訓練の計画、地域防災連絡会への参加 引き渡し、避難経路についての意見交換
------------------	--

I-4 教職員の動員体制

I 章 計画と体制

(1) 警戒配備 (0号配備態勢)

配備発令基準	○大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、教育長が必要と認めたとき。 ○市内で震度4の地震が観測されたとき。		
本部設置	●警戒本部設置（情報収集、連絡活動）		
本部長（学校長等管理職）		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・ <u>配備につく</u> ・情報収集を指示する。（気象情報、警報等）	・必要に応じて対応する。 ・被害があった場合は、教育委員会に報告する。	・ <u>配備につき、情報の収集にあたる。</u> ・本部長（学校長）との連携 ・通常の活動を行う。	・ <u>校長の指示に従って、対応する。</u> ・情報収集する。（気象情報、警報） ・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。 ・配備職員以外は、自宅等で本部（学校）の連絡を待つ。
○勤務時間外に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合は、自らの安全確保と家族の安否確認をするとともに、学校を含め避難区域には立ち入らない。参集する必要がある場合は、学校までの経路を含め、安全が確保できた後に参集する。			

(2) 特別警戒配備 (1号配備態勢)

配備発令基準		○台風により被害が予想され、教育長が必要と認めたとき。 ○大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表され、広範囲にわたる災害が予想または発生し、教育長が必要と認めたとき。	
本部設置	●警戒本部設置（安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策）		
本部長（学校長等管理職）		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配備につく。 ・地震：児童の安全確認、施設破損状況を確認させる。 ・津波：各種情報を確認し、待機、避難を迅速に判断する。 ・その他災害：気象情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。 ・教育委員会への報告	・必要に応じて対応する。 ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。（児童の安全確認、施設の破損状況の確認、登校の判断等） ・被害があつた場合は、教育委員会へ報告する。	・直ちに配備につく。 ・待機、避難を指示する。（放送等） ・情報を収集する。（気象情報、警報） ・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。 ・配備職員以外は、業務の補助をする。	・校長の指示に従って、対応する。 ・情報収集する。（気象情報、警報） ・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。 ・配備職員以外は、自宅等で本部（学校）の連絡を待つ。
○勤務時間外に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合は、自らの安全確保と家族の安否確認をするとともに、学校を含め避難区域には立ち入らない。参集する必要がある場合は、学校までの経路を含め、安全が確保できた後に参集する。			

(3) 特別警戒配備 (2号配備態勢)

配備発令基準 ○石巻市で震度5弱以上の地震が観測されたとき。 ○台風による広範囲かつ大規模な被害が予想され、教育長が必要と認めたとき。 ○大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害が予想されるときまたは発生し、教育長が必要と認めたとき。	
本 部 設 置 ●警戒本部設置 (安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策)	
本部長 (学校長等管理職)	
勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配備につく。 ・地震：迅速に避難誘導させる。 ・津波：各種情報を確認し、迅速に高台に避難させる。 ・その他災害：気象、交通情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。(授業打ち切り等) ・避難者の対応について教育委員会への報告	・必要に応じて学校での配備につく。 ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。(児童の安全確認、施設の破損状況の確認、登校の判断等) ・被害の有無に関わらず、教育委員会へ報告する。
勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配備につく。 ・避難の指示をする。(放送等) ・情報収集する。(気象情報、警報)と教職員への周知徹底 ・全職員の業務を適確に指示し、迅速に対応できるようにする。	・校長の指示に従って、対応する。 ・本部長から指示を受けた内容を全教職員に周知する。(児童の安全確認、登校判断) ・避難してきた地域の方への対応をする。
○勤務時間外に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合は、自らの安全確保と家族の安全確認をするとともに、学校を含め避難区域には立ち入らない。参集する必要がある場合は、学校までの経路を含め、安全が確保できた後に参集する。	

(4) 非常配備 (3号配備態勢)

配備発令基準 ○震度6弱以上の地震が観測されたとき。 ○避難指示が発令されたとき。 ○津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 ○災害が発生し、または発生するおそれがある場合において教育長が必要と認めたとき。	
本 部 設 置 ●災害対策本部設置 (安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策)	
本部長 (学校長等管理職)	
勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配備につく。 ・地震：迅速に避難誘導させる。 ・津波：各種情報を確認し、迅速に避難させる。(二次、三次避難場所(高台、校舎屋上含む) ・その他災害：気象、交通情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。 ・避難者の対応について防災担当課、教育委員会へ報告する。	・学校での配備につく。 ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。(児童の安全確認、施設の破損状況の確認、登校の判断、避難所開設等) ・被害の有無に関わらず、教育委員会へ報告する。
勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配備につく。 ・迅速に避難の指示をする。(放送、メガホン等) ・一次避難場所の安全確認をする。 ・本部長の指示で二次、三次避難場所への避難を指示する。 ・情報の収集(気象情報、警報)と教職員への周知徹底する。 ・全職員の業務を適確に指示し、迅速に対応できるようにする。	・校長の指示に従って、対応する。 ・本部長から指示を受けた内容を全教職員に周知する。(児童の安全確認、登校判断) ・本部長の指示を受け、避難所開設準備をする。
○勤務時間外に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合は、自らの安全確保と家族の安全確認をするとともに、学校を含め避難区域には立ち入らない。参集する必要がある場合は、学校までの経路を含め、安全が確保できた後に参集する。	

小規模な避難所開設（数十人程度）が予想される場合の人員配置

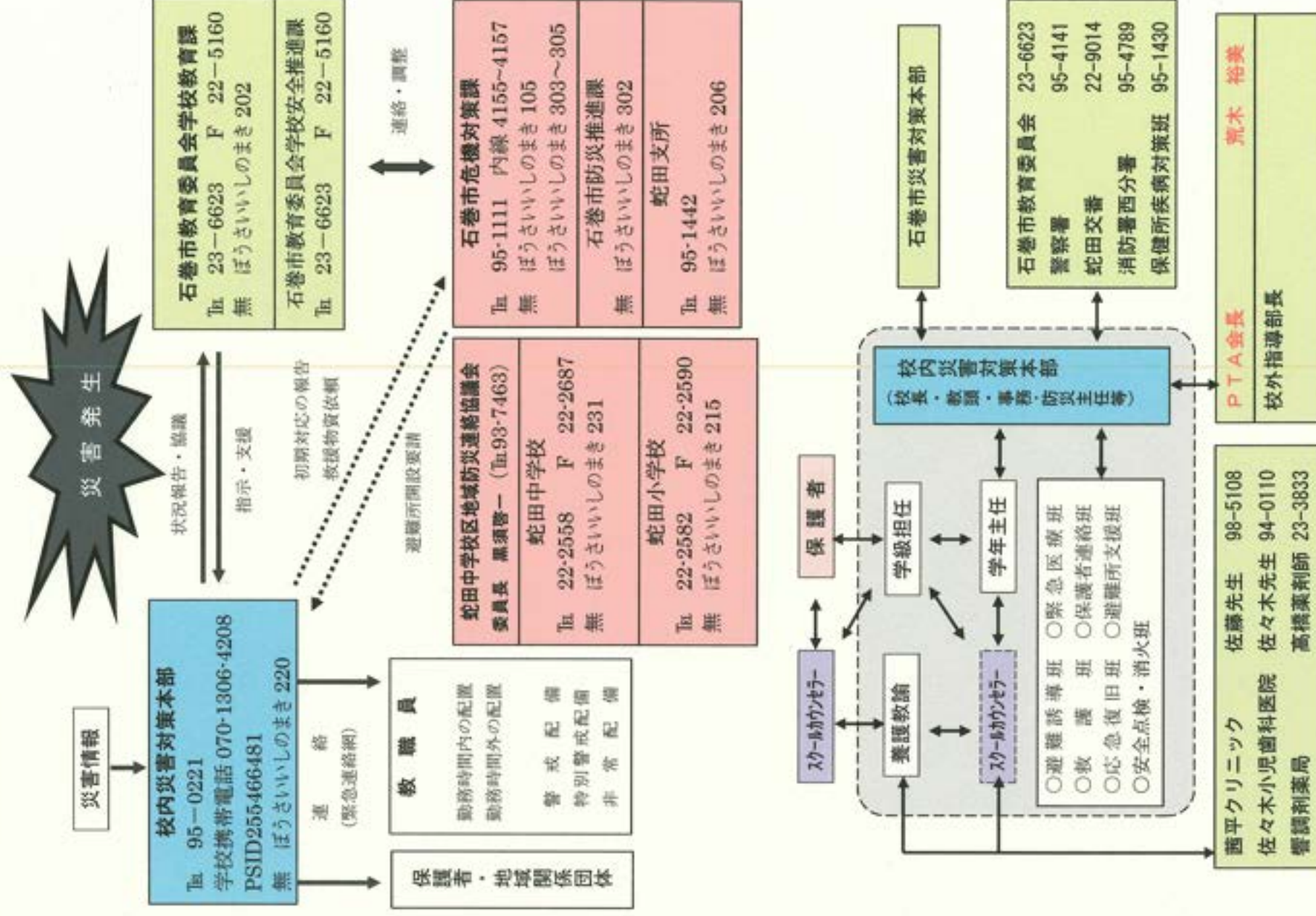
市役所職員に避難所運営を移管するまで、以下の職員が避難所開設にあたる。

本 部	校長	永野 孝雄
	教頭	山内 將之
	事務	遠藤茉莉瑛
	主幹教諭	千葉美和子
	防災主任	芳賀 辰徳
	上学年	綿引 達也
避難所支援班	下学年	早坂 仁那
	環境教育主任	福山 大騎
防災教育部	芳賀 辰徳	
	綿引 達也	
	鈴木 裕司	

＊石巻市の災害情報メールアドレスに登録すれば、避難所開設についての情報を手にすることができる。

- ・ 本庁地区 is1-entry@my.e-msg.jp
- ・ 本庁地区 QRコード





I-6 災害時の情報収集体制

I 章 計画と体制

(1) 情報収集手段

	主な手段	担当者
平常時	① 非常持ち出し袋 (テレビ・ラジオ・乾電池・手回し発電・児童環境調査票) ② インターネット ・地震情報 → 気象庁 HP ・津波情報 → 気象庁 HP ・大雨洪水情報 → 仙台管区気象台 (気象情報) キキクル (河川の状態) 宮城県河川流域情報システム (河川の水位、河川カメラ) ・土砂災害情報 → キキクル (土砂の状態) ③ 危機対策課直通の防災無線 (半固定型可搬型電話) ④ 学校携帯電話	○ 事務 主幹教諭 教頭 防災主任
停電時	① 上記平常時①～④と同じ 太陽光発電コンセント, 発電機等 ② 災害時優先電話 (職員室・PC 室前廊下) * 停電時也可以使用可能 * 通信制限の際も優先して接続 ③ その他 ・太陽光発電による通信機器の利用 ・発電機使用による通信機器の利用 ・自家用車のテレビ, ラジオ ・安全を確保した上での自転車・徒歩による情報収集 ・備蓄庫のワンセグテレビ (ニンテンドーDS TV) ・個人持ちの携帯・スマートフォン等による情報収集 ・半固定無線装置を持ち出し、情報収集	○ 事務 主幹教諭 教頭 防災主任

○は担当責任者

(2) 情報伝達手段

		担当者
平常時	① 一斉メール配信 ② 危機対策課直通の防災無線 (半固定型可搬型電話)	○ 教頭 事務 主幹教諭 防災主任
停電時	① 上記平常時①～②と同じ ② 災害時優先電話 ③ 災害用伝言ダイヤル 171 ④ その他 ・太陽光発電による通信機器の利用 ・発電機使用による通信機器の利用 ・安全を確保した上での自転車・徒歩による連絡 ・個人持ちの携帯・スマートフォン等による連絡	○ 教頭 事務 主幹教諭 防災主任

○は担当責任者

令和7年度 向陽小学校区地域防災連絡会について

1 <向陽小学校区地域防災連絡会について>

① 目的

避難生活所に指定されている石巻市立蛇田中学校区の各学校区単位で行う。蛇田中学校区地域防災連絡協議会の目的と同様とし、地域的な事情を踏まえた連携をすすめる。

② 令和6年度構成員

No	氏 名	役 職	備 考
1	杉浦 誠	石巻市総務部危機対策課	課長補佐
2	内海 明彦	石巻市総務部危機対策課	防災専門官
3	安保 勇矢	石巻市総務部危機対策課	主任主事
4	宮川 和久	蛇田支所	蛇田公民館館長
5	西條 文雄	境谷地 行政委員	
6	白出 得治郎	上二区 行政委員	
7	今野 信一	福村 行政委員	
8	小野 信男	向陽町1丁目 行政委員	
9	和泉 勲	向陽町2丁目第一 行政委員	
10	渡邊 未男	向陽町2丁目第二 行政委員	
11	伊藤 満夫	向陽町3丁目 行政委員	
12	島 俊児	向陽町4丁目 行政委員	
13	横山 峰夫	向陽町5丁目第一 行政委員	
14	平松 武衡	向陽町5丁目第二 行政委員	
15	小野 孝	あけぼの 行政委員	
16	高橋 利美	あけぼの北復興住宅 行政委員	
17	中郡 秀吾	わかば 行政委員	
18	荒木 裕美	向陽小学校父母教師会会長	
19	柴田 美保	向陽小学校父母教師会校外指導部長	
20	永野 孝雄	向陽小学校 校長	
21	千葉 桂介	向陽小学校 教頭	
22	佐藤 孝幸	向陽小学校 主幹教諭	
23	綿引 達也	向陽小学校 防災主任	

2 令和6年度 地域防災連絡協議会 運営実績

月	蛇田中	向陽小	蛇田小
4～9	6/13 蛇田地区連絡会 「協議内容」 ・石巻総合防災訓練について ・地域の現状 ・今年度の活動について ・その他		
10	10/22 第1回防災担当会議 「協議内容」 ・石巻総合防災訓練について ・地域の現状 ・今年度の活動について ・その他		
11 11 12	11/2 石巻市総合防災訓練への参加 ・避難訓練 ・担架運び訓練見学 ・避難所見学		
1 2 3		12月～2月 第2回連絡会 ①年度の活動の振り返り ②次年度の取組について 検討 *必要に応じて連絡会ごと に開催を判断する。	

＜蛇田中学校区地域防災連絡協議会について＞

1 目的

(1) 蛇田中学校区地域防災連絡協議会

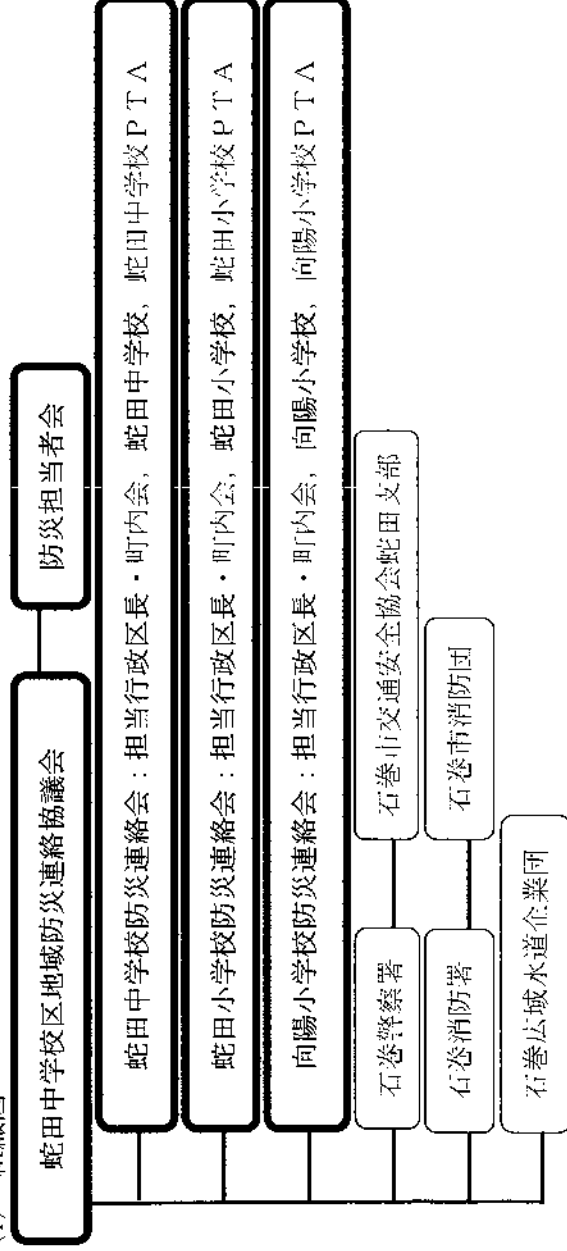
- ① 避難生活所に指定されている石巻市立蛇田中学校、石巻市立蛇田小学校、石巻市立向陽小学校において、学校と地域の連携を密にし、災害発生時の迅速な避難所を開設・運営を行い、児童・生徒・地域住民・避難者の生命を守り、石巻市に避難所運営を移管する。
- ② 地域住民が防災に対する認識が高まり、災害時の具体的備えが整備されていけるよう地域と学校及び関係機関の協力体制について協議する。

(2) 防災担当者会

上記(1)(2)の会合の連絡、調整機関として位置付ける。

2 組織

(1) 組織図



(2) 役職・分担

委員長	行政委員長 【 】
副委員長	蛇田中学校区行政委員長 【 】
〃	向陽小学校区行政委員長 【 渡邊末男】
〃	蛇田小学校区行政委員長 【 】

中学校区 事務局長	蛇田中学校 【教頭 防災主任】
各小学校 事務局長	蛇田小学校、向陽小学校 【教頭 防災主任】
委員	各行政委員長
委員 ※必要に応じて招集	各校PTA会長・副会長 関係機関 石巻支援学校

※裏区、浜江場は蛇田中の地域防災連絡会に所属しています。(下参照)

蛇田小	蛇田中
・谷地第1 ・新谷地前 ・中坪第1	・恵み野東 ・東前沼第1 ・新立野第1
・谷地第2 ・丸井第1 ・中坪第2	・恵み野西 ・東前沼第2 ・新立野第2
・谷地第3 ・丸井第2 ・上第1	・新下前沼 ・浜江場 ・新立野第2
・新立野第1	・新立野第2

I－8 避難訓練実施計画

児童避難訓練

1 ねらい

児童の命を守るとともに、自分自身の命を守ることを優先する。

2 日 時 令和 7 年 6 月 3 0 日 (月) 業前

3 場 所 各教室

4 訓練実施内容

○不審者想定避難訓練の要点

- ・ 不審者侵入時の緊急放送の周知をする。
チャイム×3 「向陽小学校から全職員へ。※（北ホール）でひまわりタイムです。対応をよろしくお願いします。」
※（場所については不審者の行先によって変更有）
- ・ 放送がなったら、児童を教室の窓側に集める。
- ・ 放送がなったら、周囲の安全を確認する。
- ・ 教室の扉を閉め、電気を消して気配を消すことで不審者に対して心理的バリエードになること等を指導する。
- ・ 教室の出入り口に机や椅子を置き、侵入を防ぐとともに、現場の様子から臨機応変に判断する。
- ・ 教師の指示を冷静に聞くことや、自分の命を守るために迅速に行動することを指導する。

教員避難訓練

1 ねらい

- (1) 校内の異変を敏感に気付ける教職員を増やす。
- (2) 校内に異変があった場合に、迅速に判断し行動できる教職員となる。

2 日 時 令和 7 年 6 月 3 0 日 (月) 放課後

3 場 所 1 5 時 0 0 分に正面玄関に職員集合

4 想 定

午後 1 4 時 5 0 分に、職員玄関（業者が作業中のため、かぎが開いている状態）から不審者が侵入。職員玄関付近で怪しい動きをしながら通り過ぎようとする。児童に危害を加える恐れがあるため、全校児童を教室内に避難させ、安全の確保に努める。

5 訓練内容

第 一 部（1 4 時 5 0 分頃から、職員玄関で本日の流れを確認する。）

時刻と不審者の動き	学級担任以外の動き	備 考
1 5 : 0 0 ・職員玄関から侵入 職員室前を怪しい動きをしながら通り、A 棟の方へ向かう。	・職員玄関から不審者が大声を出して侵入したことで発見者が気が付き、話し掛けながら後を追いつ、不審者かどうか判断する。用件がない場合は退去を求める。（主幹教諭） ※職員と呼びかけに応じない場合は、すぐに不審者とみなして対応にあたる。	・児童に危害を加える可能性があるかどうか判断しながら、来校目的を聞き出す。その際、1 m ～ 1 m 5 0 c m の間隔をあげる。（他に職員がいる場合、できるだけ複数で対応） ・不審者と対峙している職員は、居場所を共有するためにホイッスルを吹きながら対応する。
1 5 : 0 3 ・1 階配膳完隣の階段で、凶器のようなものを出し、不審な行動を見せる。	異常事態発生 児童に危害が及ぶ可能性があるため発見者が判断し、大声で「教師先生、お客様です」と職員室に伝える。 （主幹教諭） （教師、主幹教諭、職員室）こいた職員が現場に急行する。 教師を中心に犯人の説得にあたる。） ※今回の研修では、4 ～ 6 年担任の男性職員と理科専科も放送を聞き現場に急行する。（椅子やほうき、消化器等を持参し、不審者に対応する。） ※学級担任は、教室で児童管理を行うことを基本とする。	校内放送 チャイム×3 「向陽小学校から全職員へ。（北ホール）でひまわりタイムです。対応をよろしくお願いします。」

	・教室内への侵入を防ぐため、不審者をその場から動かしないうようにする。 ・事務も現場へ→教頭から職員室へ報告するよう指一本→校長へ報告 ・校長の指示により、校内放送を行う。(義教) ・校長より指示を受け、警察へ通報する。(事務) 「石巻市立向陽小学校です。今校舎内に不審者が侵入し、児童に危害を及ぼそうとしています。」 ※その後、警察の問い合わせに応える(不審者の特徴や、不審者がいる位置等)	
・配膳室前～図工室前付近で、教職員と押し問答になる。 15:13 ・警察官に取り押さえられる。	警察が到着するまで、現場に駆けつけた職員で対応する。 ※教室や他の階へ侵入しないように、できるだけ1ヶ所にとどめておくことが基本。	・不審者が教室や他の階へ侵入しないよう、1ヶ所にとどめておく。

第二部 (警察の方からの指導・講評、場所：体育館)

15:30	1 開会挨拶と講師紹介 右巻警察官生活安全課の方々の紹介(教頭) 2 訓練に対する指導・講評 ① 発見時の対応 ② 不審者への声掛け ③ 教職員の取り囲み ④ 連絡・誘導 ⑤ その他 3 道具の扱い方 ① さすまたや教室等にあるものの活用について ② 校舎内で不審者が入りやすいところ(施設確認を十分に行うところ) ③ その他 4 警察署より 5 校長先生より御礼 6 閉会	
-------	--	--

共通理解しておきたいこと

- ・児童の安全を確保することを第一目的とする。
- ・学級担任は、教室内で児童管理を行うことを基本とする。
- ・不審者が侵入したことを聞き、児童を教室の窓側に集める。
- ・教室の出入り口に机や椅子を置き、侵入を防ぐとともに、現場の様子から臨機応変に判断する。
- ・報告の仕方は、避難訓練の場合と同じであるが、現場にいる担任もいるので、臨機応変に対応する。(2階学級担任)
- ・避難を1～2メートル以上確保する
- ・職員の間で対応しないときは、不審者として認識してよい。
- ・不審者が二人であれば、対応は4人(倍の人数で対応)
- ・声がけに反応しなければ、大声で加勢する人を呼ぶ。

原子力災害に伴う引渡し訓練実施計画

1 ねらい

- ・大きな地震に伴って原子力災害が起きることを知り、児童を引き渡しになる場合があることを知る。
- ・緊急事態の際に、児童を保護者に確実且つ迅速に引き渡すための手順や方法を確かめる。

2 日 時 令和 7 年 5 月 2 日（金） 放課後

3 場 所 各教室

4 想 定
 ①災害の種類 ： 地震（震度6弱）
 ②発令時刻 ： 午後2時40分
 ③その他 ： 震度6弱の地震のため、石巻市より警戒自体の宣言があり、児童の引き渡しへと移行する。放射線物質の放出は想定しない。

5 避難命令 教頭が放送で指示する。

6 当日の流れ

時刻	学級担任以外の動き	学級担任の動き	備 考
14：40	● 緊急地震速報の受信・緊急放送（教頭） 「訓練、緊急地震速報、訓練、緊急地震速報。地震がきます。安全な場所で自分の身を守りなさい。」 ● 地震発生を告げる放送（教頭） 「訓練地震発生。ただ今、大きな揺れが続いています。身を低くして頭を守り、動きません。」 ● 揺れの収束を告げる放送（防主） 「訓練。大きな揺れが収まりました。校舎や校庭の状況を確認しています。安全な場所ですのままで待ちなさい。」	・各担任は教室で安全確保行動の指導 安全確保行動 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所」で「まず低く、頭を守り、動かない」	※テレビ・ラジ オ・インターネット等で風向きを含め、情報を収集する。（事務部）
14：45	● 原子力施設の被害に伴う屋内 逃避が指示される。 「お知らせします。学年主任の先生は、至急職員室に集まってください。児童の皆さんは、窓を閉め教室で待機しなさい。」 （繰り返し）（教頭）	・学年主任は職員室へ ・教室で待機の教員は両クラスに声を掛け続ける。 ・7学年部は校内に被災箇所等がないか確認する。※	※危険個所の確認及び管理棟の窓を閉め、換気扇等のスイッチを止める。 （専科、通級指導、用務員） ※学年主任でない担任は、隣接学級の教室の窓を閉め、換気扇、エアコン等

14:48	● 職員室での教頭指示 「児童をできるだけ窓から遠ざけてください。また、児童数と異常の有無を本部で報告してください。」 ・必要に応じて検索を指示。		のスイッチを止め、児童数を確認する。 ※カーテンを閉める。
14:55	児童及び校舎の安全が確認でき次第、引き取りの連絡をマチコミで送る。 ① 児童クラブ（体育館引き渡し） ② 保護者（各教室受け渡し） ※本来は同時送信であるが、訓練のため、①、②としている。 ・保護者待機入場指示（主幹） ・誘導（養教、専科）	・体育館で児童クラブの職員に引き渡す。 ・教頭ごとに引き渡す。（兄弟がいる場合は上の学年から） ・児童環境調査票は引き取り者に見えないようにし、児童から誰が迎えに来たのか言わせ、児童環境調査票に印をつける。 ・直接帰宅するのかどうか確認し、経路地がある場合はメセをとっておく。	・引取り者に登録していない人には引き渡さない。 ・迎えに来る予定の児童は保護者が来るまで待たせる。 ※教室内では、防災に関わる動画を視聴する等をしながら待機する。
15:45	・マチコミで引渡し訓練終了の連絡をする。 ・マチコミで、迎えに来ない児童は下校させることを連絡する。	・事前に関連があった、保護者が迎えに来ない児童を下校させる。 ・保護者が迎えに来なかった児童を下校させる。 ・児童クラブの児童は児童クラブへ。	

4 各学級での事前・事後指導

(1) 事前指導

- ・ 引渡し訓練を行う理由について指導する。
（不審者が校内に逃げてしまった場合、大地震により通学路に危険な場所ができた場合、台風や大雨が接近している場合など、児童が下校する際の安全を確保するために行う。今回は原子力災害に伴うものであることも指導をする。
- ・ 津波が来ている際には、引渡し訓練を行わないことを指導する。
- ・ 児童の安全を確保することが目的であることから、下校後の過ごし方についても指導する。
- ・ 学年の実態に合わせ、指導する内容を検討する。
- ・ 学年に応じ、訓練のねらいや手順を指導しておく。
- ・ 引渡し訓練の案内から参加確認票を切り取り全員提出してもらおう。担任は自分のクラスの参加家庭を把握する。
- ・ 4月に児童環境調査票の写しを整備しておく。

(2) 事後指導

- ・ 後日、訓練の反省をする。

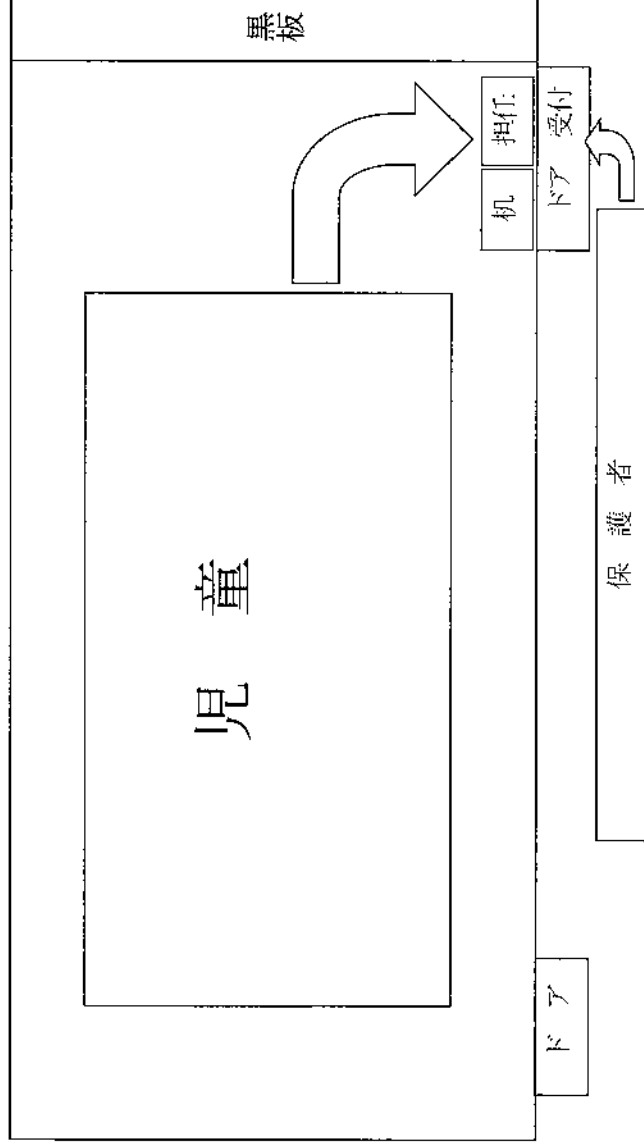
5 準備物

- ・児童環境調査票の写し（各学年）

6 役割分担

保護者案内文書	防災主任	
保護者待機人場指示、校庭誘導	上幹、用務員	
職員玄関で誘導	養教	・長机2台、手指消毒準備。
引渡し	担任	
体育館管理（児童クラブ）、校庭誘導	教科担任	・体育館で児童クラブに児童を引き渡す

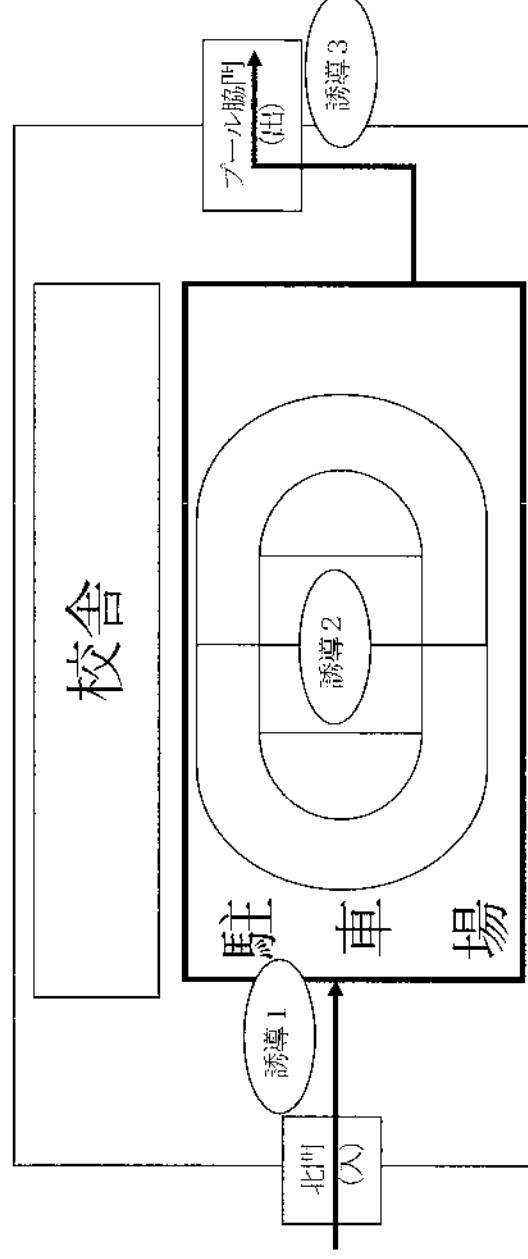
7 引渡し訓練会場図（教室）



- ・児童クラブ職員と引き渡しの手順について事前に確認をしておく。
- ・保護者は一方通行とする。
- ・保護者が受付をしたとき、その児童は教室の受付まで来て保護者の確認をする。
- ・保護者は職員玄関から校舎に入り、各学年の昇降口から下校するようにさせる。

8 駐車場

- ・ 晴天時、校庭は駐車場として開放し、北門から入り、プール協門から出るように一方通行とする。
- ・ 校庭の状態が悪い場合は校庭の開放を中止し、保護者は徒歩で迎えに来てもらう。学区外の保護者は車での迎えを可とし、プール脇駐車場に停めてもらう。



9 その他

- ・ 事前に保護者に日程を周知し、訓練開始をマチコミで通知して、各家庭から迎えに来てもらう。

避難訓練（休憩中）実施計画

1 ねらい

休み時間に起きる非常事態（地震）によって発生する危険について理解させ、安全を確保するための基本的な行動及び避難の仕方を身に付けさせる。

2 日時

令和7年5月14日（水）（校庭の状況にもよる）
10：10～10：30 業間 1、2校時Bタイム

3 対象人員

全学年児童及び職員（避難遅れの児童及び職員はないものとする）

4 想定

①災害の種類 : 地震
②発生時刻 : 午前10時10分
③その他 : 緊急地震速報発令

※ 訓練の予告：学校だよりや学年通信では、日にちを明記せず、「第○週のいつか」と明記する。

中・高学年→「今週のいつか」

低学年・特別支援学級→「火曜日の業間」

5 避難命令

（防災主任）が放送で行う。

6 避難場所・避難経路

（1）校舎内にいる場合

①安全確保行動→②その場で1次避難→③校庭に2次避難→④各教室（教室避難の指示による）

（2）校庭にいる場合

①安全確保行動→②その場で1次避難→③校庭に2次避難→④各教室（教室避難の指示による）

※ 児童の安全確認に7学年部の教員が校庭に出て、けがの有無を確認・放送での指示後、教室に移動する。

※ 学年主任は校舎内で児童の安全確認を行うことを基本とする。

7 指導計画

（1）前日まで（事前指導をしっかりと行う）

時 間	指 導 内 容
学級活動	① 自分で自分の身を守る子ども ・ふだんから放送をよく聞いて行動する。 ・「おはしも」を守る。 ・避難経路の確認、避難場所での並び方 ・内容（避難経路を含む）について ・高学年は低学年に声や手をかける。 ・帽子がある場合はかぶる。
防災タイム 朝の会 帰りの会	② いつどこで発生するか分からない自然災害と備え ・地震と津波の被害とその備えについて ・避難訓練の意義とめあてについて ・集団行動の規律について

（2）地震発生後の児童の動き（初期避難）

場 所	方 法
教 室 特別教室	・机の下にもぐる。 ・机がない場合は、廊下での方法と同じ。（ガラスのある所から離れる。窓に背を向ける）

廊下	・「棚等の倒壊のおそれのある物及びガラスや蛍光灯の下を避け、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。 ・近くに教室がある場合は、その教室の机の下に素早くもぐる。
階 段	・手すりにつかまり、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。
昇降口	・落下物があるかもしれないので、あわてて外へ飛び出さない。 ・廊下での方法と同じ。
トイレ	・蛍光灯の下を避け、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。
体育館	・頭上を確認し、落下物がない位置へ移動し、身を低くする。
校 庭	・校舎や倒壊のおそれのある物から離れ、それらに背を向けてしゃがむ。 ・ジャンダルジムやすべり台で遊んでいる時はあわてて飛び降りたりせず、大きな揺れだと感じた場合は遊具にしっかりとつかまって、揺れがおさまるのを待つ。

(3) 当 日

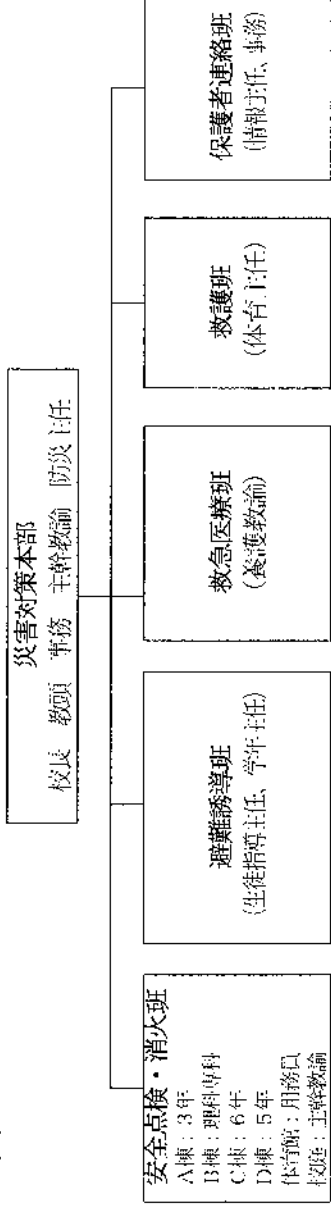
時刻	流れ	指導内容等	児童の動き 備考
10:05	● 観察係は配置に付く。(校長、教頭)		● 検索児童は隠れる
10:10	● 緊急地震速報の受信・緊急放送 (防主) 「訓練、緊急地震速報、訓練、緊急地震速報。地震がきます。安全な場所で自分の身を守りなさい。」 ● 地震発生を告げる放送 (防主) 「訓練地震発生。ただ今、大きな揺れが続いています。身を低くして頭を守り、動きません。」 ・ 学級担任は教室へ、校庭の安全点検担当者は校庭へ向かいながら、安全確保行動の指導 ● 揺れの収束を告げる放送 (防主) 「訓練。大きな揺れが収まりました。校舎や校庭の状況を確認しています。安全な場所ですのまま待ちなさい。」 ● 本部旗職員室前設置 (養護教諭) ● 安全安否確認→状況報告	● 安全確保行動 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所」で「まず低く、頭を守り、動かない」 ※拡声器をもって校庭へ行く ※校庭児童をジャンダルジム前に集める ※担当箇所の安全点検を行い教頭へ報告する。けが人の有無も確認する。(安全点検・消火班を中心に) A棟 3年 B棟 理専 C棟 6年 体育館 用務員 D棟 5年 校庭 主幹	
10:13	● 避難開始の放送 (防主) 「校舎の安全が確認できました。児童のみなさんは、落ち着いて校庭に出て、ジャンダルジム前に集まりなさい。」 ・ トイレ前の学級の担任は、トイレ等を確認する。 ・ 校庭にいる児童を掌握している職員は、学年ごとに児童をジャンダルジム前に整列させる。 ・ 学級担任は、近くの特別教室や廊下にいる児童へ2次避難の声掛けを行う。 ● 校庭での人員点検と報告 (担任→学年主任) ● 本部への人員報告 (学年主任→本部)	※ 特別支援学級の児童を見つけたら、避難することを必ず指示する。 ● 防災頭巾を着用する。 ● 静かに指示を聞く。 ● 混雑を避けるため、自分の学年の昇降口から、外靴を履いて2次避難する。	

	【学年主任】←【担任】 ↓ 【主幹】 ↑ 【7 学年部】 第○学年○名中○名欠席、児童○名全員と担任教員○名、支援員○名、全員避難完了しました。	※ 学年主任が検索係を兼ねている場合は、人員報告後も本部に留まり指示を待つ。
10:18	● 検索の指示 ・ 異常ありの場合 検索の指示後状況を放送で共有する。 「先生方に連絡します。ただいま検索を行っています。隣接学級の児童管理にご協力ください。」 ・ 検索終了（児童確認） 「検索対象児童の確認がとれました。」 ● 避難完了 ● 各教室に戻る	※ 担当する場所を検索（安全点検・消火班を中心に行うが、必要に応じて、避難誘導班も一緒に検索する場合もある）
10:23	● 放送による講評と講話（校長） ● 振り返り（各担任）	※ 放送範囲を「校内」に絞る
10:23	● 訓練の終了	

8 その他

- (1) 準備物
- (2) 留意点
- ① 校長先生と教頭先生を観察係とし、フリーの立場で児童並びに教員の動きを観察する。
- ② (火災時のみ)
 - 関係機関への連絡
 - ・ 共栄防災との連絡【防災主任】 Tel 2 4 - 9 5 2 4
 - ※ 防火扉、火災警報器などについて確認
 - ・ 同和警備への事前連絡【防災主任】 Tel 9 5 - 9 0 0 3
 - ・ 消防署への通報 [事務部]

9 組織



避難訓練（洪水）実施計画

1 ねらい

- (1) 大雨による洪水の発生に備えて、的確な対策を講じられるように体制を確立するとともに、訓練を通して児童の防災意識の高揚を図る。
- (2) 迅速かつ安全に避難する方法や態度を育成する。

2 日時

令和6年6月10日（火）業前：防災タイム

3 対象人員

全学年児童及び職員

4 想定

- (1) 災害の種類 大雨による洪水（一部部分浸水による被害）
- (2) 発生時刻 午前8時20分

5 避難命令

放送で行う。（教頭）

6 避難場所

2階への垂直避難

7 避難経路

「12避難経路」参照

8 事前・事後の指導内容

時間	指導内容
学級活動 防災タイム 朝の会 帰りの会 訓練終了直後	・ 日時、内容（避難経路を含む）について ・ 洪水による被害 ・ 避難訓練の意義とめあてについて ・ 集団行動の規律について ・ 防災頭巾の有無、着用の仕方について

※ 副読本「未来へつなぐ」及び宮城県版副読本「未来へのきずな」、資料「緊急地震速報リーフレット」等を活用する。

9 訓練の流れ

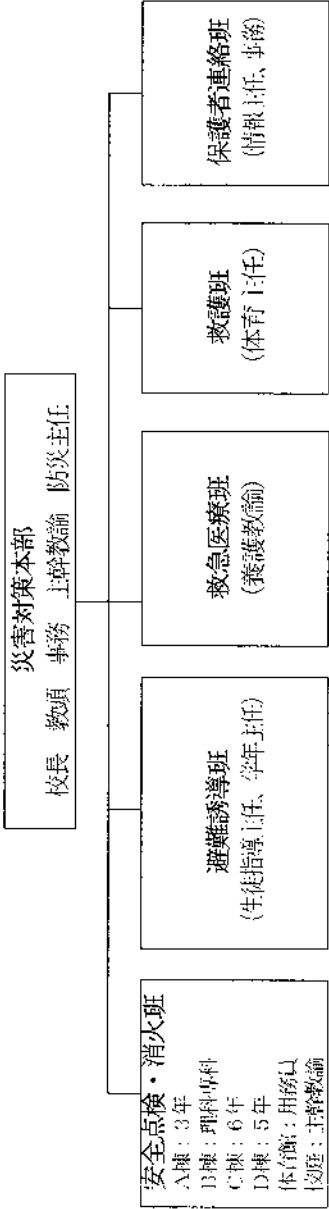
時刻	主な流れ	指導内容	備考																
8:20	● 大雨による河川の氾濫を職員室にいる職員が受信。(教頭) ● 全校放送で1～3年生を2階へ垂直避難するよう指示。 「ただいま、大雨による河川の氾濫があります。本校にも洪水が押し寄せてくる危険がありますので、1、2、3年生は先生の指示に従い、直ちに2階の指定避難場所に移動しなさい。繰り返します…」	● 安全な場所を探し、安全を確保する行動をとる。 ● ケガをしないよう慎重に避難する。 ● 静かに待機させる。 ● 1学年は「未来へつなぐ 9 大雨・洪水・雷から身を守るう」の内容を指導する。	※指示のとおり速やかに安全を確保する行動をとらせる。 ※各担任は手近にあるヘルメットを着用する。 ※本部を図書室前に設置する。 (校長) ハンドマイク準備。 ※担当が物品等を持ち出す。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr><td>本部旗</td><td></td></tr> <tr><td>救急箱</td><td></td></tr> <tr><td>出席簿</td><td></td></tr> <tr><td>持出袋</td><td></td></tr> <tr><td>拡声器</td><td></td></tr> <tr><td>携帯無線</td><td></td></tr> <tr><td>ラジオ</td><td></td></tr> <tr><td>保健室電気対応</td><td></td></tr> </table> 係 分 担	本部旗		救急箱		出席簿		持出袋		拡声器		携帯無線		ラジオ		保健室電気対応	
本部旗																			
救急箱																			
出席簿																			
持出袋																			
拡声器																			
携帯無線																			
ラジオ																			
保健室電気対応																			
8:30	● 避難場所での人員点検と報告 【学年主任】 ← 【担任】 ↓ 【教頭】 → 【校長】 ↑ 【主幹教諭】 ← 【7学年部】 ● …次避難完了	● 静かに待機させる。 第○学年○名中○名欠席、児童○名全員と担任教員○名、支援員○名、全員避難完了しました。	※ラジオの電源を入れ、周波数を合わせて放送を受信する () ※仙台管区気象台(気象情報)、キキクル(河川状況)等から情報を集める。 ※防災主任が半固定無線機による教育委員会へ連絡を行う。																

	● けが人の応急手当 ・ 例避難する際のねんざ等		※学年主任が検索係を兼ねている場合は、人員報告後も本部に留まり指示を待つ。 ※支援員については、所属学年の主任が報告する。 ※異常ありの場合、教頭からの指示で検索係は担当箇所を検索する。() ※学年主任は本部から教師用ビブスを受け取り同学年担任に配付する。
8:35	● 校長先生のお話（放送） ● 教室へ移動し事後指導	● 防災頭巾は取り、静かに話を聞く。 ● 下学年は「未来へつなぐ 9大雨・洪水・雷から身を守ろう」の内容を自ら、振り返りをして自身の避難行動の課題を明らかにさせる。	※進行 ()

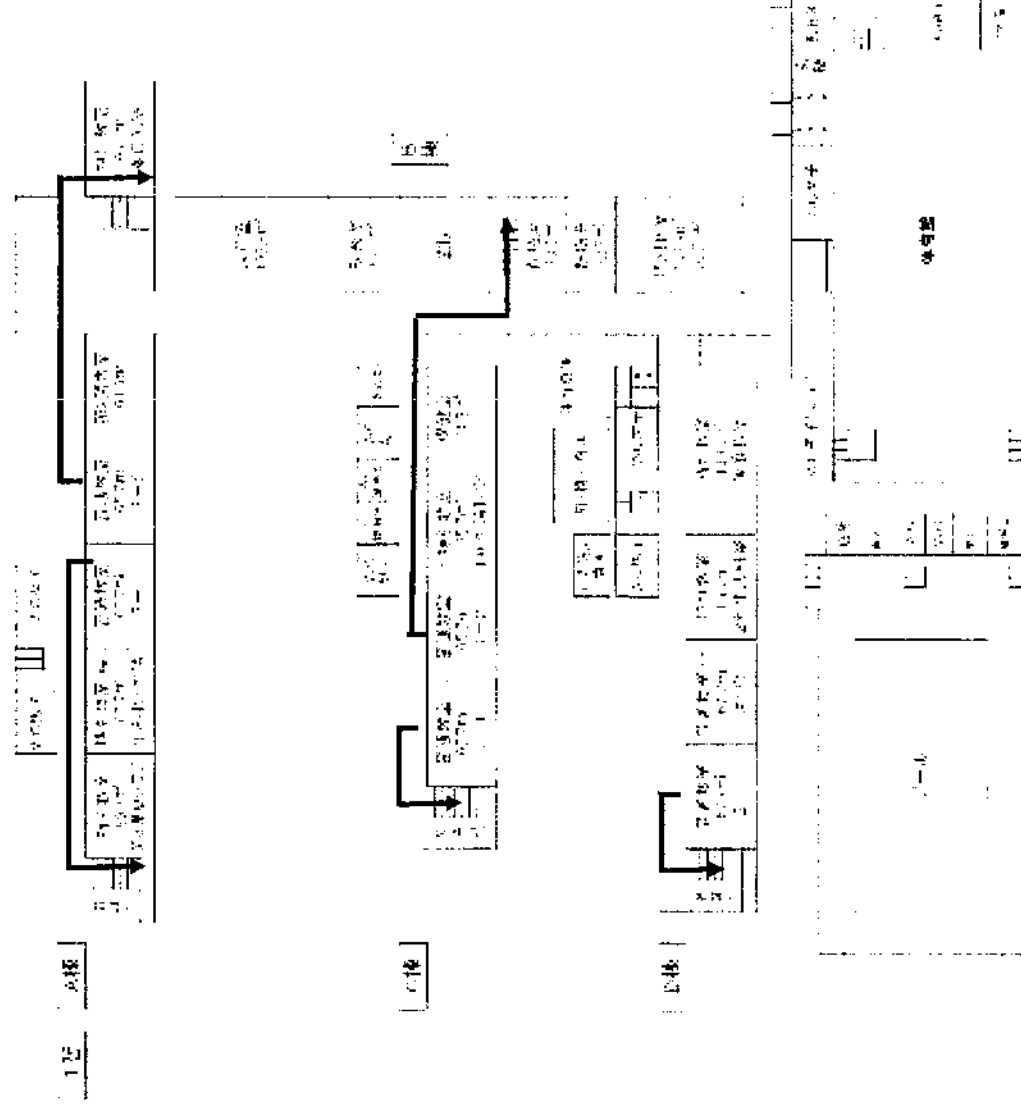
10 その他

- ・ 避難訓練終了後、防災主任が半固定無線機による教育委員会へ連絡を行う。

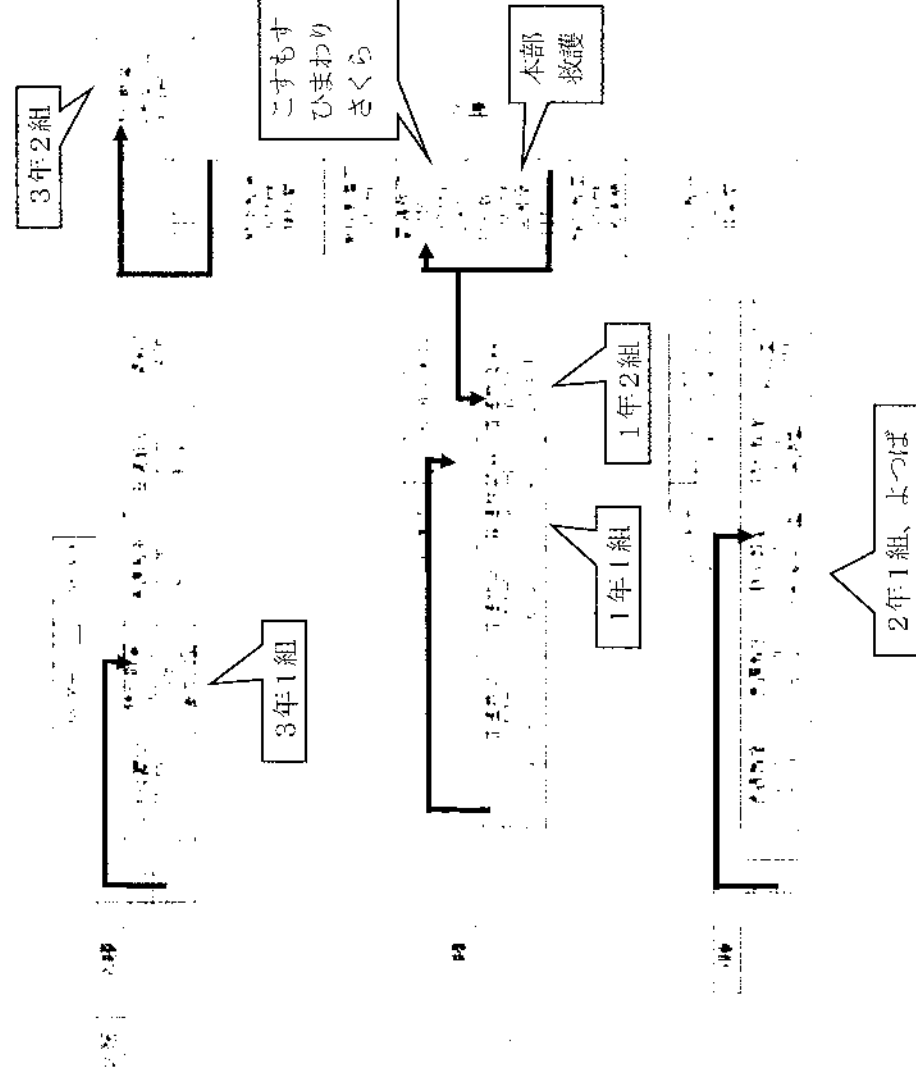
11 組織



12 避難経路 2階へ避難



※2-1とよつばは同じ導線で動く。



避難訓練（火災）実施計画

1 ねらい

- (1) 避難の方法を理解し、安全かつ迅速に避難しようとする態度を養う。
- (2) 災害に対する意識を深め、身の安全を保持しようとする意識を高める。

2 日時 令和6年10月 2日（木） 2校時(行事1)

3 対象人員 全児童及び職員

4 想定

- (1) 災害の種類 火災（延焼の恐れあり）
- (2) 発生時刻 午前9時50分
- (3) 発生場所 D棟1階家庭科室
- (4) 天 候 北西の風・晴れ
- (5) 第一発見者 2年2組学級担任

※火災発生場所については家庭科室・理科室・備蓄室と順番に行う。

5 避難命令 校長の指示で教頭が放送で行う。

6 避難場所 校庭西側ジャンダルジム前（避難した順で並ぶ）校舎を背にして避難する。

ジャンダルジム

2	5	1	6	3	4	特
年	年	年	年	年	年	支

7 避難経路

- (1) 1階教室：各教室後方にある外への出口から避難場所へ向かう。
- (2) 2階教室：各棟の西側の階段を下り、昇降口から避難場所へ向かう。

※ 原則として火元から遠ざかるように避難する。

8 指導計画

(1) 前日まで

時 間	指 導 内 容
防災タイム 9月26日（高） 29日（中） 30日（低）	○ 学年部毎の防火扉くぐり抜け体験で、以下のことを指導する。 ・防火扉について（火災警報器が鳴ると防火扉が閉じること、くぐって避難する場合もあること、付近で遊ばないことなど） ・防火扉の安全なくぐり方（段差に気をつける。扉は自分の力で引くか押す。続けて通り抜ける場合は、先に通った人が、次の人のために扉に手を添えておく。）を指導する。 ・低学年は防火扉が閉まる様子も見学する。
学級の時間 朝の会 帰りの会	○ 日時、内容、想定、避難経路、避難場所について ○ 火災の恐ろしさについて ○ 避難訓練の意義とめあてについて ○ 集団行動の規律について

(2) 当日

時刻	活 動 内 容
事前	● バケツ、雑巾等を用意しておく。（学級担任） ● 職員室の操作盤で火災報知機と消火栓の連動解除を確認。（防災主任） ● 火災報知機のカバーを外しておく。（防災主任）・・・保管、取り付けも
業前	● 石巻市防災教育副読本「未来へつなぐ」の内容を学習する。 ・13「火事から身を守ろう」 ・安全な避難の仕方について知る。

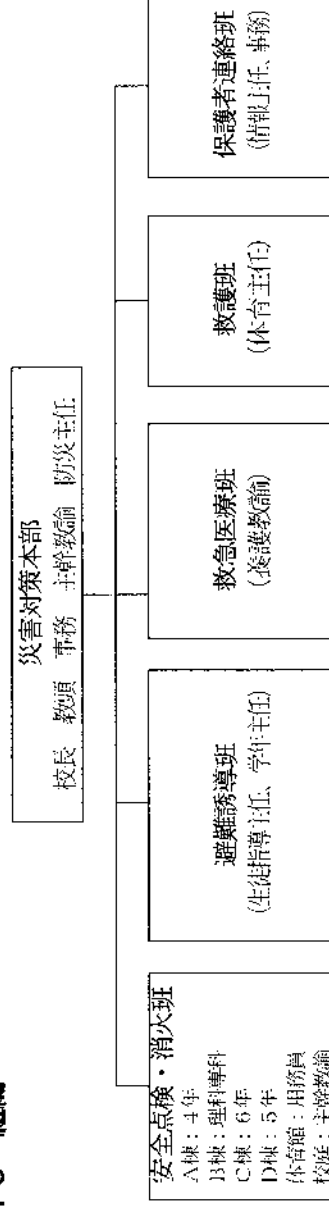
9:50	● 火災発生
現 場 ○ 第一発見者（ ）は、火災警報器（ ）を鳴らす→大声で火災を知らせ、初期消火→隣接学年等図上室で学習中の学年に避難を促す。 ○ 火元付近児童、隣接学年避難開始 ○ 第一発見者は、現場確認者に状況を伝え、初期消火を続行。延焼を防げない（燃え上った）と判断した時点で児童の逃げ遅れを確認しながら避難する。	職 員 室 ○ 校長の指示で火災受信機で表示された現場を確認しに行く。 （教務佐孝） ○ 校長の指示で全校放送をする。 （教頭） 「訓練、訓練。家庭科室付近が危険です。児童のみなさんは、先生の指示があるままで、その場で待機しなさい。」 ※ベルを止めてから放送する。 ○ 現場確認者は職員室に状況（初期消火が無理）を伝える。 ○ 校長の指示で、放送により避難を指示する。（教頭） 「訓練、訓練。家庭科室で火事です。児童のみなさんは家庭科室前を通らず、校庭のジャングルジム前に避難しなさい。」
	「訓練火災発生」 ① 名称 ② 電話番号 ③ 発火場所 ④ 初期消火の有無 ⑤ けが人 ⑥ 避難場所と人数（児童と教員の数を別々に） ⑦ 通報者氏名
	※火災報知器が鳴らされた段階で、消防署へ通報する。 （教頭 学校用携帯を使用）
	※訓練のため消防隊員の方からの聞き取り形式
●	本部を設置する。（校長） ・本部旗、救急箱（養護 黒須） ・保健室児童対応（田口） ・出席簿、持出袋（教頭） ・拡声器（教務 佐孝）
9:53	● 避難開始
	担 任 ○ 延焼を防ぐために、教室の窓や扉等を閉める。 ○ 先頭誘導は、出口に近い学級担任が行う。 ○ 最後尾の学級の担任は、最後にトイレ等各フロアを見回りながら昇降口より外に出る。 ○ 1階の学年の最後尾は教室出口や昇降口の戸を閉める。（ドラフト現象防止） ○ 外に出たら、かけ足で避難場所に避難させ、次の指示が聞けるように、児童を静かにさせておく。
	児 童 ○ 身近に防災頭巾や帽子がある場合は着用し頭を保護する。 ○ ハンカチで口と鼻を覆い、上履きのまま避難する。 ○ 校庭ジャングルジム前には、校舎を背にして待機する。

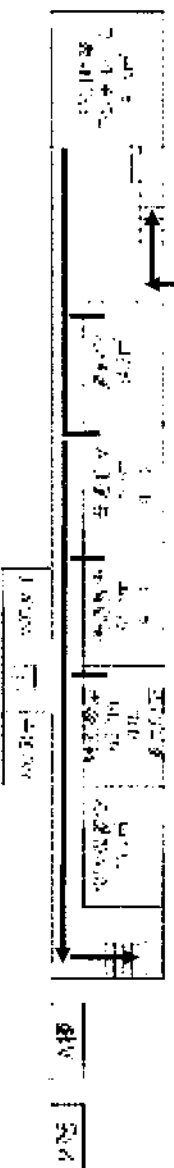
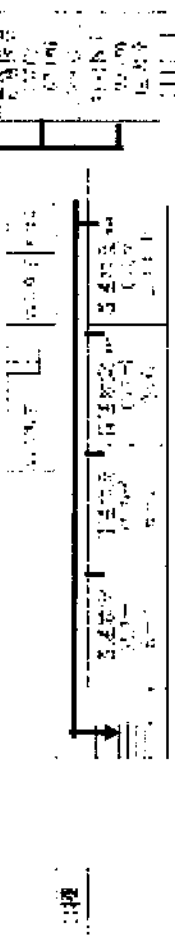
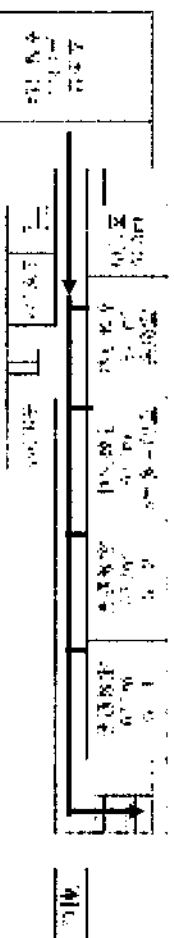
9:57	● 避難場所での人員点検と報告 【担任】第○学年○名中○名欠席、児童○名全員と担任教員○名、支援員○名、 全員避難完了しました。 【教頭】→【校長】 ↑ 【主幹教諭】←【7学年部】 ● 避難完了 ● 校長先生の話
10:05	● (例) 初期消火訓練 進行 (防災主任) * 隊形を整える。 隊形 (天候等により変更あり) 2年 5年 3年 4年特支 ジャンダルジム 的 消防署員 ① 開会のことば (防災主任) ② 講師紹介 (教頭) ③ 消火訓練 (消防署員) ④ 講評 (消防署員) ⑤ 御礼の言葉 (6年代表児童) ⑥ 閉会のことば (防災主任) 参加者：5、6年児童 (各クラス代表2名)・職員4名 準備物：水消火器、水消火器用 (消防署で用意)
10:20	● 教室へ移動 (上履きをきれいに拭いて教室に入る。) ● 事後指導 * 避難完了を消防隊へ報告する。(教頭) * 学校携帯電話による教育委員会へ連絡を行う。(教頭) * 防火扉復旧 (7学年部等)

9 その他

- (1) 関係機関への連絡・渉外 (防災主任)
 - ① 共栄防災 (24-9524) …火災警報器、ポンプ停止などについて確認
 - ② 同和警備 (95-9003) …事前・事後連絡 (報知器と連動して通報されるため)
 - ③ 消防署西分署 (95-4789) との打合せ及び職員派遣申請書の作成
 - ④ 避難訓練終了後、教頭が学校携帯電話で防災主任が半固定無線機による教育委員会へ連絡を行う。
- (2) 風向や延焼の状況によってコミュニケーションセンター駐車場に、時的に避難し、校庭への移動経路の安全確認後、鉄棒前へ移動することもある。
- (3) 消火訓練に代わる訓練があるか西分署と確認する。消火器の数が増やせるか相談する。
- (4) 消防署員の講評では、避難の様子、火事の怖さ、副読本の内容 (右巻の火事の件数等) 等に触れてもらうよう依頼する。(事前打合せの際に副読本のコーナーも渡す)
- (5) 出火場所は年度ごとに、家庭科室→理科室→理科室の順で変えていく。
- (6) 特別教室を使う学年を割り当てる。1年生 (理科室) と 2年生 (体育館) とする。

10 組織





避難訓練（地震、津波）実施計画

1 ねらい

- (1) 大地震・津波の発生に備えて、的確な対策を講じられるように体制を確立するとともに、訓練を通して児童の防災意識の高揚を図る。
- (2) 迅速かつ安全に避難する方法や態度を育成する。

2 日時

令和7年11月9日（日）2校時（行事1）

※石巻市総合防災訓練の日に行い、近隣地域住民も校舎に避難する。

3 対象人員

全学年児童及び職員（避難遅れの児童及び職員はないものとする）

4 想定

(1) 災害の種類

大地震 （東北地方太平洋沖を震源とするM9.0、市内最大震度6強）
 市内の被害 （住居の倒壊、道路の陥没、電気水道ガスの機能停止）
 津波 （宮城県に午前8時30分大津波警報発表、地盤沈下、満潮時にため津波被害拡大予想）
 校内の被害 （校舎に倒壊の恐れなし、体育館に倒壊の恐れなし）

(2) 発生時刻

午前8時30分

5 避難命令

緊急地震速報受信機を使用し、2次避難から3次避難までは放送で行う。
 （教頭）

6 避難場所

退避行動：校舎内の安全な場所（1次避難）→ 校庭（2次避難）→ 2階への垂直避難（3次避難）

7 避難経路

「13避難経路」参照

8 事前・事後の指導内容

時 間	指 導 内 容
学級活動 防災タイム 朝の会 帰りの会 訓練終了直後	・日時、内容（避難経路を含む）について・防災頭巾の有無、着用にについて ・地震・津波の被害、3・11について（防災副読本使用） ・避難訓練の意義とめあてについて ・集団行動の規律について ・防災頭巾の有無、着用にについて

※ 副読本「未来へつなぐ」及び宮城県版副読本「未来へのきずな」、資料「石巻市総合防災訓練リーフレット」等を活用する。

9 訓練の流れ

時刻	主な流れ	指導内容	備考						
業前 防災 タイム	● 避難訓練に関する事前指導 ● 副読本「未来へつなぐ」「未来への絆」を使用した防災学習	● 「8事前事後の指導内容」参照（安全な場所＝落ちてこない、倒れてこない、移動してこない）							
8:20	各教室で業前活動開始								
8:30	● 訓練緊急地震速報を受信。（教頭） ● 全校放送（訓練緊急地震速報発令） 「向陽小学校避難訓練。（音源：震度6強20秒前、10秒前）訓練緊急地震速報発令。すぐに安全なところで自分の身を守りなさい。」 ● 全校放送（訓練地震発生） 「訓練地震、訓練地震。ただいま、大きな揺れが発生しています。揺れが収まるまで、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所での自分の身を守りなさい。」	● 10秒で安全な場所を探し、安全を確保する行動をとる。 ● 机の足を持ち、安全を確保する。 ● 停電を想定し、非常用放送設備（蓄電池式）による放送に切り替える。	※指示のとおり速やかに安全を確保する行動をとらせる。 ※揺れは2分 ※各担任は手近にあるヘルメットを着用する。 ※体育館には常用放送設備の放送は人ならないため、使用学年は大きな揺れが収まったら担任判断で校庭に2次避難する。						
8:32	● 全校放送（揺れの収束） 「向陽小学校訓練。停電、停電。大きな揺れが収まりました。児童のみなさんは、近くの先生の指示に従い、昇降口から校庭に避難しなさい。落ち着いて焦らずに避難しなさい。ケガをした人がいたら近くの人に伝えなさい。」（繰り返し）	● 1次避難のまま、放送を聞かせる。 ● 放送による指示を静かに聞かせる。 ● 全員に防災頭巾を着用させ、素早く整列させ校庭へ2次避難する。 ● 窓ガラスの飛散や天井の落下などを想定しながら避難する。（ケガをしないよう慎重に歩かせる）	※安全点検・消化班のため担任不在の場合は、隣接学級担任に2次避難等を任せる。 ※特別教室で学習中のため防災頭巾がない場合は、帽子、手、教科書等、手近なものを利用する。 ※担任以外の教員が授業をしている場合は、このタイミングで児童管理を担任と交代する。 ※下の階の学年は教室後方から避難する。						
8:33	「担当の先生方は校舎校庭の状況を確認し、本部へ報告してください。」（繰り返し）（教頭） ● 状況確認 ・校舎、体育館の損傷は軽微 ・校庭は一部破損	「ケガ人はいないカリ」と大声で呼び掛けながら、壁、床、天井、ガラスの亀裂・破損・落下・崩落等をチェック	※本部を校庭に設置。（校長） ※ハンドマイク準備。（教頭） ※担当箇所の安全点検を行い教頭へ報告する。けが人の有無も確認する。（安全点検・消防班を中心に） <table><tr><td>A棟</td><td>B棟</td></tr><tr><td>C棟</td><td>体育館</td></tr><tr><td>D棟</td><td>校庭</td></tr></table> 上記人員は「12組織」の安全点検・消化班に準ずる。	A棟	B棟	C棟	体育館	D棟	校庭
A棟	B棟								
C棟	体育館								
D棟	校庭								

8:38	● 2 次避難場所での人員点検と報告、安全点検報告 【学年主任】←【担任】 ↓ 【教頭】→【校長】 ↑ ● 【主幹教諭】←【7 学年部】 ● 2 次避難完了 ● けが人の応急手当 ・例避難する際のねんざ等	● 静かに待機させる。 第○学年○名中○名欠席、児童○名全員と担任教員○名、支援員○名、全員避難完了しました。	※支援員については、所属学年の主任が報告する。 ※学年主任は本部から教師用ビブスを受け取り同学年担任に配布する。 ※担当が物品等を持ち出す。 <table><tr><td>本部旗</td></tr><tr><td>救急箱</td></tr><tr><td>出席簿</td></tr><tr><td>持出袋</td></tr><tr><td>拡声器</td></tr><tr><td>携帯無線</td></tr><tr><td>ラジオ</td></tr><tr><td>保健室児童対応</td></tr></table> 係分担	本部旗	救急箱	出席簿	持出袋	拡声器	携帯無線	ラジオ	保健室児童対応									
本部旗																				
救急箱																				
出席簿																				
持出袋																				
拡声器																				
携帯無線																				
ラジオ																				
保健室児童対応																				
8:39	● 本部大津波警報受信 「訓練大津波警報が出ました。先生の指示に従い、校舎 2 階指定避難場所へ避難しなさい。」(繰り返し) (繰り返し) (教頭)	● 落ちついて整列させ、焦らずに 2 階へ避難させる。	※各棟の昇降口が混み合わないよう、落ち着いて避難できるようにする。																	
8:40	● 2 階への 3 次避難開始 ● 避難所開設係は地区民人日 (職員玄関：体育館通路：体育館外入日：) へ移動し、誘導の準備をする。	● 窓ガラスの飛散や天井の落下などを想定しながら避難する。(ケガをしないよう慎重に歩かせる) ● 3 次避難場所では静かに待機させる。 ● 体育館 2 階が満員の場合は、音楽室へ案内する。	※下の学年は各教室後方、上の学年は昇降口から校舎内に入る。 ※本部を図書室前に設置する。 (校長) ハンドマイク準備。 ※担当が物品等移動させる。 <table><tr><td>本部旗</td></tr><tr><td>救急箱</td></tr><tr><td>出席簿</td></tr><tr><td>持出袋</td></tr><tr><td>拡声器</td></tr><tr><td>携帯無線</td></tr><tr><td>ラジオ</td></tr><tr><td>保健室児童対応</td></tr></table> 係分担 ※D 棟、C 棟、A 棟の順に移動を開始する。 ※ラジオの電源を入れ、周波数を合わせて放送を受信する (教頭)	本部旗	救急箱	出席簿	持出袋	拡声器	携帯無線	ラジオ	保健室児童対応									
本部旗																				
救急箱																				
出席簿																				
持出袋																				
拡声器																				
携帯無線																				
ラジオ																				
保健室児童対応																				
8:47	● 3 次避難場所での人員点検と報告 【学年主任】←【担任】 ↓ 【教頭】→【校長】 ↑ ● 【主幹教諭】←【7 学年部】 ● 3 次避難完了 ● けが人の応急手当 ・例避難する際のねんざ等	● 静かに待機させる。 第○学年○名中○名欠席、児童○名全員と担任教員○名、支援員○名、全員避難完了しました。	※支援員については、所属学年の主任が報告する。 ※学年主任は本部から教師用ビブスを受け取り同学年担任に配布する。 ※担当が物品等を持ち出す。 <table><tr><td>本部旗</td></tr><tr><td>救急箱</td></tr><tr><td>出席簿</td></tr><tr><td>持出袋</td></tr><tr><td>拡声器</td></tr><tr><td>携帯無線</td></tr><tr><td>ラジオ</td></tr><tr><td>保健室児童対応</td></tr></table> 係分担	本部旗	救急箱	出席簿	持出袋	拡声器	携帯無線	ラジオ	保健室児童対応	※支援員については、所属学年の主任が報告する。 ※学年主任は本部から教師用ビブスを受け取り同学年担任に配布する。 ※担当が物品等を持ち出す。 <table><tr><td>本部旗</td></tr><tr><td>救急箱</td></tr><tr><td>出席簿</td></tr><tr><td>持出袋</td></tr><tr><td>拡声器</td></tr><tr><td>携帯無線</td></tr><tr><td>ラジオ</td></tr><tr><td>保健室児童対応</td></tr></table> 係分担 ※D 棟、C 棟、A 棟の順に移動を開始する。 ※ラジオの電源を入れ、周波数を合わせて放送を受信する (教頭)	本部旗	救急箱	出席簿	持出袋	拡声器	携帯無線	ラジオ	保健室児童対応
本部旗																				
救急箱																				
出席簿																				
持出袋																				
拡声器																				
携帯無線																				
ラジオ																				
保健室児童対応																				
本部旗																				
救急箱																				
出席簿																				
持出袋																				
拡声器																				
携帯無線																				
ラジオ																				
保健室児童対応																				

8:55	● 校長先生のお話（放送）	● 防災頭巾は取らせ、静かに話を聞かせる。 ● シェイクアウト訓練の音源を聞かせ、自宅にいた際の避難行動についても話をする。	
9:05	● 教室へ移動し事後指導	● 副読本「未来へつなぐ」の地震避難訓練のページを用いて自身の避難行動の振り返りをさせる。	※防災主任が半固定無線機による教育委員会へ連絡を行う。

10 地震発生後の児童の動き（初期避難）

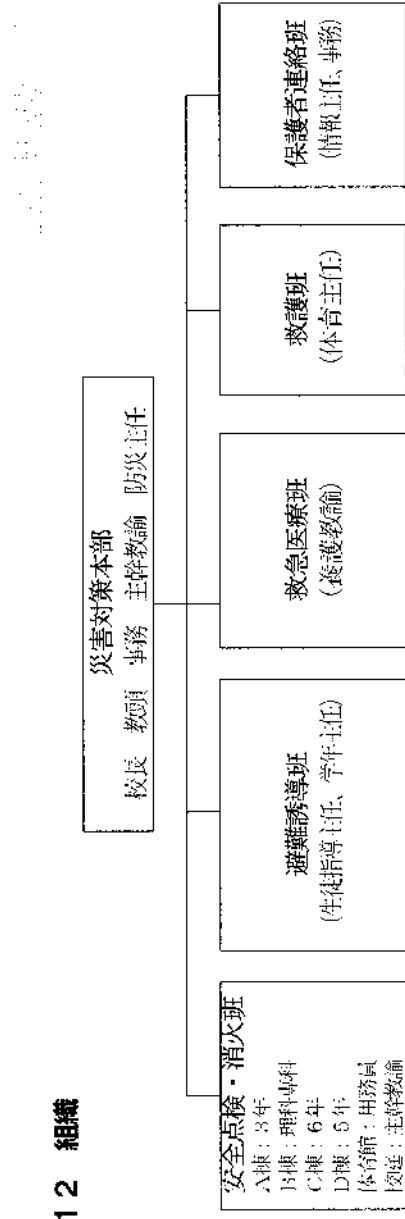
場所	方法
教室 (特別教室)	・机の下にもぐる。 ・机がない場合は、廊下での方法と同じ。（ガラスのある所から離れる。窓に背を向ける）
廊下	・戸棚等の倒壊のおそれのある物及びガラスや蛍光灯の下を避け、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。 ・近くに教室がある場合は、その教室の机の下に素早くもぐる。
階段	・手すりにつかまり、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。
昇降口	・落下物があるかもしれないので、あわてて外へ飛び出さない。 ・廊下での方法と同じ。
トイレ	・蛍光灯の下を避け、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。 ・揺れがおさまったら、廊下に出る。
体育館	・頭上を確認し、落下物がない位置へ移動し、身を低くする。
校庭	・なるべく中央に集まり、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。 ・校舎や倒壊のおそれのある建物から離れ、それらに背を向けてしやがむ。 ・ジャンブルジムやすべり台で遊んでいる時はあわてて飛び降りたりせず、大きな揺れだと感じた場合は遊具にしっかரிつかまって、揺れがおさまるのを待つ。

11 その他

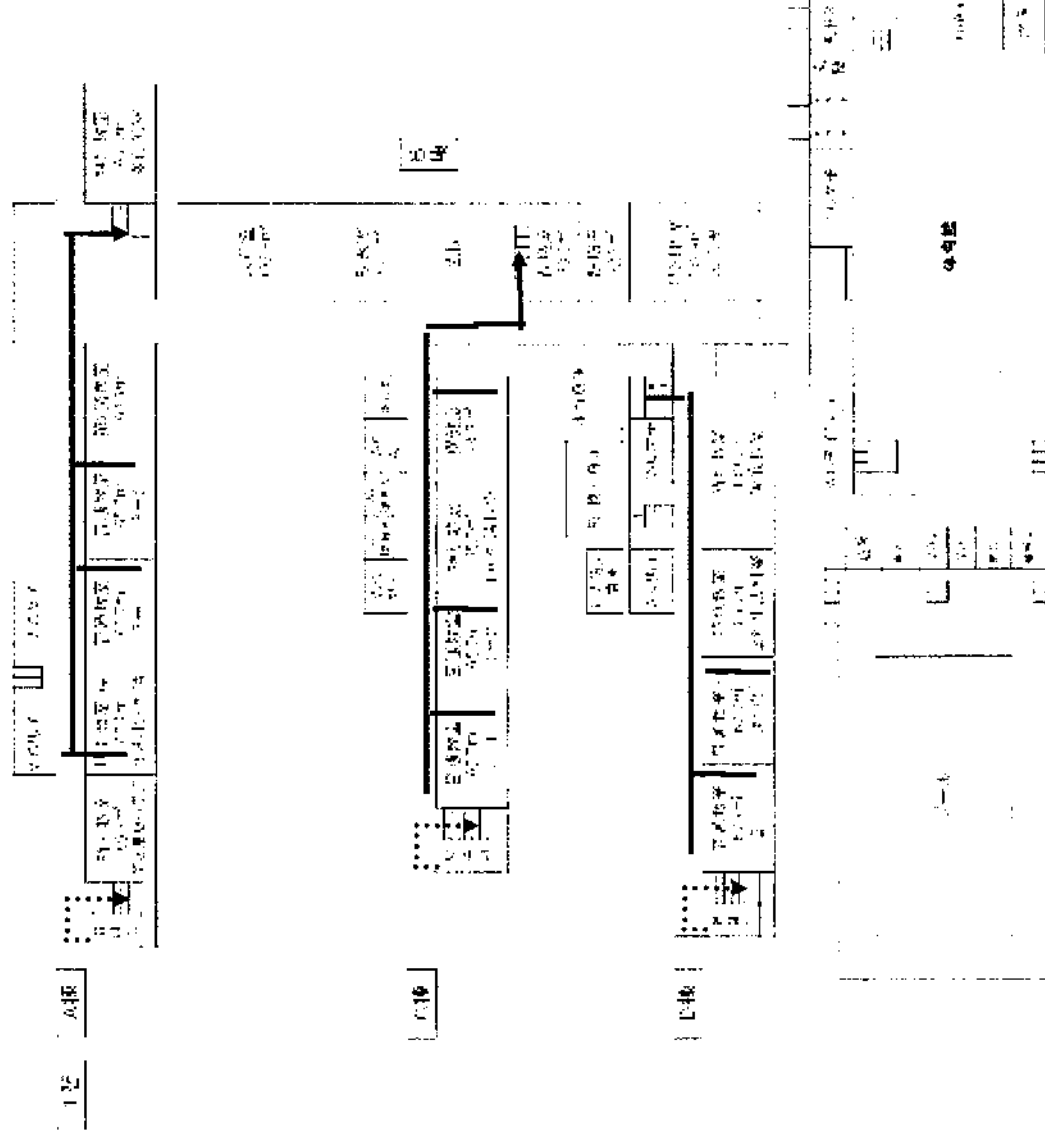
- (1) 津波警報発令時も基本は教室待機（校舎倒壊の恐れや火災等以外での校舎放棄は考えない）。
- (2) 避難の基本は教室待機。巨大津波来襲の際は垂直避難。校舎を放棄せざるを得ない事態になった場合は、安全確認後体育館へ移動（巨大津波の際はギャラリーへの垂直避難）する。校舎体育館ともに危険な場合は校庭に避難し、その後に保護者への引き渡しも視野に入れておく。
- (3) その他
 - ・転入児童は、防災頭巾の有無を確認し、ある場合は持参させる。市外から転入した児童で、防災頭巾がない児童には、防災頭巾を貸旋する。
 - ・保護者や地域住民に案内を出し、訓練を見学していただいて意見をいただく。
 - ・避難訓練終了後、防災主任が半固定無線機による教育委員会へ連絡を行う。
 - ・特別教室を使う学年を割り当てる。

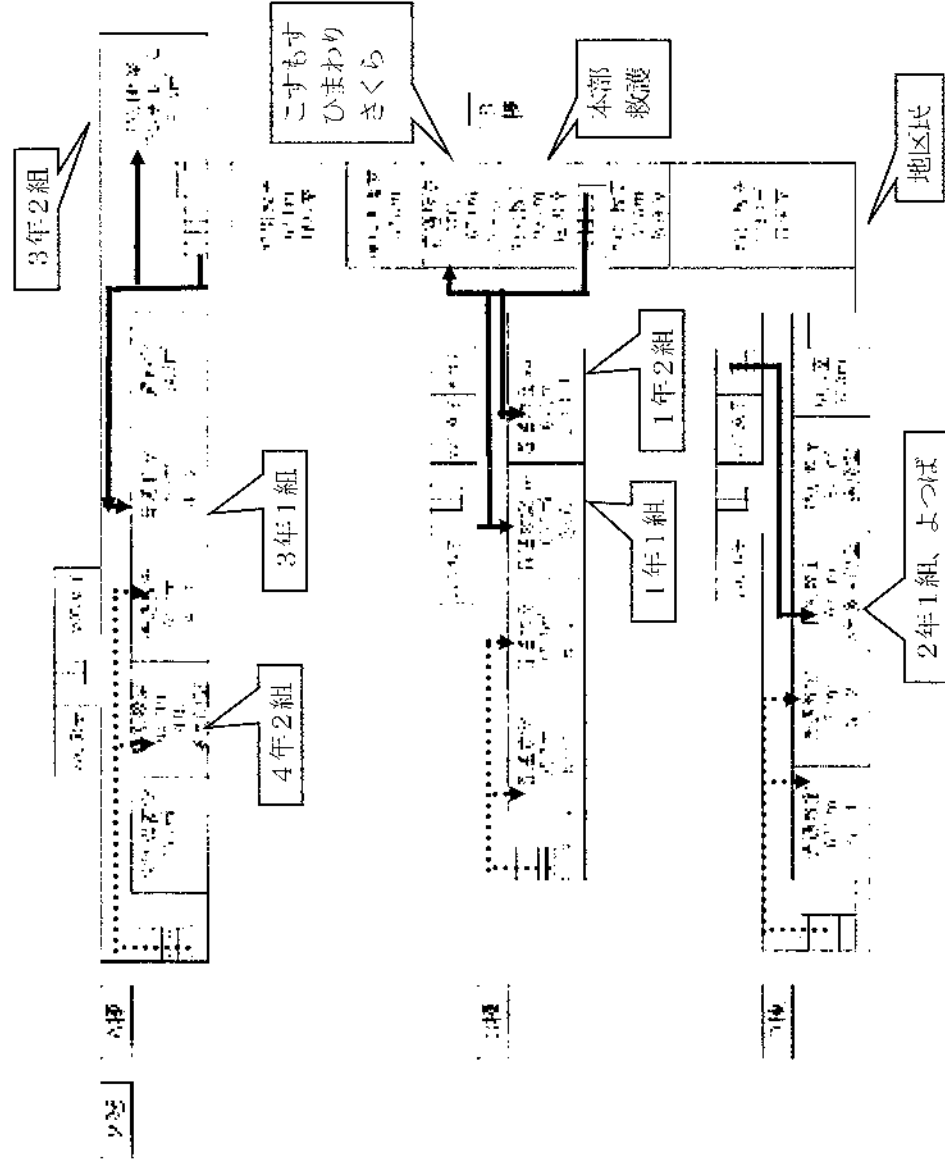
※3年1組（音楽室）と6年1組（体育館）とする。

12 組織



13 避難経路 (1) 3次避難





1-9 防災関係の安全点検計画

1章 計画と体制

東日本大震災では、天井や照明器具等の落下など非構造部材による被害が生じた。特に向陽小学校では、屋内運動場の被害は甚大なものとなった。そのため、ハード面での措置として、屋内運動場をはじめとして、天井等落下防止対策を中心に学校における非構造部材の耐震点検・対策をとることが望まれる。施設・設備の安全点検の中に、非構造部材の点検を位置づける。また、津波、風水害、火災等の災害に備えた避難経路や避難場所、通学路等の安全点検を定期的に実施するとともに、安全マップづくりなどを通じて児童生徒に危険箇所等の周知を図るなど、ソフト面でも可能な限り具体的な予防対策を講じておく。



(1) 予防対策としての施設・設備の管理

非構造部材の落下等からの被害を防ぐ具体的な予防対策をとるとともに、災害発生時に使用する施設及び設備の定期点検を行う。

- ・非構造部材の落下・転倒・移動・飛散防止
- ・放送設備、消火栓、消火器等の定期点検及び使用方法の研修
- ・防災設備、防災機器等の配置図の掲示
- ・災害発生時や待機時に必要な備品や備蓄

(2) 定期及び臨時の安全点検

安全点検では、実施計画を作成し、実地見分により、定期的・臨時的・日常的に行うことや、校区内の地形や地盤などの条件を検討し、災害発生時における被害等を予測して、その対策(複数の避難場所や避難経路、備蓄の保管場所の設定等)を立てて点検しておく。

ア 避難経路の安全点検(毎月行う)

- ・避難経路となる廊下や階段、出入り口等には、避難の障害となるロッカーや荷物などを置かない。
- ・やむを得ず置く場合は、ロッカー等は倒れないように固定する。
- ・校舎の一部損壊を想定した複数の避難経路の設定・校内放送設備が使用不能になった場合の緊急連絡、避難誘導の方法の確認

イ 校外へ避難する経路及び通学路等の安全点検(地域の変化に応じて点検を行う)

- ・災害発生時の校外への避難、登下校時の災害発生に備えて、通学路及び避難経路の定期的な安全確認の実施
- ・通学路、避難経路及び避難場所の危険箇所の確認(ブロック塀、看板、自動販売機、水害時に浸水、冠水の恐れのある道路)
- ・通学路の近くの広域避難場所の確認

(3) 安全点検表

石巻市立向陽小学校 安全点検表

No.1 A1 3-1・女子トイレ

	点 検 項 目	4/	5/	6/	7/	8/	9/	10/	11/	12/
教室・特別教室	1. 壁は壊れていないか									
	2. 窓枠や窓ガラスの状態はよいか									
	3. 天井は破損していないか									
	4. ドアは破損していないか（開閉も含む）									
	5. 出入り口付近に必要なないものは置いていないか									
	6. 床面は破損していないか									
	7. スイッチやコンセントは破損していないか									
	8. 壁面に必要のない釘や図案の針が出ていないか									
	9. 照明器具に異常はないか									
	10. ペラングの早まりはしっかりしているか（2層）									
廊下	11. 薬品の管理はきちんとしているか									
	12. ガスボンベなどの管理はきちんとしているか									
	13. 刃物類の管理はきちんとしているか									
	14. 歩行の妨げになるものは置いていないか									
	安 遊機遊器の確保が常にされているか									
	安 ロッカーなど災害時に倒れそうなものが固定されて									
	15. 床面は破損していないか									
	16. 窓枠や窓ガラスの状態はよいか									
	17. 天井は破損していないか									
	18. 消火器は、はっきり明示してあるか									
階段	安 非常用スガホンが正常に作動するか									
	19. 早まりはしっかりしているか									
	20. 床面の滑り止めは破損していないか									
	21. 歩行の妨げになる物は置いていないか									
	22. 窓枠や窓ガラスの状態はよいか									
	23. 排水はよいか									
	24. 蛇口などは破損していないか									
	25. 窓枠や窓ガラスの状態はよいか									
	26. 天井は破損していないか									
	27. ドアは破損していないか（開閉も含む）									
トイレ	28. 床面は破損していないか									
	29. 蛇口・レバー・ペーパーホルダーなどは破損していないか									
	30. 照明灯は切れているか									
	31. 非常灯は切れているか									
確認印	校 長									
	教 頭									
	事 務									
	安全担当									
	担 当									

牛雜燴

(例) 在校時に、宮城県神を露渾とし、県内各地で大きな揺れを観測

1000

東京放電社(株)代表取締役社長 田中 孝雄

☆設備が故障し使用不能な場合は、学年主任がハンドマイク、メガホン等で本部と連絡を取り、避難行動を指示する。

(例) 地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は、落ちてくる物に注意しなさい。

★休み時間等で、児童等から離れている場合は、揺れがおさまった後、直ちに児童等がい
る場所に移動し、指導する。

☆火気使用中であれば、揺れがおさまってからあらあわでずに火の始末をする。

★落_下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るようにさせる。

★壁や窓から離れ、壁、窓に背を向けさせる。

★頭部を保護するため、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりとさせる。

★安心させるような声を掛け続ける。

☆指定職員(安全点検・消火班)は、揺れがおさまりしだい、出入り口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火の支援、ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認、施設の被害程度の調査と報告(壁・床・天井・ガラスの亀裂・破損・落下・崩落等)を行う。

*年度当初分担箇所を確認 (A棟:3年, B棟:理専, C棟:6年, D棟:5年, 体育館:用務員, 校庭:主幹教諭)

☆理科専科及び用務員は、化学薬品や石油類の危険物の状態を確認する。

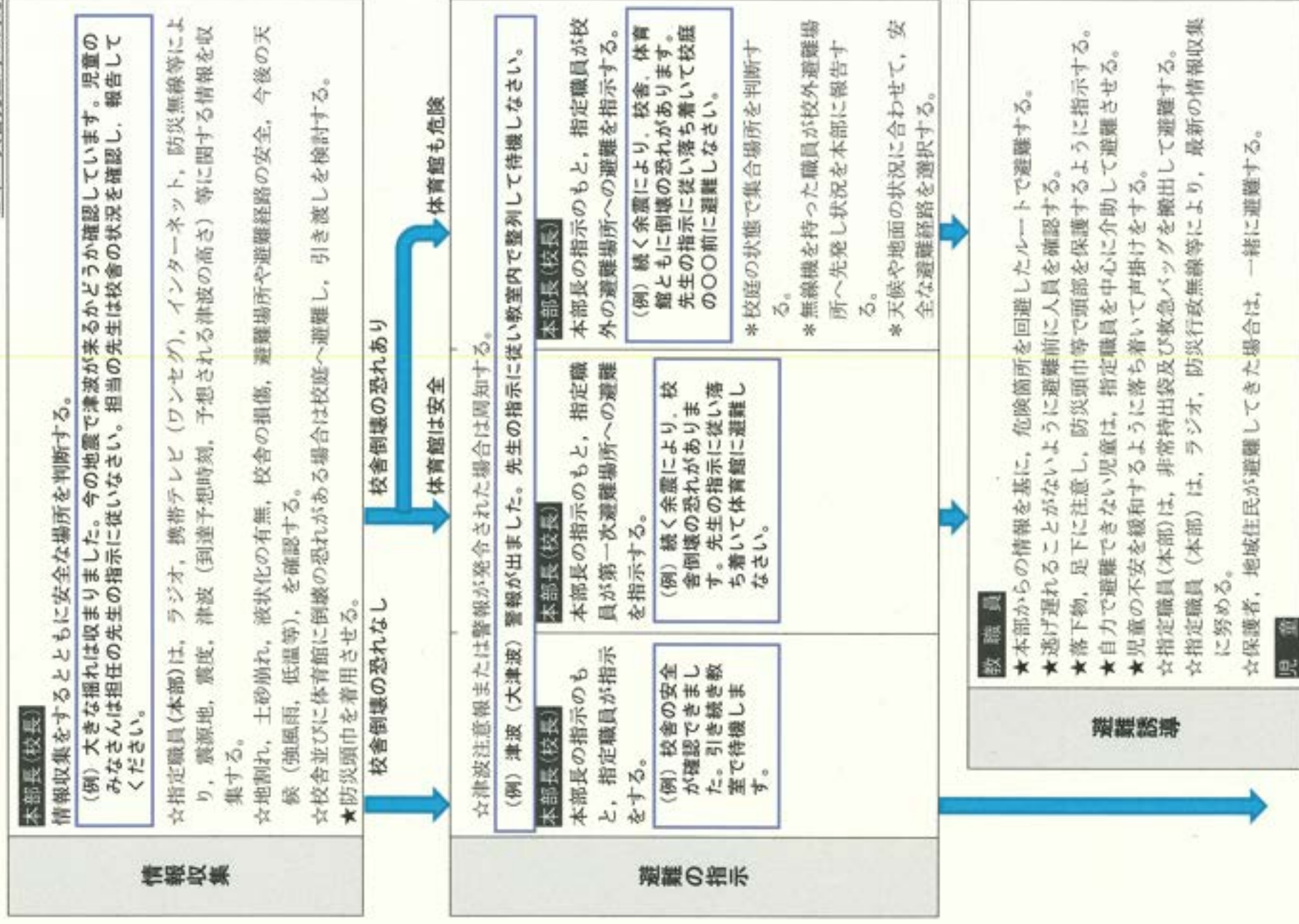
★指定職員(救急医療班)は、手当の必要な負傷者には急手当を行う。

1998

○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ素早く避難する

○「まず低く、頭を守り、動かない」の原則で身を守る

教室 (特別教室)	・机の下にもぐり、落下物等から身を守る。 ・机がない場合は、廊下での方法と同じ。(ガラスのある所から離れる。窓に背を向ける)
廊下	・戸棚等の倒壊のおそれのある物及びガラスや蛍光灯の下を避け、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。 ・近くに教室がある場合は、その教室の机の下に素早くもぐる。
階段	・手すりにつかまり、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。
昇降口	・落下物があるかもしれないので、あわてて外へ飛び出さない。 ・廊下での方法と同じ。
トイレ	・蛍光灯の下を避け、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。 ・揺れがおさまったら、廊下に出る。
体育館	・頭上を確認し、落下物がない位置へ移動し、身を低くする。 ・校舎や倒壊のおそれのある建物から離れ、それらに背を向けてしやがむ。
校庭	・ジャンダルムやすべり台で遊んでいる時はあわてて飛び降りたりせず、大きな揺れだと感じた場合は遊具にしっかりとつかまって、揺れがおさまるのを待つ。



○教職員の指示に従い、「押さない、走らない、しゃべらない、戻らない」の約束を守って行動する。
○児童同士も、協力しながら避難する。

スデージ			ジャンダリズム						
3年	2年	1年	2年	5年	1年	6年	3年	4年	特支
6年	5年	4年	特支						

安否確認

教職員

- ★指定職員(本部)の指示で、学年・クラス毎に整列させ、児童環境調査票で確認する。
- ☆クラス毎の人数と負傷者の人数を確認し、学年主任は本部(教頭)に報告する。
- 担任→学年主任→教頭→本部長(校長)→主幹教諭→7学年部
- ☆指定職員(避難誘導班)は、安否確認ができない児童等の捜索を行う。
- ★指定職員(救急医療班)は、負傷者の確認とけが人が人に対して応急手当を行う。
- ☆指定職員(救急医療班)は、必要に応じて医療機関との連携を図る。

災害本部 設置

本部長(校長)・教職員

- ☆本部長、教頭、防災主任の指示により、各業務に当たる。
- ☆必要に応じて避難住民の対応に当たる。
- ★現状の避難場所が危険と判断した(二次災害が予想される)場合や、避難民の来校状況に応じて、より安全な避難場所へ誘導する。

- *教室待機中、巨大大津波襲来の情報を得た場合。

(例) 1階の学年は2階に垂直避難します。2階の学年は受け入れスペースを確保します。

- *体育館に避難中、大勢の避難住民が来校した場合。

(例) 全校児童はギャラリ一に上がります。(避難所支援班は受付を設置します。)

- *体育館または校庭に避難中、その場が危険と判断した場合。

(例) これから〇〇に避難します。各棟上学年と下学年がペアを組んで6年生から移動します。

被害状況 の確認

教職員

- ☆指定職員(本部・教頭)は、児童・教職員の被害状況や施設の状態等を市町村教育委員会に報告し、必要に応じて支援要請を行う。
- ★欠席児童等の安否を確認する。
- ☆指定職員(本部)は、学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学路の安全点検を指示し、実施する。

震度5強以下
津波注意報・警報なし

震度6以上
津波警報なし

大津波警報・津波警報
津波注意報あり

事後の対応措置	本部長(校長) ☆異常がなければ授業再開、通常下校。 ☆授業続行が困難な場合は、職員が道路状況確認後、職員引率による集団下校または引渡し ☆教頭は、災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。(メール配信、災害用伝言ダイヤル)	本部長(校長) ☆状況に応じ、引渡しを行うか、指示する。 ☆教頭は、災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。(メール配信、災害用伝言ダイヤル) 教職員 ※登録した引取り者へのみ引渡し	本部長(校長)・教職員 ★避難解除、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで待機させる。 ★避難場所での待機は、長時間になることを意識させ、児童等の体調管理、心理面のサポートにあたる。(避難場所が屋内の場合と屋外の場合を想定) ☆教頭は、災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。(メール配信、災害用伝言ダイヤル) ☆必要に応じて避難民の対応に当たる。 ☆本部長の指示に従って、各業務に当たる。 ※保護者等が引渡しを要求しても引き渡さない。
	※各種対応措置については、「引渡し」、「待機」、「一斉下校」「集団下校」参照 ☆指定職員(本部長・教頭)は、対応措置について市町村教育委員会に報告する。		児童 ○児童同士、励まし、助け合う。

※学校施設等活用事業時も、在校時の対応に準ずる。ただし放課後児童クラブ開設時は、放課後児童クラブ職員と連携して対応に当たる。(放課後児童クラブ防災マニュアルP93～95)



(2) 登下校時の発生

☆教職員の行動 ★児童等への対応

地震発生

(例) 登下校時に、宮城県沖を震源とし、県内各地で大きな揺れを観測



安全確保・情報収集	
教職員	★学校にいる児童等の安全確保・点検等は、在校時の対応を基本とする。 ☆本部職員は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。 ★安全な場所に避難させる。(出勤途中、帰宅途中も含め) ★状況によって登下校途中の児童等の保護、安全な場所への誘導を行い本部へ連絡する。
児童	○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所（建物からの落下物、ブロック塀の倒壊、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等を逃れる）で、姿勢を低くし頭部を保護する。揺れが収まるまでその場に留まる。
震度5弱以下	
震度5強以上	
児童	○揺れが収まり完全に移動できない状況になりしだい登校（帰宅）する。 ○物がつかまらなと歩くことが難しいほどの強い揺れを感じた場合や、防災行政無線等で津波に関する情報があった場合は、揺れが収まりしだい、自らの判断で安全な場所に避難する。(児童環境調査票、わが家の防災メモで定めた場所) ○最初の場所が危険と判断したらより安全な場所に移動し、津波警報等が解除されるなど津波の心配がなくなるまで絶対に戻らない。



避難誘導	教職員 ★学校にいる児童等の避難・誘導は在校時の対応を基本とする。 ★安否確認、状況によって登下校途中の児童等の保護活動を行う。
------	---



災害本部設置	本部長(校長)・教職員 ☆本部長、教頭、防災主任の指示により、各業務に当たる。 ☆児童の安否確認を最優先にし、必要に応じて避難住民の対応に当たる。
--------	--



安否・被害状況の確認	教職員 ★学校に避難した児童の安否確認は、在校時の対応を基本とする。 ☆指定職員は登校（下校）している児童と登校（下校）していない児童を把握する。 ★電話、一斉配信メール、災害用伝言ダイヤル、家庭訪問、避難場所巡回等で児童の所在、安否を確認する。(児童環境調査票を参考にする。) ☆避難解除、津波警報等が解除されるまで待機し、解除された後、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
------------	---



事後の対応措置	教職員 ☆教頭は、児童等・教職員の被害状況や施設の状態等を石巻市教育委員会に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。 ☆災害の状況、今後の対応について、マチコミで保護者に知らせる。(引渡しを含む) ☆指定職員(本部)は、学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学路の安全点検を行う。 ※対応措置については、「引渡し」、「待機」、「一斉下校」、「集団下校」参照
---------	---

(3) 校外活動時の発生

地震発生

(例) 校外学習時に、宮城県沖を震源とし、県内各地で大きな揺れを観測



安全確保・情報収集	教職員 ★落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るようにさせる。 ☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。 ★班別行動(学習)中に地震が発生した場合は、指定職員が安否の確認と、状況によって保護活動を行う。 ☆ラジオや防災行政無線、携帯電話などで最新の情報収集に努め、避難、待機等を判断する。 ☆強い揺れや長い時間の揺れを感じた時は津波警報などの発表を待たず、すぐに避難する。 児童 ○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所(建物からの落下物、ブロック塀の倒壊、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等を逃れる)で、姿勢を低くし頭部を保護する。揺れが収まるまでその場に留まる。 ○教職員の指示(交通機関を利用している場合は乗務員の指示)や放送等による指示をよく聞き、慌てないで行動する。
-------------------------	--



避難誘導	教職員 ★安全な場所への避難を判断し、児童の避難を誘導する。(避難後、状況報告) 児童 ○教職員の指示に従い、迅速に行動する。 ○教職員が近くにいない場合は、安全な場所に急いで避難する。(津波被害が想定される場所では高台、頑丈な高い建物等に避難する。) ○最初の場所が危険と判断したら、より安全な場所に移動し、津波警報等が解除されるまで津波の心配がなくなるまで危険な場所へ戻らない。
--------------------	---



安否確認	教職員 ☆避難解除、津波警報等が解除されるまで待機する。 ★各種連絡方法、避難場所を回り、所在、安否を確認する。(関係機関との連携) 児童 ○班行動中は、班の代表者が指定された緊急連絡先(教員の携帯電話等)へ連絡する。
--------------------	--



災害本部設置	☆本部長、教頭、防災主任の指示により、各業務に当たる。
----------------------	------------------------------------



事後の対応措置	教職員 ☆引率職員は、被害の状況、児童、教職員の安否状況等を学校に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。 ☆指定職員は全員の安否確認後、活動継続の可否を判断する。または、復路の状況把握し、帰校方法等を指示する。 ☆指定職員は災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。 ※対応措置については、「引渡し」、「待機」、「一斉下校」、「集団下校」参照
-----------------------	---

(4) 在宅時の発生（休日・早朝・夜間等）

地震発生	震度5弱以下			震度5強		震度6以上	
	児童等	児童等	児童等	児童等	児童等	児童等	児童等
登校の仕方	保護者が安全確認後、学校へ登校。	保護者が安全確認後、学校へ登校。	保護者が安全確認後、学校へ登校。	保護者が安全確認後、保護者引率により登校。	保護者が安全確認後、保護者引率により登校。	連絡があるまで自宅待機。（状況に応じてより安全な場所へ移動）	連絡があるまで自宅待機。（状況に応じてより安全な場所へ移動）
	＊津波注意報、津波警報、大津波警報発令時は、登校せず自宅待機。（状況に応じ、より安全な場所へ避難）						

P11「教職員の動員体制」に基づいて、配備につく。

災害本部設置

本部長（校長）・教職員

- ☆本部長、教頭、防災主任の指示により、各業務に当たる。
- ＊自らが被災し、家族、家族が被災するなどの状況では、配備に時間がかかることがある。（自分及び家族の安全を確保した上で校務にあたる）
- ＊津波警報等が発表中は、学校を含め避難区域には立ち入らない。
- ＊学校に立ち入れない場合は各種連絡方法で情報交換、発信を行う。

教職員

- ☆避難解除、津波警報等が解除されるまで待機する。
- ☆教職員の安否を確認する。

★学校参集後、各種連絡方法で児童等の安否を確認する。（電話連絡、一斉配信メール、災害用伝言ダイヤル、家庭訪問、避難場所訪問等）

☆クラス毎に人数と安否を確認し、本部に報告する。

担任→学年主任→教頭→本部長（校長）

児童等

- 安全を確保した上で、必要に応じて、学校に連絡する。（安否、所在、けが等）

被害状況の確認

教職員

- ☆避難解除、津波警報等が解除された後、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。

☆指定職員（応急復旧班）は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。

☆危険箇所があった場合は、立入禁止措置を行う。（張り紙、ロープ等）

☆指定職員（応急復旧班）は、危険箇所の応急措置を行う。

本部長（校長）

- ☆必要に応じて、児童全員の安否確認を指示する。

☆対応措置について、石巻市教育委員会に報告する。（協議する）

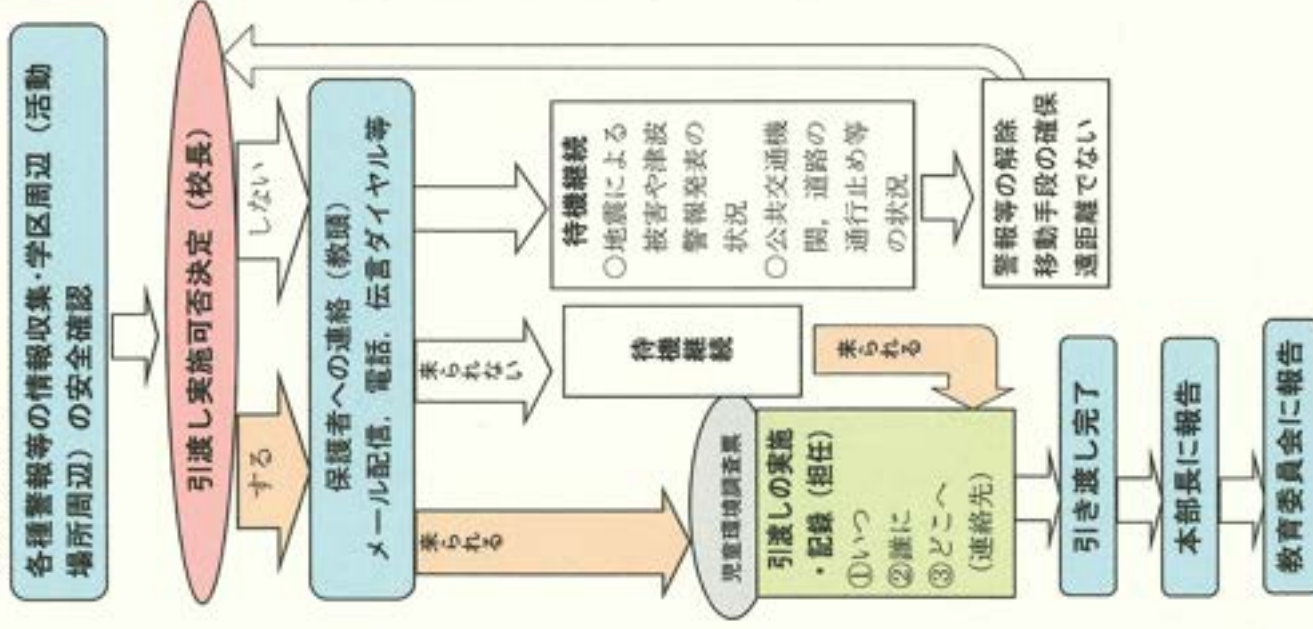
教職員

☆教頭は、児童・教職員の被害状況や施設の状況等を石巻市教育委員会に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。

☆災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。（一斉配信メールや電話が使えない場合は災害伝言ダイヤルを使用する）

☆津波警報等が解除された後、指定職員（本部）は、学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学路の安全点検を行う。

(5) 引渡し



校長	校内での引渡し	校外での引渡し
	○各種情報から安全を確認する。（目視して状況を確認する。） ○引き渡し実施可否を判断する。 ○引渡し場所を決定する。	○学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する。 ○現地、市町村担当部局、関係機関と連携を図る。
教頭	○保護者に対して災害に関する情報や児童の状況、引渡しの実施について連絡する。	○学校を通じて児童の安否、帰校方法を伝える。 ○保護者へ現地での児童の状況、引渡し実施について連絡する。
担任	○引渡し確認名簿を準備する。 ○児童を待機場所へ誘導する。 ○引渡し（いつ誰に引渡し、この後どこへ行くのか照合しながら）を行う。	○引渡し完了まで時間がかかることや、保護者が迎えに来られないことも想定しておく。

○引渡し完了まで時間がかかることや、保護者が迎えに来られないことも想定しておく。

＜家庭用防災マニュアルにて周知＞

＊メールや電話が使用できないときは、災害伝言ダイヤルを活用する。

＊津波警報発令時は児童を引き渡さない。（引取りに来てても保護者とともに学校に留まることと避難行動を促すこともある）

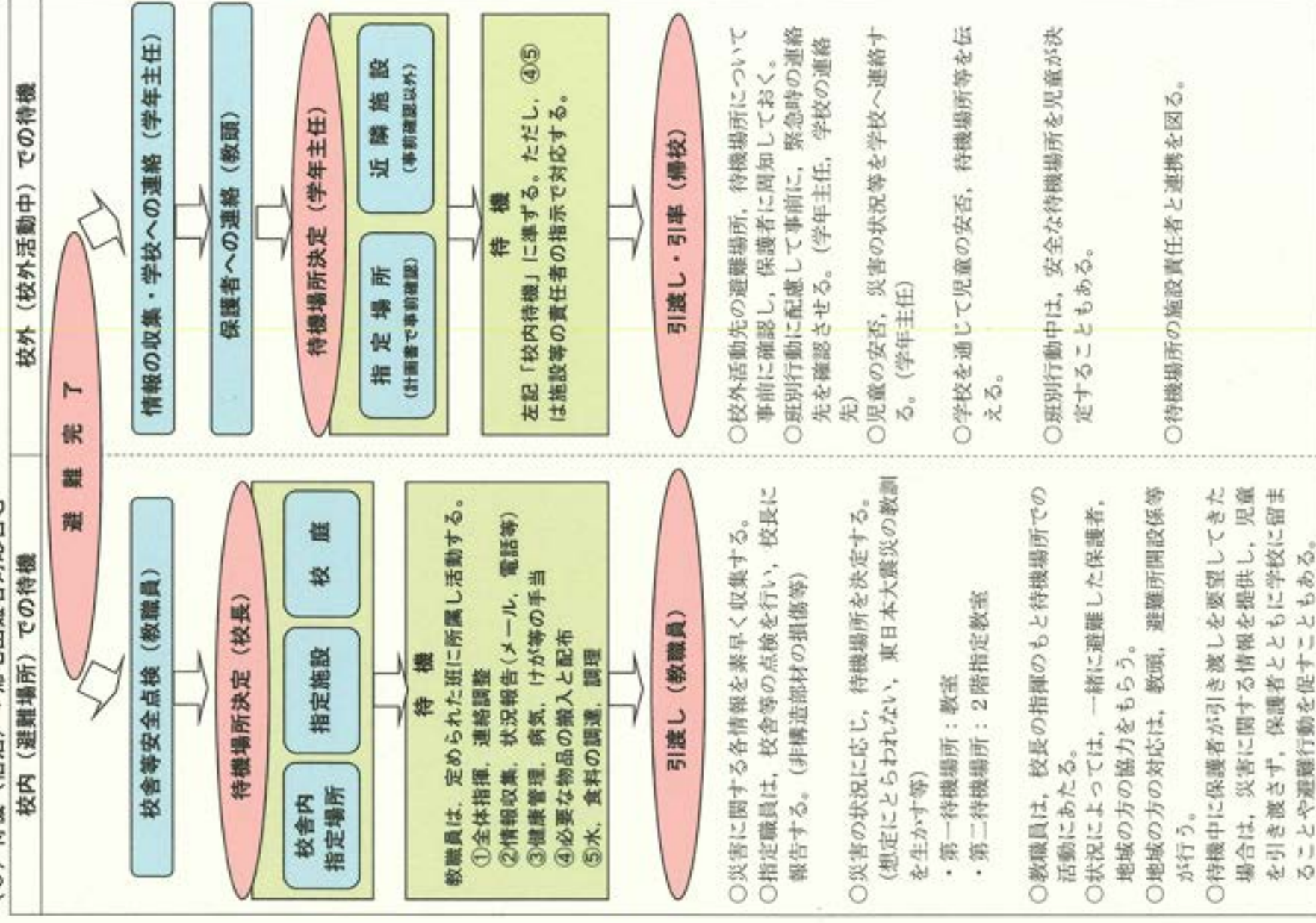
＜児童環境調査票記入案内文書にて周知＞

＊引取り者は児童環境調査票で事前に登録しておき、登録していない人には引渡ししない。

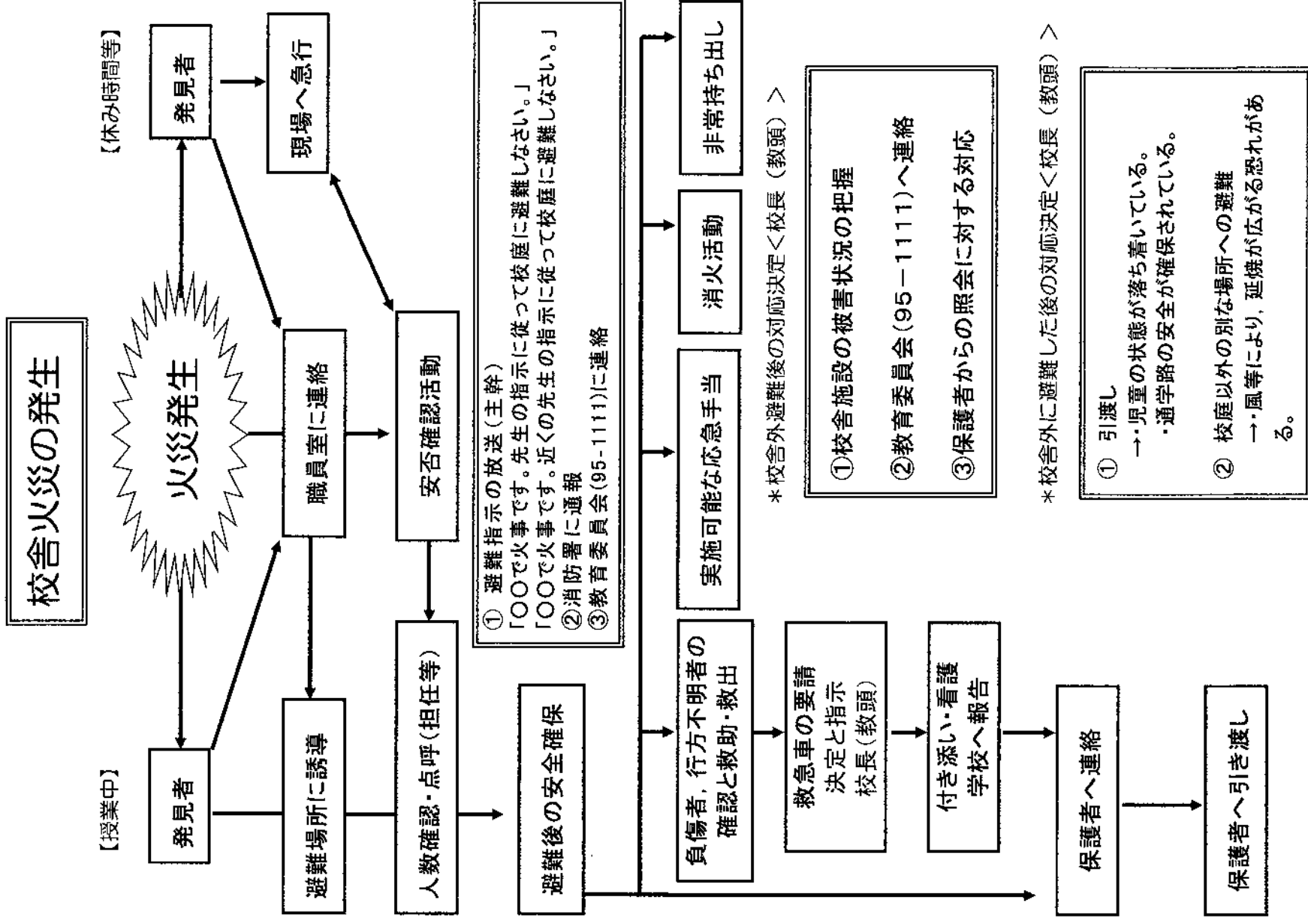
引渡しのルール	
震度6以上	○引渡し実施。児童は引取り者が来るまで学校に待機させる。
震度5強以下	○異常がなければ通常下校させる。 ○授業続行困難な場合は、職員が道路状況等を確認後、職員引率による集団下校、または引渡し。
学校を含む地域の震度	

注意報警報に伴うの引渡しの可否	
津波に関する警報・注意報	大津波警報 津波警報
	保護者への引き渡しをしない 注意報、警報が解除され、安全が確保された後に引き渡す。

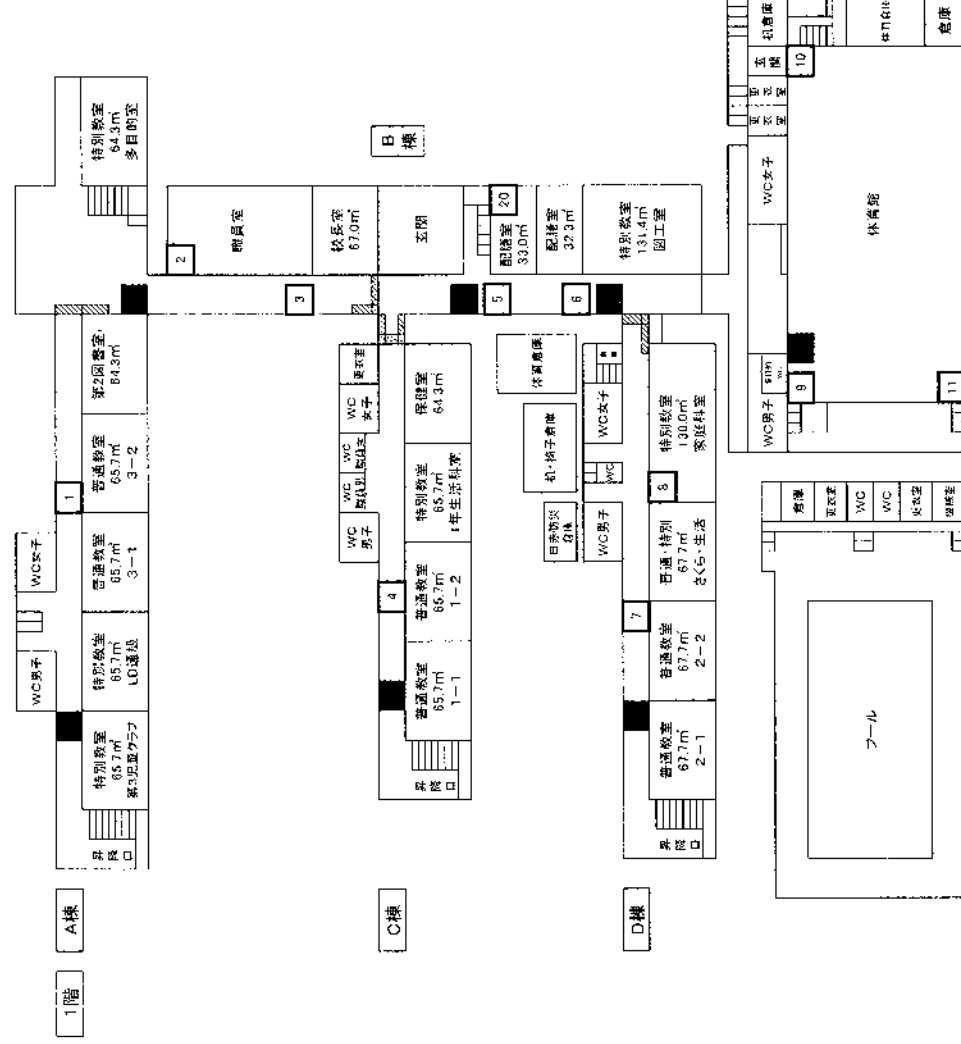
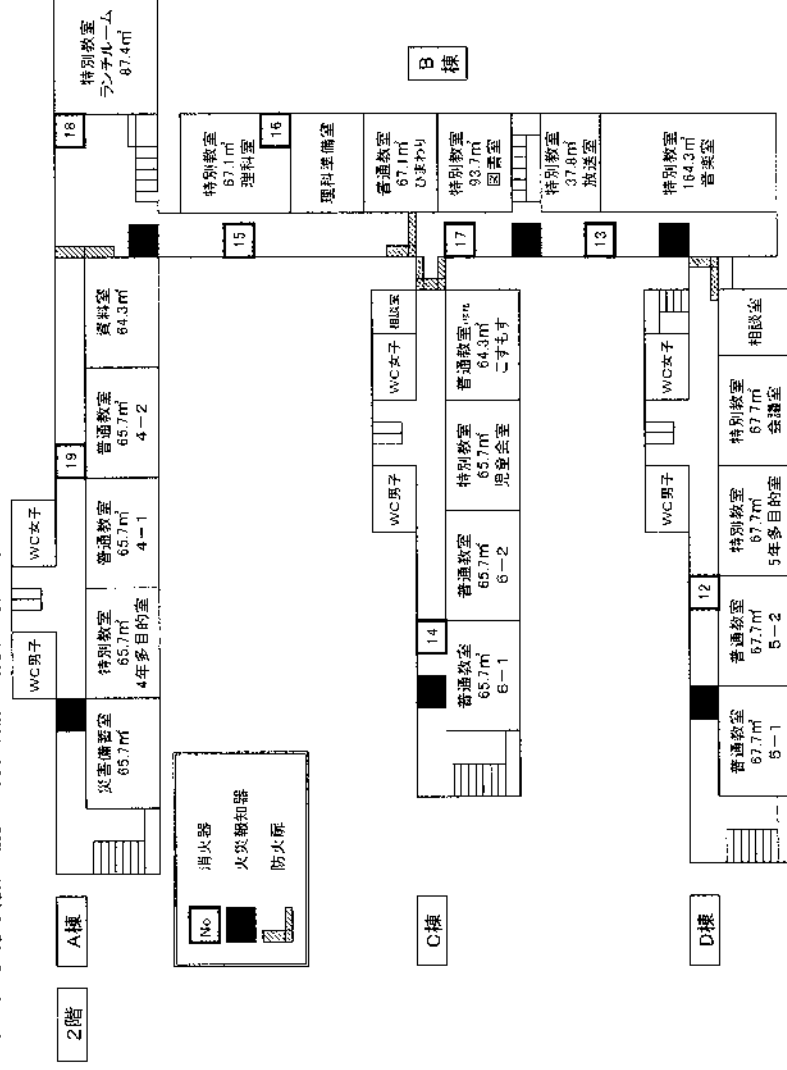
(6) 待機(宿泊) * 帰宅困難者対応含む



(1) 火災発生時の対応



(2) 火災報知機・消火器・防火扉配置図



(1) 竜巻注意情報等発表時及び発生時・発生後の対応(災害発生前～発生時～発生後)

竜巻注意情報発表

各種情報収集
発達した積乱雲に注意

教職員

竜巻が間近に迫ったら

校長
本部

学校にいるとき

教職員

○教室にいる場合
・窓を閉め（鍵をかける）、カーテンを閉める。
・出入り口のドアを閉める。
・窓から離れる。【大きなガラス窓の下や周囲は危険】
・防災頭巾をかぶったり、机の下に入った後、身を守り、身を小さくして頭を守る。

○教室以外の校舎にいる場合

※特別教室は教室と同じ対応
・壁の近くなど、物陰に入ってから身を小さくする。

○屋外にいる場合

・校舎など丈夫な建物に避難する。

【物置やプレハブの中は危険】

登下校中のとき

教職員

急変が予想される場合は、登下校を控える。

〈万が一登下校時に遭遇した場合〉

・近くの丈夫な建物に避難する。
・建物に避難できない場合は、くぼみなどに身をふせる。

【電柱や太い樹木も倒壊する危険があるので、近寄らない】

竜巻が過ぎたら

校長
本部
教職員

保護者への連絡
(メール配信)

○各種措置について
(休校、授業打ち切り、引き渡し等)
○翌日の対応等

学区巡視・引渡し等

教職員

○気象情報を確認し、空の様子をみて発達した積乱雲が近づいているか確認する。

※「発達した積乱雲が近づく兆し」

- ・真つ黒い雲が近づき周囲が急に暗くなる
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す

※竜巻注意情報発令時や雷鳴が聞こえる場合は外の活動は控える。

○校長（教頭）は、校内放送等で緊急事態を全職員及び児童等に知らせる。

○児童等に指示をして、安全な場所を確保し、安全な態勢を取らせる。

※廊下等にいる場合は、窓から離れた場所に身を隠すように指示する。

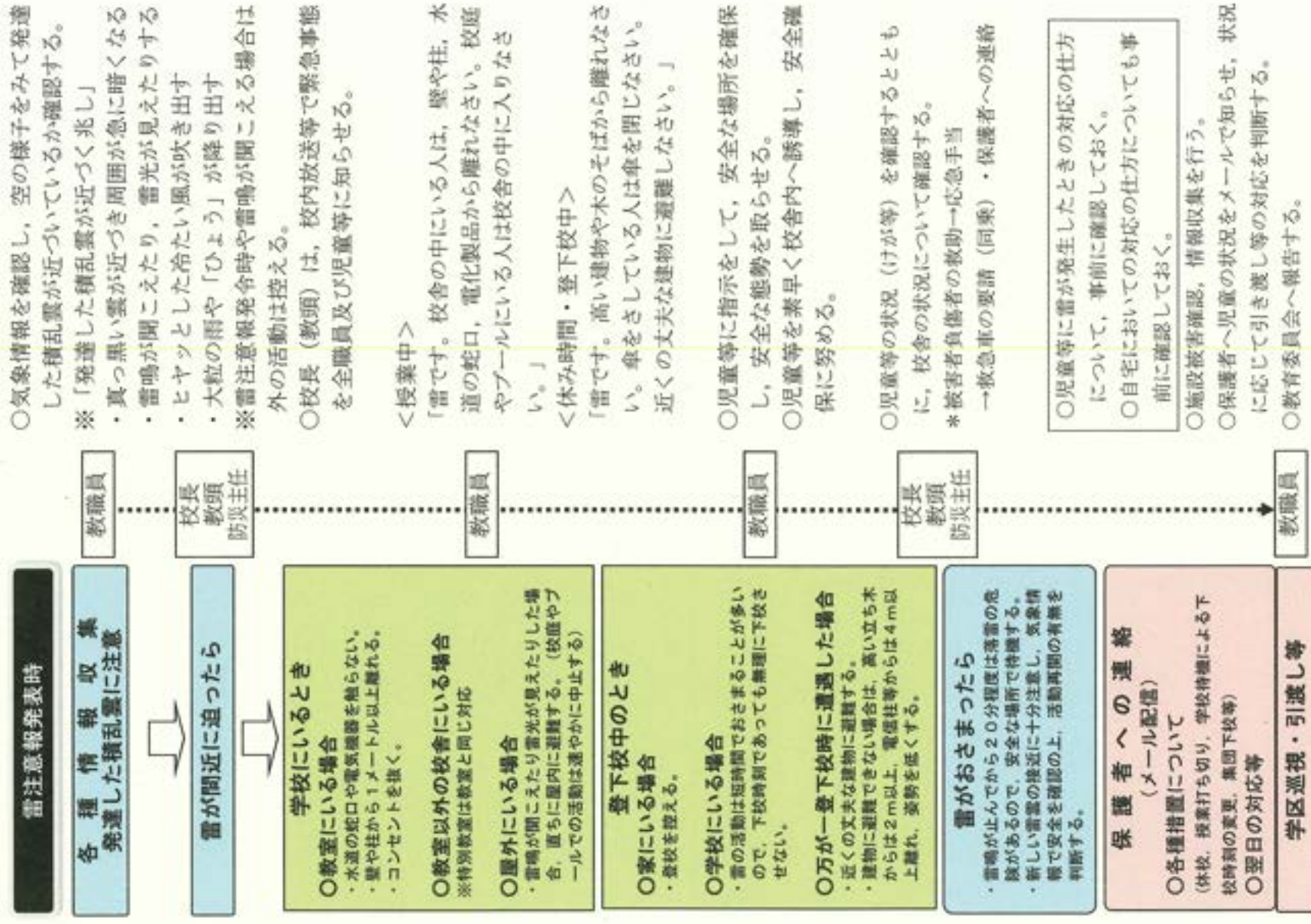
○児童等を素早く校舎内へ誘導し、安全確保に努める。

○児童等に竜巻が発生したときの対応の仕方について、事前に確認しておく。

○自宅においての対応の仕方についても事前に確認しておく。

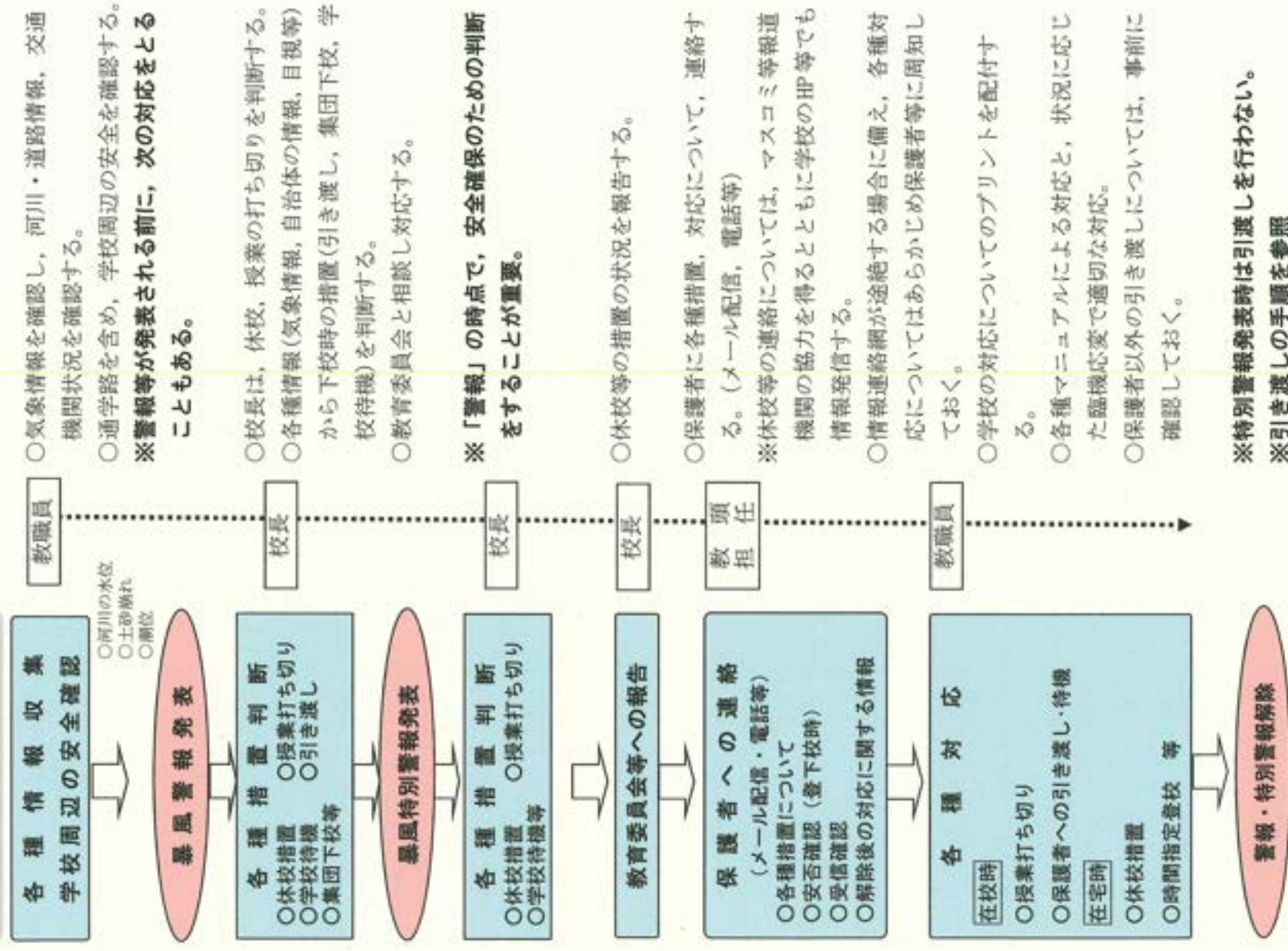
- 児童等の状況（けが等）を確認するとともに、校舎の状況について確認する。
- 保護者へ児童の状況をメールで知らせ、状況に応じて引き渡し等の対応を判断する。

Ⅱ章 災害発生時の対応
(2) 雷注意報発表時及び発生時・発生後の対応(災害発生前～発生時～発生後)

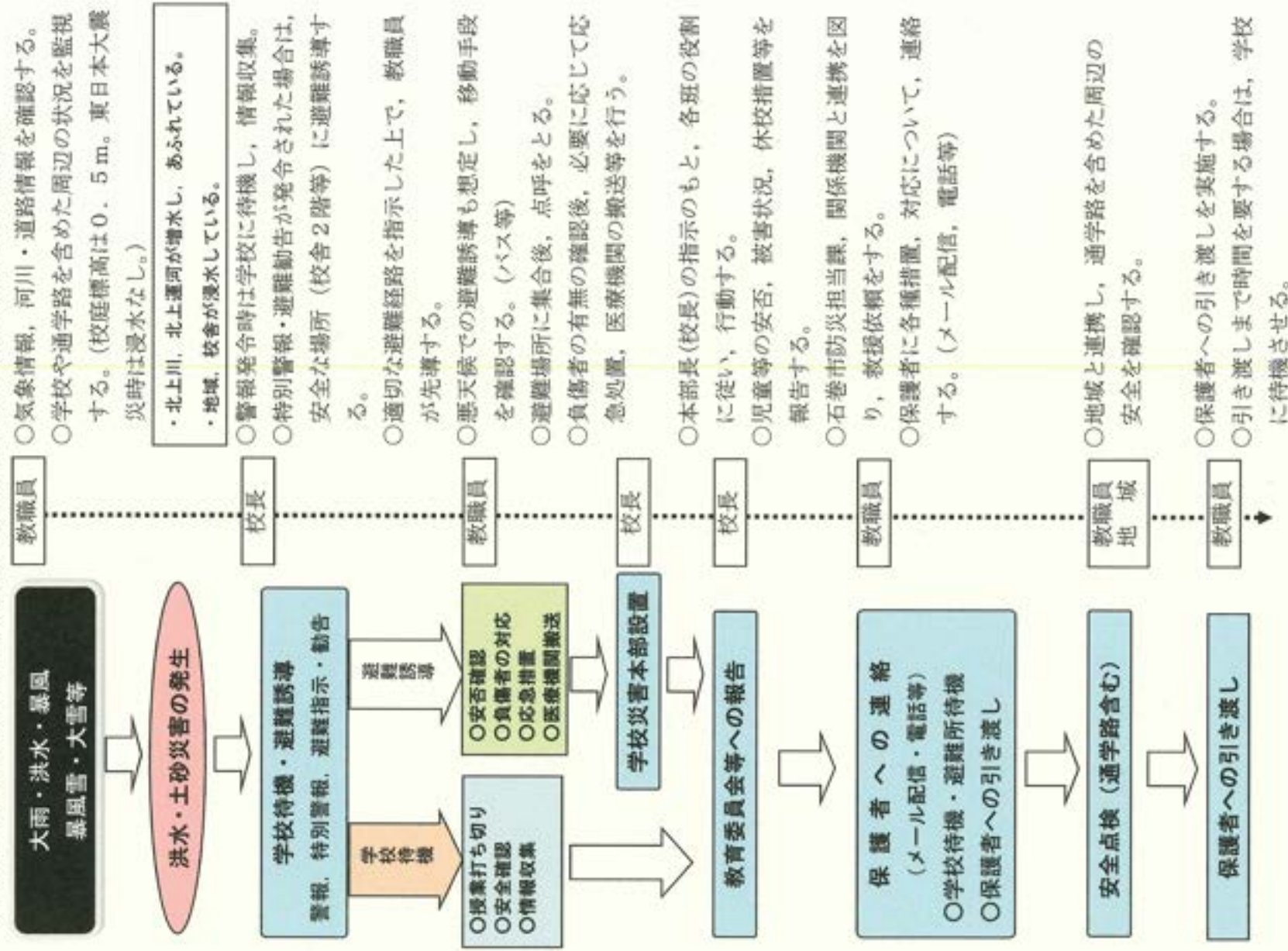


（1）暴風警報発表時の対応（災害発生前）

台風が接近（例）



(2) 災害発生時の対応（在校時の発生）＊ハザードマップでは、校舎は浸水域

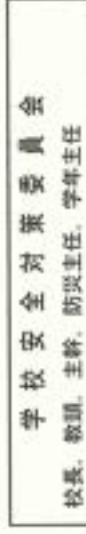


※特別警報発表時は引き渡しを行わない。
※引き渡しの手順を参照

II-5 原子力災害時の対応

II章 災害発生時の対応

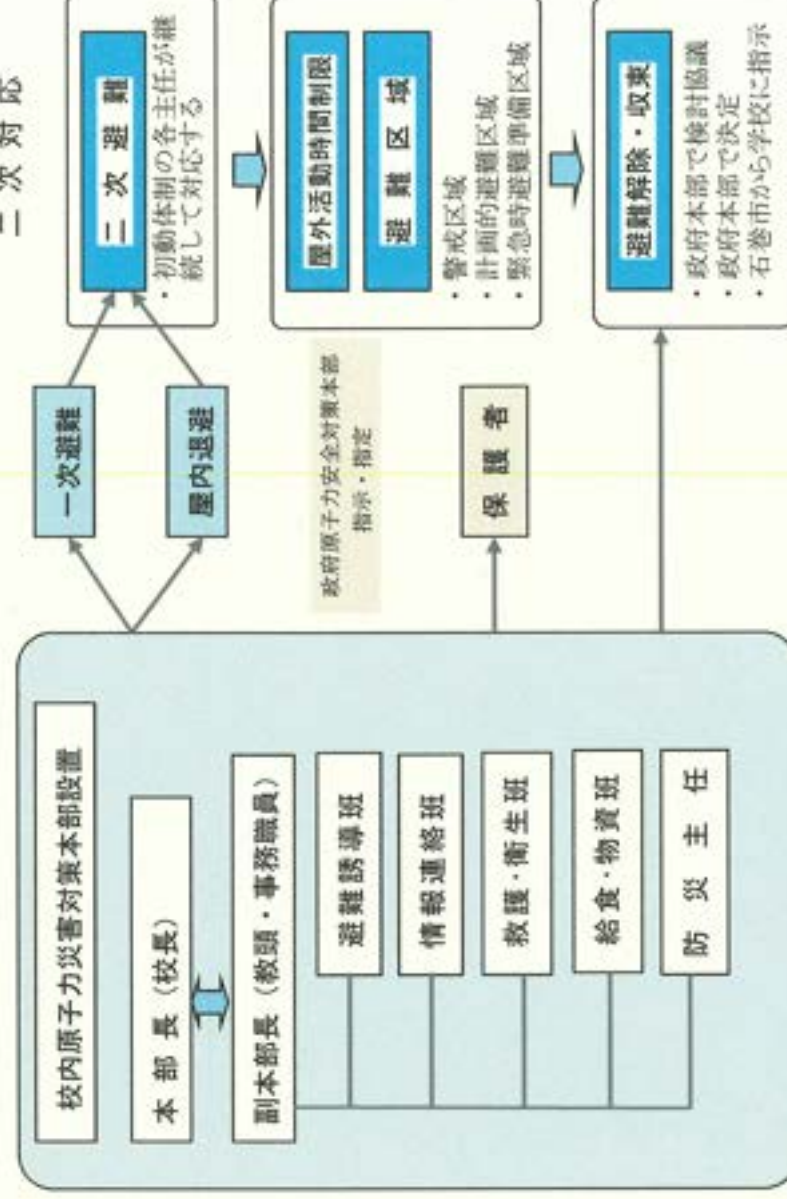
(1) 防災体制の整備



(2) 事故発生時の対応（指示系統）



(3) 学校での初動体制



(4) 校内原子力災害対策本部組織の役割

担 当		災害に備えての役割	災害が発生した場合の役割
本 部 長 (校長)	本 部 長	○全教職員に対して、災害時の対応についての役割分担を明確にする。 ○保護者、地域に対し、災害時の学校対応、避難場所について周知徹底を図る。	○学校原子力災害対策本部を設置する。 ○石巻市からの指示に従い、初動体制のもとに各業務にあたるように指示する。 ○石巻市教育委員会へ随時状況を報告する。
	副 本 部 長 (教頭・事務職員)	○全教職員に対して、災害に備えた体制整備と共通理解を図る。 ○保護者、地域に対して窓口となり、周知を図る。	○本部長を補佐し、教職員が迅速、適切に活動が行えるように連絡調整する。 ○関係機関、報道関係の窓口となる。 ○放射線測定計画・分担
避難誘導班 (学年主任等)	避難誘導班	屋内退避 ○学校での屋内退避では、待機場所への誘導、指導内容の周知徹底を図る。 避難 ○避難時、石巻市が手配した車両に児童が安全に乗車できるよう誘導、乗降指導の周知徹底を図る。	屋内退避 ○教室内へ速やかに退避させる。(窓、カーテンを閉める、日張りをする、換気扇を止める) 避難 ○屋内に退避させた後、指定された避難所に避難誘導する。(手配された車両等により)
	情報連絡班 (主幹)	○情報を迅速かつ的確に伝えることができるように連絡網を作成する。(メール配信含む) ○情報の入手方法を確認する。(各ホームページページ等)	○避難状況等について保護者の問い合わせに対応する。 ○避難している児童生徒等に必要な情報を提供する。
救護・衛生班 (保健主事・養護教諭)	救護・衛生班	○救急用品の確保及び救護体制を整備する。	○児童、教職員に対する的確な救護、応急措置及び健康観察を行う。 ○緊急的に医療行為の必要性が生じた場合は、災害対策本部に連絡し指示を受ける。
	給食・物資班 (給食主任)	○物資の保管場所を事前に確認しておく。 ○災害時の物資について常備するものを石巻市担当課と確認する。	○石巻市災害対策本部と連携し、必要な物資の確保と適切な配給を行う。
防災主任	給食・物資班	○学校原子力防災計画を作成する。 ○原子力安全に関する学習プログラムを作成する。	○本部長の指示のもと、教職員間、石巻市災害対策本部との連絡調整を行う。
	防災主任		

(5) 場面に応じた災害への対応 (教職員)

場 面		災 害 対 応 策
授 業 中	授 業 中	○児童が在校中 (授業中・休み時間・放課後) に原子力災害が発生した場合の、避難・屋内退避の体制を整備しておく。
登 下 校 中	登 下 校 中	○防災無線や広報車などの放送等をしつかり聞いて指示に従うように、児童及び保護者に対し、事前に周知徹底を図っておく。
校外活動中	校外活動中	○原子力施設のある地域での校外学習中の活動時に原子力災害が発生した場合は、施設管理者、市町村災害対策本部の指示に従って、児童の安全を確保する体制を整えておく。
休業日 (夜間・休日)	休業日	○自宅にいた時に災害が発生した場合は、可能な限り避難所へ向かい、児童の所在を確認する。(教職員の自宅が屋内退避対象区域でない場合)

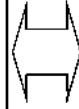
(6) 情報連絡体制

事故発生

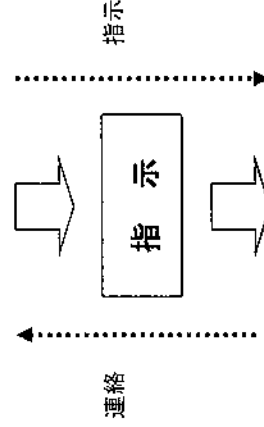
通報

オフサイトセンター (緊急事態応急対策拠点施設)

- 原子力災害合同対策会議
- 住民防護措置(避難・屋内退避)の検討・協議・決定



石巻市災害対策本部



学校

(学校原子力災害対策本部)

避難

屋内退避

Ⅱ章 災害発生時の対応

○原子力事業所における事故により、環境への基準以上の放射線物質など異常な事象が発生した場合は、事故発生事業者の防災管理者は、直ちに原子力災害対策特別措置法第10条1項の規程に基づき、知事・所在市町村長等の関係機関に通知する。

(オフサイトセンターは災害時に国、県、市町村、原子力事業者等が集まり、災害対策を行う拠点施設)

○原子力災害発生時には、原子力災害合同対策会議を設置し、情報共有、意思統一を図り、迅速・的確に緊急事態応急対策を検討・協議・決定する。

○市町村が定めた避難計画等により、事故のレベル、風向きなども考慮して避難措置を行う。

○オフサイトセンターから受けた情報は、あらゆる広報手段で地域住民に伝える。

○学校独自の判断で対応せずに石巻市災害対策本部の指示に従って行動する。

○学校において緊急的な医療行為等の対応が生じた場合は、石巻市災害対策本部に連絡し、その指示を受ける。

避難

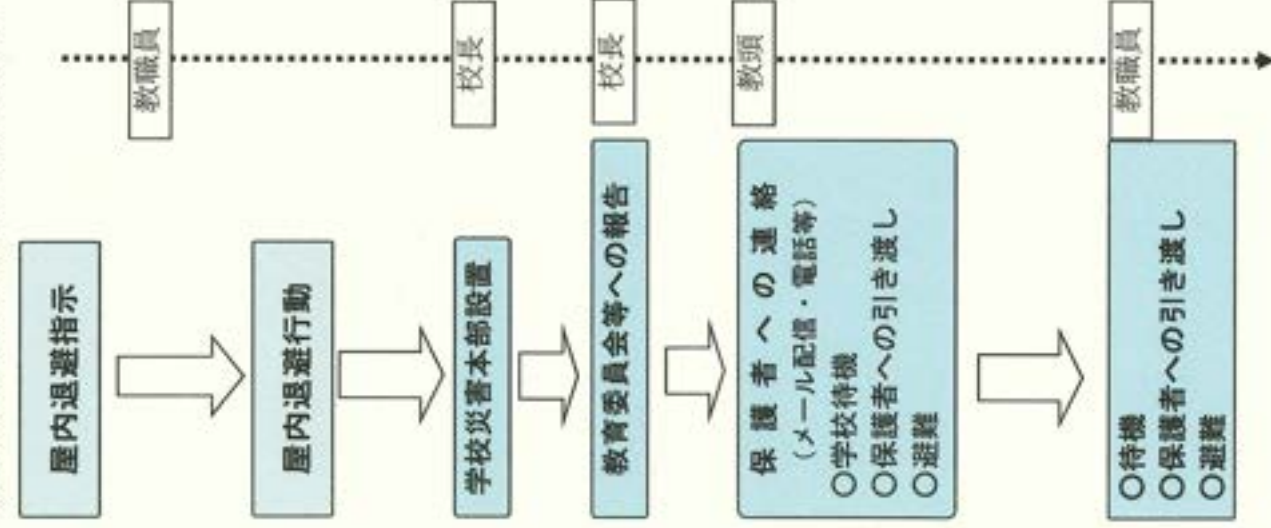
石巻市災害対策本部からの指示により、自家用車や市町村が準備した車両によって、放射線被ばくを低減できる指定された避難場所へ移動すること。石巻市の広域避難計画により、向陽小学校は、栗原市（若柳総合体育館：あけぼの、あけぼの北）、七ヶ浜町（七ヶ浜町中央公民館：浜江場、裏区、福村）、加美町（七ヶ浜町中央公民館：向陽町1～5丁目、上第2区、境谷地、わかば）へ避難となる。

屋内退避

石巻市災害対策本部からの指示により、教室等の屋内退避することにより、放射線の防護を図ることができる。

学校では、屋内退避の指示が発令された場合は児童を速やかに教室等に避難させ、窓、カーテンを閉めるなど次の指示がでるまで教室等で待機させる。

(7) 原子力災害対応計画（屋内退避）



○テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集する。

○放送等で屋内退避の指示を出す。

・屋外にいた児童は、屋内に入る前に靴の土とからだのほこりを落とすこと。

・教室に入る前に、手や顔を石けんで洗う、うがいをすること。

○窓を閉め、換気扇等を止める。

○目張りを行う。

○児童を教室の席に座らせ、落ち着かせる。窓から机を遠ざけて座るよう指示を出す。

○カーテンを閉める。

○人員確認を行う。

○児童等の安否、被害状況等を報告する。

○石巻市防災担当課、関係機関と連携を図り、救援依頼をする。

○保護者に各種措置、対応について、連絡する。(メール配信、電話等)

「(関係諸機関)より、屋内退避の指示が出されました。児童は外気を遮断したうえで各教室に退避しました。本校はコンクリートの建造物であり、ある程度放射線を遮蔽することができると考えられます。(関係諸機関)から、次の指示が出るまで、児童は校舎内に退避しております。次の指示が出た場合は、メールで連絡いたします。」

※校舎の風下側を出入り口とする。

※地域住民等避難者の上着や靴は、できる範囲でビニール袋に入れて口を閉めてもらう。

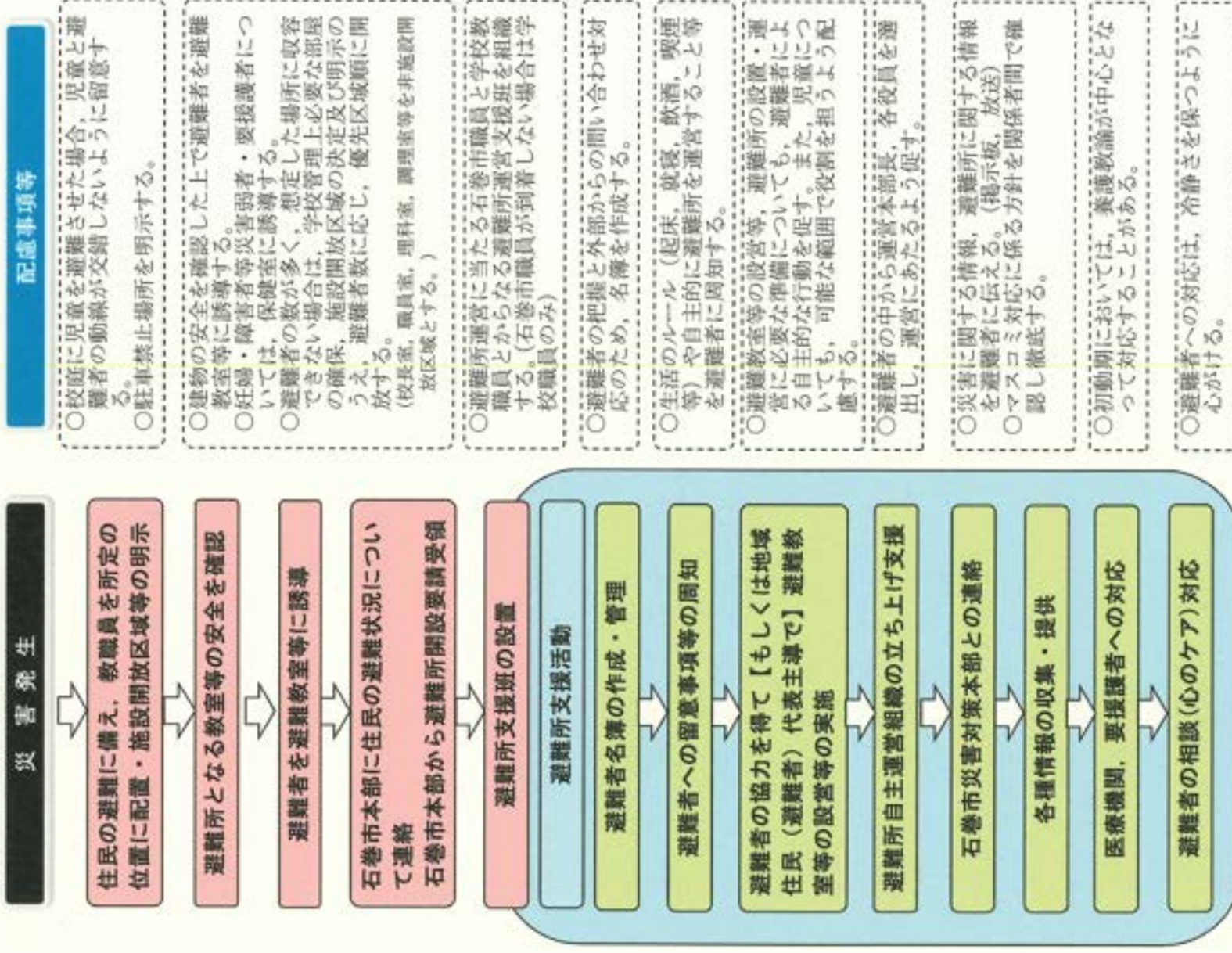
※こすもす学級は、除染室として使用する可能性があるので退避場所としない。

○屋外退避が長時間になることも想定し、その間の対応策も準備しておく。

○引き渡しが可能になった場合、風向きにより出入り口が限定されるため、臨機応変に適切な対応をとる。

(2) 学校の避難所設置・運営に係る協力（発災初期段階）

※学校に教職員等がいる時間帯において地震が発生し、石巻市からの避難所開設要請の前に住民が避難してきた場合を想定



※1 上記の他、学校に教職員等がいない時間帯に災害が発生した場合の対応についても石巻市、向陽小学校防
災連絡会と協議の上、予め調整しておく必要がある。

※2 上記に示した内容の詳細については、予め石巻市が作成する避難所運営マニュアル等に定め、地域住民等に
事前に理解を得る必要がある。

配慮事項等

○校庭に児童を避難させた場合、児童と避難者の動線が交錯しないように留意する。
○駐車禁止場所を明示する。

○建物の安全を確認した上で避難者を避難教室等に誘導する。
○妊婦・障害者等災害弱者・要援護者については、保健室に誘導する。
○避難者の数が多く、想定した場所に収容できない場合は、学校管理上必要な部屋の確保、施設開放区域の決定及び明示のうえ、避難者数に応じ、優先区域順に開放する。
(校長室、職員室、理科室、調理室等を非施設開放区域とする。)

○避難所運営に当たると石巻市職員と学校教職員とからなる避難所運営支援班を組織する。(石巻市職員が到着しない場合は学校職員のみ)

○避難者の把握と外部からの問い合わせ対応のため、名簿を作成する。

○生活のルール（起床、就寝、飲酒、喫煙等）や自主的に避難所を運営すること等を避難者に周知する。

○避難教室等の設置等、避難所の設置・運営に必要な準備についても、避難者による自主的な行動を促す。また、児童について、可能な範囲で役割を担うよう配慮する。

○避難者の中から運営本部長、各役員を選出し、運営にあたるよう促す。

○災害に関する情報、避難所に関する情報を避難者に伝える。(掲示板、放送)
○マスコミ対応に係る方針を関係者間で確認し徹底する。

○初期期においては、義護教諭が中心となつて対応することがある。

○避難者への対応は、冷静さを保つよう心がける。

(4) 向陽小学校を避難生活避難所として開設する際の開設について

① 目的

災害から人命を守るために学校施設を使用する必要がある場合、市役所職員や本校職員が学校に到着していても、地域住民が主体となり、体育館や校舎を開錠して使用できる環境を整える。

② 確認

- ・ 発災時に学校の開錠を行う義務を負うものではなく、開錠できる環境を整える措置である。
- ・ 上記に関わり、開錠の有無による責任は、一切発生しないものとする。
- ・ 市役所職員の到着した場合は、避難所としての運営は、市に移管する。
- ・ 嚴重に鍵の保管を行い、他の人への貸し出しは一切行わない。
- ・ 第1回の向陽小学校防災連絡会の際に、鍵を持参し、鍵の所在の確認を行う。
- ・ 行政委員を交代する際には、一度鍵を学校に返却する。

③ 向陽小学校校庭を避難場所とする場合（津波警報なし、浸水被害なしなど）

- ・ 大地震が発生した場合
- ・ その他の災害

※ 校庭北側校門を開き、校庭を避難場所とする。

④ 体育館を避難場所とする場合

- ・ 津波警報が発令された場合（大地震の場合にのみ津波警報が発令されとは限らない）
- ・ その他の災害で避難勧告・避難指示が出され、向陽小学校が避難所として指定された場合
- ・ 原子力災害が発生し、コンクリート退避の指示が出された場合
- ・ その他、学校を避難生活所として開設される必要に迫られた場合

⑤ 体育館の開錠と避難者への対応について（市職員・学校職員不在の場合）

学校の対応	地域住民の動き	備考
○ 学校職員は学校に向かう。 ただし、津波警報中は学校に来ることはできない。 ○ 到着後速やかに避難所開設に入る。 ＜鍵穴の位置＞ 	○ 向陽小担当の行政委員は、学校正面玄関に集合する。 ○ 学校に職員がいないか玄関扉、職員室等を見て確認する。 ○ 職員がいない場合、預かっていたら持っている鍵で体育館の扉を開錠する。 ○ 避難者を受け入れる。 ○ 靴はポリ袋に入れ、各自保管するようにする。	* 到着後ではできるだけ速やかに次の行動に移る。 * 職員がいた場合は、職員と共に避難所開設の準備を行う。 * 鍵は向陽町1丁目～4丁目の行政委員の方に保管をお願いしている。 * 発災時不在でも、道義的に責任を問われることはない。 * 可能な場合は、避難者名簿への記入を依頼する。 * 避難所開設セットをステージ脇（放送室側）に常時置いておく。

<太陽光発電コンセント>  (停電時でも使用可能)	●浸水が予想される場合は、体育館ギャラリーへ避難する。 ○市職員の到着を待つ。	*ギャラリー南・北にあるダイヤル錠を外す。 ()
--	---	--------------------------------------

⑥ 校舎を避難場所とする場合

- ・体育館収容人数を超えた場合
- ・浸水時、体育館ギャラリーだけでは収容しきれない場合

⑦ 校舎の開錠と避難者への対応について

学校の対応	地域住民の動き	備考
○学校職員は学校に向かう。 ただし、津波警報中は学校に来ることはできない。	○学校に職員がいないか玄関扉、職員室等を見て確認する。	*職員がいた場合は、職員と共に避難所開設の準備を行う。
○到着後速やかに避難所開設に入る。	○職員がいない場合、職員室北側を通り、3年生多目的室のサッシを破壊るかガラスを割って校舎へ入る。	*戸を壊したりガラスを割ったりした責任は問わない。
	○正面玄関と1棟昇降口扉の鍵を開ける。	*複数人いれば、2階音楽室に行き、避難住民を案内する準備をする。
	○管理棟2階南端にある音楽室で待機するように案内する。音楽室がいっぱいになったら、管理棟2階北側のランヂルームで待機する。	*靴を持って移動するように声をかける。
	○市職員の到着を待つ。	

II-7 学校再開に向けた対応

(1) 教育再開への取組

児童・教職員の被害状況の確認

- 児童の安否と所在場所の確認
- 教職員の安否確認

家庭・保護者の被災状況の確認

- 保護者の安否と所在場所の確認

学校施設・設備等の点検

- 建物の構造部材、副構造部材の点検と補修
- ライフライン(水道、電気、ガス等)の復旧状況
- 危険箇所の立入禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検
- 仮設校舎の建設要請
- 校舎内外の清掃・消毒
- 移転先での学校再開の準備

通学方法の確認と通学路の安全点検

- 危険箇所の点検と補修箇所の報告
- 公共交通機関の運行状況の確認
- スクールバスの確保

教育環境の整備

- 授業形態の工夫と教職員の配置
- 教科書、学用品等の損失状況の確認と発注
- 支援物資の取りまとめ(教育委員会との連携)
- 文部科学省ポータルサイトの活用(支援物資)
- 心のケア(スクールカウンセラーとの連携)
- マスコミ、外部ボランティア団体等の対応

避難所との共存

- 避難所運営組織と協議
- 立入制限区域の明示

給食業務の再開

- 施設、設備の安全点検
- 石巻市教育委員会、食料委託業者との調整

II章 災害発生時の対応

- 教職員は、できるだけ速やかに、家庭訪問、避難所先を訪問し、児童の被害状況を確認する。(避難先、連絡方法、健康状態等)

- 地域、PTAと連携を図りながら、家庭・保護者の安否確認、所在場所、学区内の被災状況を確認する。

- 災害の程度によって、校舎や施設設備等の使用再開について、専門家(応急危険度判定士等)の点検を受けて決定する。
- ライフラインの状況を点検し、関係機関に協力を依頼する。
- 理科室等の危険薬品、灯油保管場所等を確認する。
- 校舎内へ浸水があった場合は、清掃、消毒を実施する。

- 通学路の安全を確認し、危険箇所について関係機関へ連絡する。
- 公共交通機関の再開の目的を確認する。
- 状況によってスクールバスの使用について検討する。

- 当面の授業形態(午前授業、短縮授業等)と学習プログラムを検討する。
- 教科書、学用品の滅失損状況を確認し、不足教科書等の確保に努める。
- スクールカウンセラーを要請するなど心のケア対策を講じる。
- マスコミ対応、ボランティア団体の受け入れの対応は、校長及び教頭が行う。

- 学校施設が長期的に避難所として使用されることあるため、立入制限区域を明示することや、お互いの生活のルールを確認する。

- 給食業務が早期に再開できるように関係機関と連携を図る。
(簡易給食の手配、栄養のバランス等)

(4) 心とからだの健康観察票

(年 組 氏名)

番号	調査項目	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
1	食欲がない						
2	眠れないことがある						
3	おなかが痛いことがある						
4	吐き気がすることがある						
5	下痢をしている						
6	皮膚がかゆい						
7	目がかゆい						
8	頭が痛いことがある						
9	尿の回数が増えた						
10	食べ過ぎることがある						
11	なんとなく落ち着かない						
12	悩んでいることや困っていることがある						
13	何となくからだがだるい						
14	イライラして攻撃的になる						
15	急にふさぎ込んでしまう						
16	ボーッとしている						
17	いつもと様子が違う(元気がない、元気が良すぎる等)						
18	保健室の利用が増えた						
19							
20							
メモ							

実施方法

- (1) 該当する項目や内容があれば「○」をする。
- (2) 結果については、養護教諭に提示する。養護教諭は全校的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、対応について検討する。
- (3) ほかに必要な項目があれば随時追加する。
- ※ 平常時に使用している健康観察票と併せて活用する。
- ※ 児童の様子を勘案しながら、できるだけ早期に実施できるよう、生徒指導問題対策委員会で実施時期を判断する。

(5) 心とからだのチェックリスト

実施日 年 月 日
(年 組 番 なまえ)

「こころとからだのチェックリスト」

わたしたちのこころとからだは、とても悲しいできごと^{かな}のあとで、いろいろな変化^{へんか}をします。それは、だれにでも起こることです。でも、これをこのままにしておくのはよくありません。自分のこころやからだのようすを知ることが大切です。

そこで、「こころとからだのチェックリスト」を使って、1週間^{いっしゅうかん}の間^{あいだ}に変わったことがあったか見てみましょう。

こたえかた：自分があてはまると思う番号に○をつけてください。		① ない	② ない	③ ある	④ ある
1	しんばいでいらしておちつかない				
2	むしゃくしゃしてらんぼうになる				
3	すぐかっとするようになった				
4	よくねむれない				
5	あたまやおなかがいなくなる				
6	ちいさいおとにびっくりする				
7	かなしいかんじがする				
8	かなしかったことのゆめをみる				
9	こわいことをおもいだす				
10	かなしかったことのあそびをする				
11	かんたんなことができなくなった				
12	すぐわすれたりおもいだせない				
13	ひとりぼっちになったきがする				
14	じぶんのせいだとおもってしまう				
15	ひとがまえよりすきになった				

*今の気持ちを書いてみましょう。絵をかいてもいいですよ。

(1) 災害用無線機

電話をかける	①受話器（ハンドセット）を取る ②ダイヤルする ・個別に呼び出す場合：テンキーで数字3桁の相手番号を入力 ・グループで呼び出す場合：「#」+数字2桁のグループ番号を入力 ③「採用」ボタンを押す ④通話をする ⑤受話器を戻して通話終了
電話を受ける	①通信種別毎の呼び出し音が鳴る ・個別に呼び出された場合：トブルブルブル・・・ ・グループで呼び出された場合：トピビッ・・・ ②受話器を取る ③通話をする ⑤受話器を戻して通話終了
緊急連絡を行う	①「緊急」を2秒以上押す ②緊急連絡が統制局に受け付けられると、表示画面に「受付完了」と表示される ③統制局から折り返しの連絡を待つ



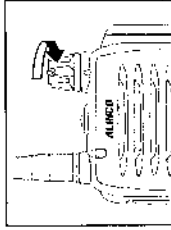
呼出名称	所属部門
ぼうさいいのまき 105	危機対策課
ぼうさいいのまき 202	学校教育課
ぼうさいいのまき 206	蛇田支所
ぼうさいいのまき 209	石巻赤十字病院
ぼうさいいのまき 215	蛇田小学校
ぼうさいいのまき 220	向陽小学校

呼出名称	所属部門
ぼうさいいのまき 231	蛇田中学校
ぼうさいいのまき 301	危機対策課
ぼうさいいのまき 302	防災推進課
ぼうさいいのまき 303	危機対策課
ぼうさいいのまき 304	危機対策課
ぼうさいいのまき 305	危機対策課

3 基本操作

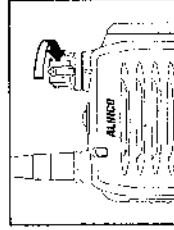
■電源を入れる

電源/音量ツマミを待機方向に回して電源を入れます。



■音量を調整する

電源/音量ツマミを待機方向に回すと音量が大きくなります。
変圧しなげら適切な音量に調整してください。
イヤホンで聞くと音はボリュームを低くにしておいて、変圧しながらゆっくりボリュームを上げてください。



■チャンネルを合わせる

「▲」キーまたは「▼」キーを押してCH01～CH06を選択します。
チャンネルを押し続けると連続してチャンネルが切り替わります。



■モニター機能

MONIキーを押している間、設定したユーザーコードに属するチャンネルをモニターしている状態のユーザーコード・ID・グループを表示します。
この状態のユーザーコード・ID・グループをモニターして「リダイヤル」ボタンを押すと、チャンネルを自動的に切り替えてくれることができます。

4 通信前のご注意

全てのデジタル方式、アンダーバーには伝送速度に基づく下記制限が適用されています。

キャリアセンス

送信中のチャンネルが受信機を待たず、表示と音で警告し、送信できなくなる状態です。
先に通話中の人に通話を与えないために設けられています。

送信時間制限装置

1回の送信で連続して送られる時間は、15分以内と伝送速度で定められています。
送られた後に1分間を越えるよう自動的に送信を停止します。
停止後、1分間は送信できなくなります。
チャンネルの送信や無数の長話を防ぐため多くの人々がチャンネルを共有して使えるようにするために設けられています。
送信時間制限が働く前に警告音を鳴らすことができます。(※P.39)

通信の互換性について

ICU-SS01は音声圧縮方式AMBE-2™を採用した他社製のDPR無線機と互換性のあるユーザーコード・デジタル変調方式(AMBE-2™)は含まれておらず、ICU-SS01方式の無線機とは互換性ありません。AMBE-2™方式を採用する無線機と互換性がある、機種が異なっても互換性機能は共通で使えるように設定されています。

■相手局にあわせる (※P.26)

待機状態で相手の通話ID・グループを指定するときは、「通話ボタン」を押して表示を点滅させ、「▲」「▼」キーで相手局を選択し、もう一度「通話ボタン」を押すことで送信します。
(通話ID等の数が多いものは「MOD」キーで表示画面の移動をさせることができます。)

■受信する

信号を受信すると、受信した通話ID・グループに応じてディスプレイのアンテナが点滅し、受信条件を満たしているときで音が聞こえるようになります。(※P.26)受信のときは相手局の通話IDが表示されます。

■送信する

「PTT」キーを押すと、マイクが断線に接続し、送信状態になります。
「PTT」キーを押しながら、マイクに向かって話します。マイクと口元約5cmを確保してください。
「PTT」キーを離すと受信待ち状態に戻ります。

本機は送信を開始してから相手に音が聞こえるまで若干の遅延があります。PTTキーを押した直後、音が聞こえてから話してください。

通話・マイクに回ったとき、音が大きすぎたり口元が近すぎたりすると、送信音が歪み(ひずみ)する場合があります。
・本機が送信を止めるため、送信マイクの手に伝わる振動を抑制するようになっています。このため、送信マイクを使用し、マイクと外部マイクの接続を解除したときで送信音が変化する場合がありますが、これは正常な動作です。

5 通信方法

ICU-DPS50で利用できる通話モードの概要と操作方法を紹介します。

………… ユーザーコード通信 ……………

セットモード通信モードでユーザーコード通信を選択しているとき、この通信方式になります。(※P.36)
ユーザーコード通信は、互換チャンネルに属しているユーザーコードが一致している人間にだけしか通話できず、伝送速度です。

ユーザーコードはセットモードでユーザーコードの設定(※P.36)により0～9(1)の中から選ぶことができます。

変更したいグループのメニュー「全機」に属するコードを設定してください。

ユーザーコードとは特許取得したアンダーバーの「グローバル」を、またはアマチュア無線の「トーン」スケールと似た機能です。

■ユーザーコード通信の手順

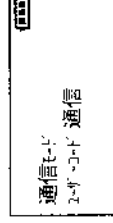
①電波を入れます。

②チャンネルを合わせます。

③セットモードの「通話モード」にてユーザーコード通信を選択します。(※P.36)

④同じくセットモードでユーザーコードの選択を巡るモードを合わせます。(※P.36)

⑤「通話ボタン」を押して変更内容を確認した後、「PTT」キーを押してセットモードを終了します。



皿章 その他

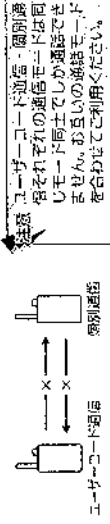
通信方法

④MIDIの「キー」を押すことでチャンネルだけの表示とチャンネルとコードの表示とを切替えます。

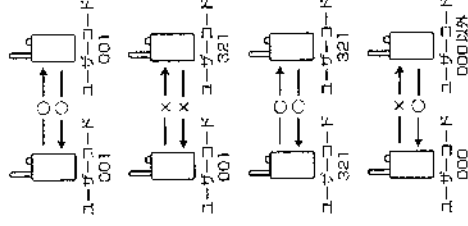
以下で、ユーザーコード通信が出来るようになります。

※ユーザーコード通信と個別通信(※P.26)では通話できません。どちらかの通話方式に統一してお使いください。

通信方法



ユーザーコード通信



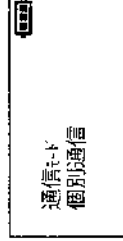
通信方法

..... 個別通信

④セットモード「通信モード」で個別通信を選択しているとき、この通信方式になります。(※P.36)
個別通信では、ユーザーコードから、欲しい相手の電話番号を個人、グループ、全員のように入力して呼び出すことができます。
(自分のID・グループはセットモードで変更できます。)

■個別通信の設定

- ①電源を入れます。
- ②チャンネルを合わせます。
- ③セットモードの「通信モード」にて「個別通信」を選びます。(※P.36)
- ④同じくワットモードで「ユーザーコードの選定」を選んでコードを合わせます。(※P.36)



- ⑤セットモードの「自局ID」・「グループ」にて自分のID・グループをそれぞれ設定します。(※P.36,37)
- ⑥「通話ボタン」を押して相手番号を指定した後、「PTT」キーを押してセットモードを終了します。
- ⑦「MODE」キーを押すことで個人・グループ・全員と通信相手を切替えることができます。
- ⑧個別通信の手順は次ページから説明します。

※ユーザーコード通信(※P.26)と個別通信では通話できません。どちらかの通話方式に統一してお使いください。

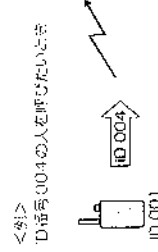
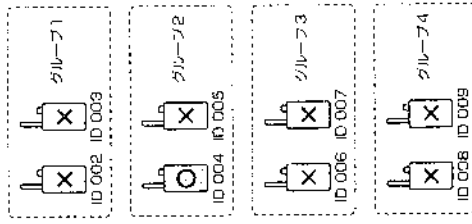
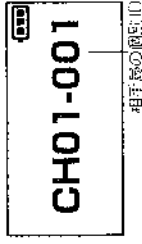
通信方法

対話通信の対話相手には通話表示・グループ表示・AI表示の3種類があります。
文字には自分・相手とも個別通信モードでユーザーコードが設定されている必要があります。

■個別表示のとき

相手の一人だけを表示します。

- ・最大で200の個別IDが設定できます。
- ・同じ個別IDを複数の人に割り当てることができます。
- ・この場合はグループ呼び出しのように同じ個別IDの人数をすべて呼び出します。



災害時優先電話を有効に活用するための正しい知識と心構えは？



1 優先は発信時のみ有効。番号は外部に公表しない。

災害時優先電話は発信する際にのみ、優先的に回線が確保されるもので、例えば、〇〇-△△△-xxxxの災害時優先電話に指定されている場合は、〇〇-△△△-xxxxから電話をかければ、相手先の電話に直接つながります。しかし、この番号が番号として利用されている番号は、外部に公表できませんので、外部に番号を公表するのとは避けてください。同時に、外部に公表している番信電話番号(0800や120など特定の番号)の番信回線について、この回線が番信として利用されている場合は使用できませんので、外部に公表しないようにしてください。また、番信電話番号などの番信回線を、災害時優先電話に指定するのは避けてください。



2 日頃から、災害時優先電話の設置場所をご確認ください。



災害時に備えて災害時優先電話の設置場所を確認しておく必要があります。例えば、2階のフロアに災害時優先電話が設置されているにも関わらず、災害対策本部が3階に設置されたのでは利用できません。日頃から設置場所を確認し、日頃から防災訓練時には徹底した周知を行ってください。

3 導入されている方は、必ずPBX、ビジネスホンの設定をご確認ください。



PBX(構内交換機)、ビジネスホンを導入されている場合は、発信時に災害時優先電話の回線を持つて発信できる(＝接続できる)機能がある、といったときに通話が確保できない場合があります。PBX、ビジネスホンに改造されている回線を災害時優先電話に指定する際には、災害時優先電話の回線の確保が確保できるかの確認をお願いします。

さらなる安心のために！ホットラインをご活用ください。

いざというときのために、重要な出先機関とのホットライン(専用線)を結んでおくことも、あわせてご検討ください。専用線は、お客様が指定された特定区域を直通回線が結ぶため、災害時にあって、より有効な連絡手段となります。

※通信設備の運用状況によっては、通話できない場合もございますので、ご了承ください。

お買い！ 同時にお届けしたシールをご活用ください。



災害時優先電話を有効に活用する手段の一つとして、同時にお届けしている災害時優先電話シールをお役立てください。災害時優先電話に指定された電話回線に直接接続されている電話機であることを確認したうえで、以降番号を確認し、ご活用ください。

以下の場合にはNTT東日本へご連絡ください

- ・災害時優先電話の指定が必要となる場合
- ・災害時優先電話指定回線が変更となる場合

ご注意

NTT東日本の災害時優先電話は、ご契約者様と協議のうえ指定させていただきます。

(1) 石巻市備蓄庫 災害備蓄品リスト

No	物品名	数量	単位	備考
1	アルファ米	800	食	50食/箱×16箱 賞味期限2027年3月
2	菓子パン	216	個	24缶/箱×9箱 賞味期限2027年5月
3	水(500ml)	2,016	本	24本/箱×84箱 賞味期限2027年4月
4	カセットコンロ	1	個	
5	カセットボンベ	36	個	
6	乾電池(単1)	220	個	
7	延長コード	3	個	延長ドラム1個 コードリール2個
8	懐中電灯	24	個	
9	ランタン	2	個	
10	携帯用充電器	2	個	
11	ストーブ(石油)	5	台	
12	扇風機	5	台	
13	簡易トイレ	8	台	ドーントコイ1 ブルタル7
14	便槽用防臭剤	15	個	ペンリー一袋
15	シーツ(敷パット)	100	枚	アルミ敷マット
16	毛布	570	枚	
17	救急セット	1	セット	
18	発電機	2	個	
19	ポリタンク(給水用ポリ袋)	30	個	
20	簡易ベッド	3	台	折りたたみベッド
21	担架	5	台	
22	段ボールベッド	4	個	
23	スコップ(鍬, 角)	6	本	
24	バール	3	本	
25	軍手	60	組	
26	ニンテンドーDSテレビ	2	個	
27	エンジン式投光器	2	台	ハロゲンライト
28	照明(屋内外兼用)ライトボーイ	1	台	

29	照明（可搬）ジェントスLEDライト	40	個	
30	パーテーション（世帯）	10	個	
31	パーテーション（デント型）	4	個	
32	申いす	1	台	
33	一輪車	4	台	
34	リヤカー	1	台	
35	ワイドアルミスロープ	2	台	
36	トイレ居室（イーストアイ製パースナルデントM）	10	個	
37	トイレ便座（村上市商會製簡易トイレ）	12	個	
38	便槽川防臭剤（エマーゼン）	20	個	
39	災害用トイレ（ペンクイック）	1	個	
40	簡易トイレ（サニターII）	12	個	

41	毛布	39	災害用身体保護用シート 組立て型対人型 輸車
40	災害用ヘルプシート	39	災害用身体保護用シート 組立て型対人型 輸車

出入り口

38	簡易組み立てトイレS型	37	折りたたみベッド
36	毛布	32	毛布
35	毛布	31	毛布
34	毛布	30	毛布
33	毛布	29	毛布
21	毛布	17	タオルシート
22	毛布	18	タオルシート
23	毛布	19	タオルシート
24	毛布	20	タオルシート
9	ガソリン オイル 乾電池 救急箱 ライト 電灯 コントローラー等	5	緊急用飲料水容器
10	エンジン発電機	6	パン(クラベリー&ホワイチヨコ、オレンジ)
11	排泄処理セット	7	天然水
12	車いす 用便袋	8	天然水
1	おかゆ(梅)	1	おかゆ(梅)
2	飲料水	2	飲料水
3	飲料水	3	飲料水
4	飲料水	4	飲料水
13	タオルシート	13	タオルシート
14	タオルシート	14	タオルシート
15	タオルシート	15	タオルシート
16	タオルシート	16	タオルシート
25	毛布	25	毛布
26	毛布	26	毛布
27	毛布	27	毛布
28	毛布	28	毛布
42	水(飲用不可)	42	水(飲用不可)

出入り口

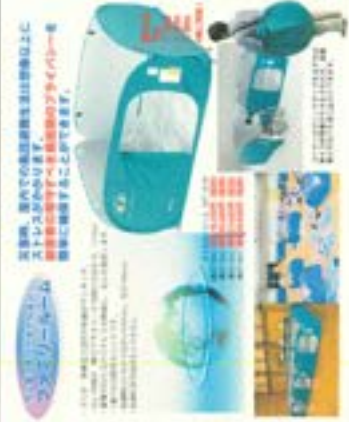
43	車いす用ヘルプシート	44	車いす用ヘルプシート
----	------------	----	------------

トイレ

板

図置物品庫倉庫蓄(2)

(3) 日赤防災倉庫備品一覧

番号	品目	製品名	備品番号	数	写真
1	発電機	発電機ホンダ EU26i	3009169	1 台	
2	コード リール	BE-30K (漏電遮断機付)	3009170 3009171	2 台	
3	照明 (屋内 外兼用)	投光器ライトボー イ LB030CS-F 	3009172	1 台	
4	トイレ (居室)	トイレテント イーストアイ製 パーソナルテント M	3009173 ～ 3009182	10 個	
5	バーテ ーショ ン (世帯)	ニード製 ワンタッチパーテ ンション WT-120	3009183 ～ 3009192	10 個	

6	バーテ ーショ ン (多目 的)	ニード製 プライベートルー ム	3009193 ～ 3009196	4 個	
7	ランタ ン	GENTOS EX-313CW	消耗品	4 0 個	
8	電池	Maxell ボルテー ジ 単 1	消耗品	120 本 1 0 年	
9	トイレ 便座		消耗品	1 2 台	
10	トイレ 薬剤		消耗品	1000 回 分	
11	エンジ ンオイ ル		消耗品 発電機用	1 本	

(1) 家庭用防災マニュアル

1. 地震発生時の対応

	震度5弱以下	震度5強	震度6以上
登校前 在宅時	保護者が安全確認後、学校へ登校。	保護者が安全確認後、保護者引率による登校（引率できない場合は欠席）	連絡があるまで自宅待機（状況に応じて安全な場所待機）
	＜津波注意報・津波警報・大津波警報発令時＞ 登校せず安全な場所（自宅を含む）で待機する。		
登下校中	揺れが収まり、安全に移動できる状況になりしだい登下校。	＜安全確保行動1－2－3＞ - 安全な場所（塀、木、電柱や電線などから離れた場所）で、「まず低く、頭を守り、動かない」を実践する。 - 揺れが止まるまでそこに留まる。 5強（物につかまらなと歩くことが難しい）以上だと判断した場合、揺れが収まりしだい、児童環境調査票、わが家の防災メモで定めた避難場所へ避難。 - 津波注意報、津波警報、大津波警報発令時は避難を継続。現在地が危険と判断したらより安全な場所に移動。 - 職員は児童の安全確認と通学路点検。 - 防災行政無線や広報車、テレビ等の公共放送、学校や公共機関からの連絡で安全を確認し行動。（登校、始業時刻変更、臨時休業等）	
在校時	- 異状がなければ授業再開、通常下校 - 授業続行が困難な場合は、職員が道路等状況確認後、引渡し。（一斉メールによる連絡または災害伝言ダイヤル）		児童は引取り者への引渡し。
	＜津波注意報発令時＞＜津波警報・大津波警報発令時＞ 引渡しをせず学校で児童を保護。（保護者等が児童を引き取りに来校した場合、注意報、警報解除まで一緒に学校待機。）		

2. 特別警報に伴う対応

登校前 在宅時	- 蛇小、蛇中と対応を協議し、一斉メールにより連絡（始業時刻変更、自宅待機、臨時休業など） ＊前日のうちに判断し連絡しておく場合もある。
在校時	- 安全に下校できると判断した場合は通常下校、または、集団下校。 - 下校させるのが危険と判断した場合は引渡し。 - 授業の打ち切り等の対応もある。
通学路の安全が確保できず登校が危険な場合。	自宅で待機し学校へ連絡。

3. 各種警報に伴う対応（津波警報以外）

表面の「特別警報に伴う対応」に準じて判断します。

* 学校は原則として、平常通りの登校、授業、下校です。

4. 大雨・洪水警報に伴う対応（警報が出された段階で、休校の措置をとる場合がある）

大雨・洪水警報	
登校前 在宅時	・ 天候の急変が予想される場合は 自宅待機
登下校中 在校時	・ 安全な場所に避難（高台、高い建物） ・ 安全に下校できると判断した場合は、通常下校、または、集団下校。 ・ 天候が回復すると判断した場合は、学校待機による下校時刻の繰り下げ、 ・ 下校させるのが危険と判断した場合引き渡し。 ・ 授業の打ち切り等の対応もある。

4. 竜巻注意情報・雷注意情報等に伴う対応（雹、雷鳴、雷光）

竜巻注意情報		雷注意情報
登校前 在宅時	・ 天候の急変が予想される場合は 自宅待機	
登下校中	・ 近くの丈夫な建物に避難する。 ・ 建物がない場合はくぼみなどに身を伏せる。	・ 近くの丈夫な建物に避難する。 ・ 建物がない場合は、高い立ち木からは2 m以上、電柱等から4 m以上離れ、姿勢を低くする。（傘をささない）
在校時	・ 安全に下校できると判断した場合は、通常下校、または、集団下校。 ・ 天候が回復すると判断した場合は、学校待機による下校時刻の繰り下げ、 ・ 下校させるのが危険と判断した場合は引き渡し。 ・ 授業の打ち切り等の対応もある。	

5. 弾道ミサイル発射等に伴う対応

	日本に飛来する可能性あり	弾道ミサイル落下の可能性あり
登校前 在宅時	・ 直ちに建物の中、又は地下に避難する。 ・ できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。・・・ 自宅待機 * ミサイル 通過 の情報があつた際には、 通常登校 とする。	・ 換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
登下校中	・ 直ちに建物の中、又は地下に避難する。 ・ 近くに建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。	・ 口と鼻をハンカチで覆いながら、高い建物の中、又は風上に避難する。
在校時	・ 外にいる場合は、直ちに校舎内に避難する。 ・ できるだけ窓から離れ、机の下等で頭部を守る。	・ 外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、直ちに校舎内に避難する。 ・ 職員はけが人の有無を確認、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
	* 授業時刻の繰り下げ等を行う場合は、マチコミで知らせる。	* 児童の安全や臨時休業の継続・解除等は、マチコミで知らせる。（可能な場合）

* 向陽小の校舎は、「震度7程度の地震でも倒壊または崩壊の危険性が低い」と判断されています。
* 登下校時間帯を過ぎて登校（帰宅）しない場合は、速やかに学校と家庭が連絡を取り合います。（津波警報・大津波警報発令時は危険区域には立ち入らず、白らが安全な場所へ避難し待機してください。）

* 登下校時など、大人がそばにいない状況では児童自身で判断し避難行動をとる必要があります。それぞれ家庭のルールについて指導をお願いします。

* 女川原子力発電所における事故で放射線物質など、異常な事象が発生した場合は、学校での屋内退避となります。その後、石巻市災害対策本部からの指示により、他の市町村への避難となる場合は、石巻市の広域避難計画により、栗原市、七ヶ浜町、加美町へ避難となります。あらかじめ、どこに避難となるのか、ご確認ください。

(2) わが家の防災メモ (各家庭用)

わが家の防災メモ



1 わが家の集合場所 (家に入れない場合等)

--

2 登下校中の避難場所

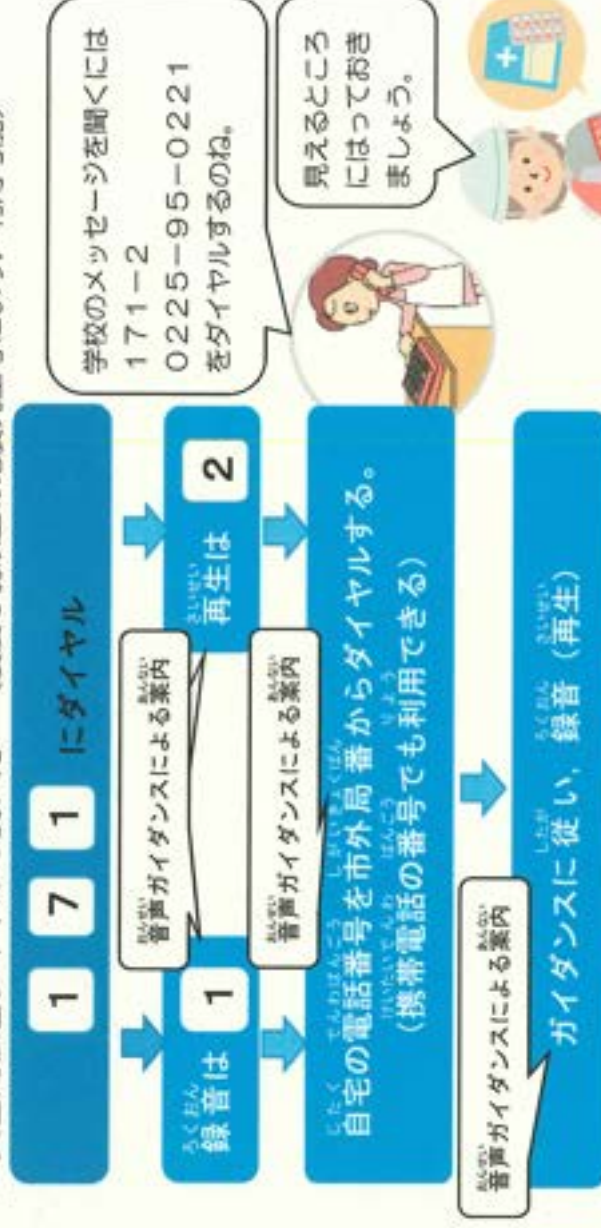
() (中簡地点) より家に近いき 自宅	() (中簡地点) 付近にいたとき ()	() (中簡地点) より学校に近いき 学校
-----------------------------	------------------------------	------------------------------

3 家族の連絡先

通学距離が短い場合はなく
てもかまいません

相手	連絡先 (携帯番号・職場の番号・その他)	備考

4 災害用伝言ダイヤルの使い方 (震度6弱以上の地震発生等により、利用可能)



(3) 職員用携帯マニュアル(簡易版)

土・祝・祝日・夜間等勤務時間外の参集 (R6向陽小)	
1号配属時 ・学校長等管理職…必要に応じて対応 ・教職員…校長の指示に従って対応 ① 右記の要領に基づき、教育 長が必要と認められたとき、 ② 大雨、洪水、高潮のいずれかの警 報が発令されたとき、避難にわたる危 害が予想され、または発生し、教育長が 必要と認められたとき。	2号配属時 ・学校長等管理職…必要に応じて対応 ・教職員…校長の指示に従って対応 ① 右記の要領に基づき、教育 長が必要と認められたとき、 ② 大雨、洪水、高潮のいずれかの警 報が発令されたとき、避難にわたる危 害が予想され、または発生し、教育長が 必要と認められたとき。
3号配属時 ・学校長等管理職…必要に応じて参集 ・教職員…校長の指示に従って対応 ① 避難の要以上の要領が適用され たとき、避難指示が発令されたとき、 ② 津波警報又は大津波警報が発令 されたとき、 ③ 災害が発生し、または発生するお それがある場合において教育長 が必要と認められたとき。	・津波注意報、津波警報発令中 ※ 自らの安全確保と家族の安全確保を するとともに、学校を含め避難区域に は立ち入らない。 ※ 学校までの経路を含め、安全が確保で きた後に参集する。

校外学習時の地震対応	
・落下物、転倒物、ガラスの飛散などから身を守るように指示。 ・班別行動(学習)中は安否確認並びに保護行動。 ・情報を収集し「避難」「待機」等判断(強く長い揺れの場合は津 波警報等の発表を待たずにすぐ避難)。 ・避難誘導後状況報告。必要に応じて支援要請。(各種連絡方法 で本部とつながる)。 ・活動継続の可否、帰宅方法の指示	災害伝言ダイヤル ①171→音声ガイダンス→「録音は1」、「再生は2」→音声ガイダ ンス ②学校の電話番号を市外局番からダイヤル(0225-95-0221) ③ガイダンスに使い、録音、再生

(1) 兒童環境調查票 (記入例)

緊急時連絡・引取り者・避難場所確認票

1	本人との関係	氏名	電話番号1	電話番号2
2	同姓同名	氏名		
3	祖父・祖母等	氏名		
4	祖父母・同姓子	氏名		
5	祖父・祖母等	氏名		
6	祖父・祖母等	氏名		
7	祖父・祖母等	氏名		
8	祖父・祖母等	氏名		
9	祖父・祖母等	氏名		
10	祖父・祖母等	氏名		
11	祖父・祖母等	氏名		
12	祖父・祖母等	氏名		
13	祖父・祖母等	氏名		
14	祖父・祖母等	氏名		
15	祖父・祖母等	氏名		
16	祖父・祖母等	氏名		
17	祖父・祖母等	氏名		
18	祖父・祖母等	氏名		
19	祖父・祖母等	氏名		
20	祖父・祖母等	氏名		
21	祖父・祖母等	氏名		
22	祖父・祖母等	氏名		
23	祖父・祖母等	氏名		
24	祖父・祖母等	氏名		
25	祖父・祖母等	氏名		
26	祖父・祖母等	氏名		
27	祖父・祖母等	氏名		
28	祖父・祖母等	氏名		
29	祖父・祖母等	氏名		
30	祖父・祖母等	氏名		
31	祖父・祖母等	氏名		
32	祖父・祖母等	氏名		
33	祖父・祖母等	氏名		
34	祖父・祖母等	氏名		
35	祖父・祖母等	氏名		
36	祖父・祖母等	氏名		
37	祖父・祖母等	氏名		
38	祖父・祖母等	氏名		
39	祖父・祖母等	氏名		
40	祖父・祖母等	氏名		
41	祖父・祖母等	氏名		
42	祖父・祖母等	氏名		
43	祖父・祖母等	氏名		
44	祖父・祖母等	氏名		
45	祖父・祖母等	氏名		
46	祖父・祖母等	氏名		
47	祖父・祖母等	氏名		
48	祖父・祖母等	氏名		
49	祖父・祖母等	氏名		
50	祖父・祖母等	氏名		
51	祖父・祖母等	氏名		
52	祖父・祖母等	氏名		
53	祖父・祖母等	氏名		
54	祖父・祖母等	氏名		
55	祖父・祖母等	氏名		
56	祖父・祖母等	氏名		
57	祖父・祖母等	氏名		
58	祖父・祖母等	氏名		
59	祖父・祖母等	氏名		
60	祖父・祖母等	氏名		
61	祖父・祖母等	氏名		
62	祖父・祖母等	氏名		
63	祖父・祖母等	氏名		
64	祖父・祖母等	氏名		
65	祖父・祖母等	氏名		
66	祖父・祖母等	氏名		
67	祖父・祖母等	氏名		
68	祖父・祖母等	氏名		
69	祖父・祖母等	氏名		
70	祖父・祖母等	氏名		
71	祖父・祖母等	氏名		
72	祖父・祖母等	氏名		
73	祖父・祖母等	氏名		
74	祖父・祖母等	氏名		
75	祖父・祖母等	氏名		
76	祖父・祖母等	氏名		
77	祖父・祖母等	氏名		
78	祖父・祖母等	氏名		
79	祖父・祖母等	氏名		
80	祖父・祖母等	氏名		
81	祖父・祖母等	氏名		
82	祖父・祖母等	氏名		
83	祖父・祖母等	氏名		
84	祖父・祖母等	氏名		
85	祖父・祖母等	氏名		
86	祖父・祖母等	氏名		
87	祖父・祖母等	氏名		
88	祖父・祖母等	氏名		
89	祖父・祖母等	氏名		
90	祖父・祖母等	氏名		
91	祖父・祖母等	氏名		
92	祖父・祖母等	氏名		
93	祖父・祖母等	氏名		
94	祖父・祖母等	氏名		
95	祖父・祖母等	氏名		
96	祖父・祖母等	氏名		
97	祖父・祖母等	氏名		
98	祖父・祖母等	氏名		
99	祖父・祖母等	氏名		
100	祖父・祖母等	氏名		

児童氏名		向陽 太郎		性別	男	生年月日	昭和 45 年 11 月 02 日	電話番号	0225-95-0221
保護者名		向陽 孝		父	向陽 孝	母	向陽 幸子	住所 白山市浅間1番1号 住所と電報地方局 の接合は記入します	
家族構成		母 向陽 幸子 姉 向陽 向日葵 弟 向陽 次郎		学区名 わかほし、わかほし、わかほしの北、向陽1、向陽2、向陽3、向陽4、向陽5、東区、浙江堤、福村、湯谷地、上二区、学区外					
手		市		学年 昭和 45 年					
学校前について 通入年月のみ記入		学校に転入して、 おきたいこと 身体、性格、 行動、その他 思い、夢など 資格、アスキー							

石巻市立向陽小学校災害対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害を予防又は軽減し、災害発生時における被害の拡大を防ぐとともに、災害の復旧を図るため、石巻市立向陽小学校（以下「本校」という。）における災害対策に關し必要な事項を定めるものとする。

2 災害対策については、法令又はこれに基づく特別の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(校長の責務)

第2条 校長は、本校の教職員、児童の生命、身体及び教育施設等を災害から守るため、災害対策に關する必要な措置を講ずるものとする。

2 校長は、災害対策の実施にあたっては、関係機関と密接な連携のもとに行うものとする。

3 校長は、本校の職員及び児童に対して、日ごろから研修等により災害や防災に關する知識を啓発するとともに危機管理意識を養成するものとする。

(教職員の責務)

第3条 教職員は、この要綱の定めるところにより、災害対策の実行に努めなければならない。

(校内災害対策委員会)

第4条 災害対策に關する重要事項を審議するために、校内災害対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に關し必要な事項は、校長が別に定める。

(防災対策)

第5条 委員会は、次に掲げる防災対策を実施するものとする。

(1) 年間防災計画策定に關する事項

(2) 防災教育及び防災訓練に關する事項

(3) 施設、設備及び土地並びに危険物等の点検・整備及び安全対策に關する事項

(4) 情報の収集並びに伝達方法及び連絡網の整備に關する事項

(5) その他防災に關する必要な事項

(災害対策マニュアルの作成等)

第6条 委員会は、本校の実情に則した災害対策マニュアルを作成し、教職員及び児童にこれを周知するものとする。

(校内災害対策本部)

第7条 校長は、大規模な災害が発生し又は発生が予想されるときは、直ちに校内災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置するとともに、校内災害対策配備態勢（以下「配備態勢」という。）を発するものとする。

2 災対本部の構成及び担当業務は、別に定める。「別表1」

3 配備態勢の種類及び基準は、別に定める。「別表2」

4 校長は、災害が発生するおそれなくなった場合、又は災害応急活動が完了したときは、災対本部を廃止すると共に、配備態勢を解除する。

(情報の収集等)

第8条 校長は、災害に關する情報を収集するとともに、それらの情報に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(安否の確認)

第9条 校長は、災害が発生したときは、教職員及び児童の安否の確認を速やかに行うものとする。

(職務遂行要員の確保等)

第10条 校長は、職務遂行可能な者の把握に努め、災害対策業務及び本来の職務を遂行する要員の確保に努めるものとする。

2 校長は、教職員に前項の災害対策業務を命ずるときは、健康管理及び衛生管理上の配慮に努めるものとする。

(応急措置)

第11条 校長は、災害による教職員、児童の行方不明者及び負傷者の把握に努めるとともに、負傷者の救護に必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずる場合においては、二次災害の防止に注意を払うものとする。

(避難住民の受入れ等)

第12条 校長は、石巻市災害対策本部から本校に避難所設置の要請があったときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

2 前項により本校の施設を避難所として提供したときは、校長は、石巻市地域防災計画に基づき教職員の協力等について、関係機関と協議するものとする。

3 校長は、避難所が開設された場合の対応を定めた施設使用方針を決定しておくものとする。
(自主避難住民の受入れ)

第13条 校長は、災害が発生するおそれがあるため、近隣の住民が自主的に緊急避難をしたときは、一時的に本校の適当な場所を緊急避難場所として提供することができる。

2 前項により本校の施設を緊急避難場所として提供したときは、校長は、避難住民受入れ後の対策について、関係機関と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

(施設等の提供)

第14条 校長は、関係機関から被災地域における人命救助及びその他救護活動のため本校の施設等の提供の要請があったときは、協議の上、当該施設を提供するものとする。

(被災状況報告)

第15条 校長は、被災の状況を的確に把握して、石巻市教育委員会に被害状況等を報告するとともに、関係機関と連絡を密にして、事態の収拾に努めるものとする。

(災害復旧)

第16条 校長は、速やかな教育活動の再開に向け、必要な措置を講ずるものとする。

(二次災害の防止)

第17条 校長は、災害復旧に当たっては、建物の倒壊、崖崩れ等危険区域の発見に努めるとともに、状況に応じて立入禁止等安全措置を講じ、二次災害の防止に努めるものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本校の災害対策に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

「別表1」 災害対策本部の構成及び担当業務（向陽小学校防災マニュアル参照）

区 分		担当業務
本部長	校長	関係機関と連絡調整の上、災害対策業務を総括する
副本部長	教頭・事務	本部長を補佐する
本部員	防災主任・教務	本部長及び副本部長の指揮のもとに災害対策活動に従事する

「別表2」 校内災害対策配備態勢（向陽小学校防災マニュアル参照）

種 類	基 準	配備職員
1 号配備態勢	局地的な災害が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき 震度4（当分の間は震度5弱）の地震が発生したとき	校長・教頭・事務 防災主任・教務
2 号配備態勢	局地的な災害が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき 震度5強の地震が発生したとき	校長・教頭・事務 防災主任・教務 用務員
3 号配備態勢	市内全域にわたる災害が発生、又は発生するおそれがあるとき 震度6弱以上の地震が発生したとき	全職員

いずれも、津波警報が発令されないときに限る。

向陽地区放課後児童クラブ防災マニュアル

長期休業期間及び学校休業日開設時

災害の程度	指 導 員 の 動 き	児 童 の 動 き
Ⅰ 震度4以下	1 利用児童を安全な場所へ誘導して、揺れがおさまるまで待機	○指導員の指示を受け、安全な場所へ避難
	2 情報・状況収集 (1) 児童の安否・けがの有無等確認 (2) 各注意報・警報発令の有無の確認 (防災アナウンス・ラジオ等)	○指導員の指示を待つ
	3 津波注意報・警報発令の場合は、Ⅲの「津波」に対する対応	○津波注意報・警報発令の場合は、指導員の指示に従い二次避難・三次避難場所へ避難
	4 津波注意報・警報が発令されない場合は、施設の被害状況を調査し、被害があった場合には、子育て支援課へ報告	
Ⅱ 震度5弱以上	1 利用児童を安全な場所へ誘導して、揺れがおさまるまで待機	○指導員の指示を受け、安全な場所へ避難
	2 情報・状況収集 (1) 児童の安否・けがの有無等確認 (2) 各注意報・警報発令の有無の確認 (防災アナウンス・ラジオ等)	○指導員の指示を待つ
	3 津波注意報・警報発令の場合は、Ⅲの「津波」に対する対応	○津波注意報・警報発令の場合は、指導員の指示に従い二次避難・三次避難場所へ避難
	4 津波注意報・警報が発令されない場合は、施設の被害状況を調査し、被害がない場合でも子育て支援課へ報告 【クラブ室の損壊で、児童の安全確保ができない状況の場合】 (1) 利用児童を校庭に避難させる (2) 児童名簿・引き渡し名簿・貴重品、その他必要な物品を持って避難 (3) クラブは臨時閉鎖とし、保護者へ連絡して、引き渡し名簿により、全員確実に引き渡しを行う。(保護者が迎えに来るまで、原則児童を預かる) (4) 引き渡し完了後も子育て支援課へ報告する	○指導員の指示により校庭に避難 ○保護者による引き取りがあるまで、指導員とともに校庭で待機
	【クラブ室の損壊が軽度若しくはない場合】 (1) 利用児童をクラブ室内で待機させる ※以下、5の(2)～(4)と同様	○保護者による引き取りがあるまで、指導員とともにクラブ室で待機

III 津波警報・注意報 発令	1 速やかに利用児童を向陽小校舎2階へ移動させる 2 児童名簿・引き渡し名簿・貴重品、その他必要な物品を持って避難 3 クラブは臨時閉鎖とし、避難場所を玄関前等に掲示する 4 津波警報・注意報発令中は、避難場所にて待機 【警報・注意報発令中に保護者が迎えに来た場合の対応】 ○警報・注意報が解除されるまでは、児童の引き渡しを行わない。保護者も一緒に避難するよう促す 【警報・注意報が解除された場合】 (1) 周囲の状況を確認する (2) 電話等の通信状況を確認し、使用が可能な場合には、保護者へ連絡し、引き渡しを行う (3) 通信不可の場合は、児童を待機させ保護者の迎えを待つて引き渡す	○指導員の指示のもと向陽小校舎2階へ移動 ○避難場所にて待機 ○避難場所にて待機 ○保護者による引き取りがあるまで、指導員とともに避難所で待機
IV その他、防災に関する留意点	【津波が襲来した場合】 (1) 児童の安全及び心理的ケアに全力を尽くす (2) 周囲の状況等の情報収集に努める (3) 保護者が迎えに来た場合、周囲の安全が確保されるまでは引き渡さない。また、保護者にも一緒に止まることを促す。	

IV その他、防災に関する留意点

①引き渡し用名簿の整備

※引き渡し者は、友人は除き肉親のみとする。

②ラジオ、飲料水、食料等の防災物品の整備。

③この防災マニュアルは、新しいクラブ室になっても適用させる。

※津波警報発令等、緊急に向陽小校舎に避難の場合、ガラスを割って侵入し避難する。

平成26年4月改訂

向陽地区第二放課後児童クラブ緊急時対応マニュアル

向陽第二児童クラブ：96-6540

A 地震対応（原則：震度5以上）

児童の状況	学校にて活動中	クラブにて活動中
地震発生		防災頭巾により頭部保護 屋外活動中は指導員のもとに集合
地震収束	学校指示避難場所へ指導員移動 在籍児童の安否確認 学校の指示により行動	クラブ室に避難 利用児童の安否確認 学校へ利用児童の安否報告 保護者へ順次引渡し

※ クラブ室へ移動途中の際は、蛇田小児童は108号線を横断した場合、向陽小児童は大通りを横断した場合、向陽第二児童クラブへ避難。それ以前は各小学校へ戻る。
指導員は蛇田小・向陽小両方向へ向かい、移動途中の児童を引率。

B 津波対応（地震対応後）

児童の状況	学校にて活動中	クラブにて活動中
津波注意報・警報発令	学校の指示により避難 在籍児童の安否確認 学校の指示により行動	向陽小校舎内へ避難（2階音楽室） 利用児童の安否確認 学校へ利用児童の安否報告 保護者へ順次引渡し
津波注意報・警報解除		

C 火災対応

児童の状況	学校にて活動中	クラブにて活動中
火災発生	学校指示避難場所へ指導員移動 在籍児童の安否確認 学校の指示により行動	山公園へ避難 利用児童の安否確認 学校へ利用児童の安否報告 保護者へ順次引渡し

D 悪天候時

強風・豪雨・台風などにより、学校が全員引渡しを決定した際には、在籍学級教室にて学級担任が保護者へ順次引渡し。

※ 各学校が、臨時休校や学級閉鎖などの措置をとった場合は、児童クラブも準じた対応をする。

向陽第一児童クラブ：95-1270

向陽小：95-0221

向陽第三児童クラブ：95-0260

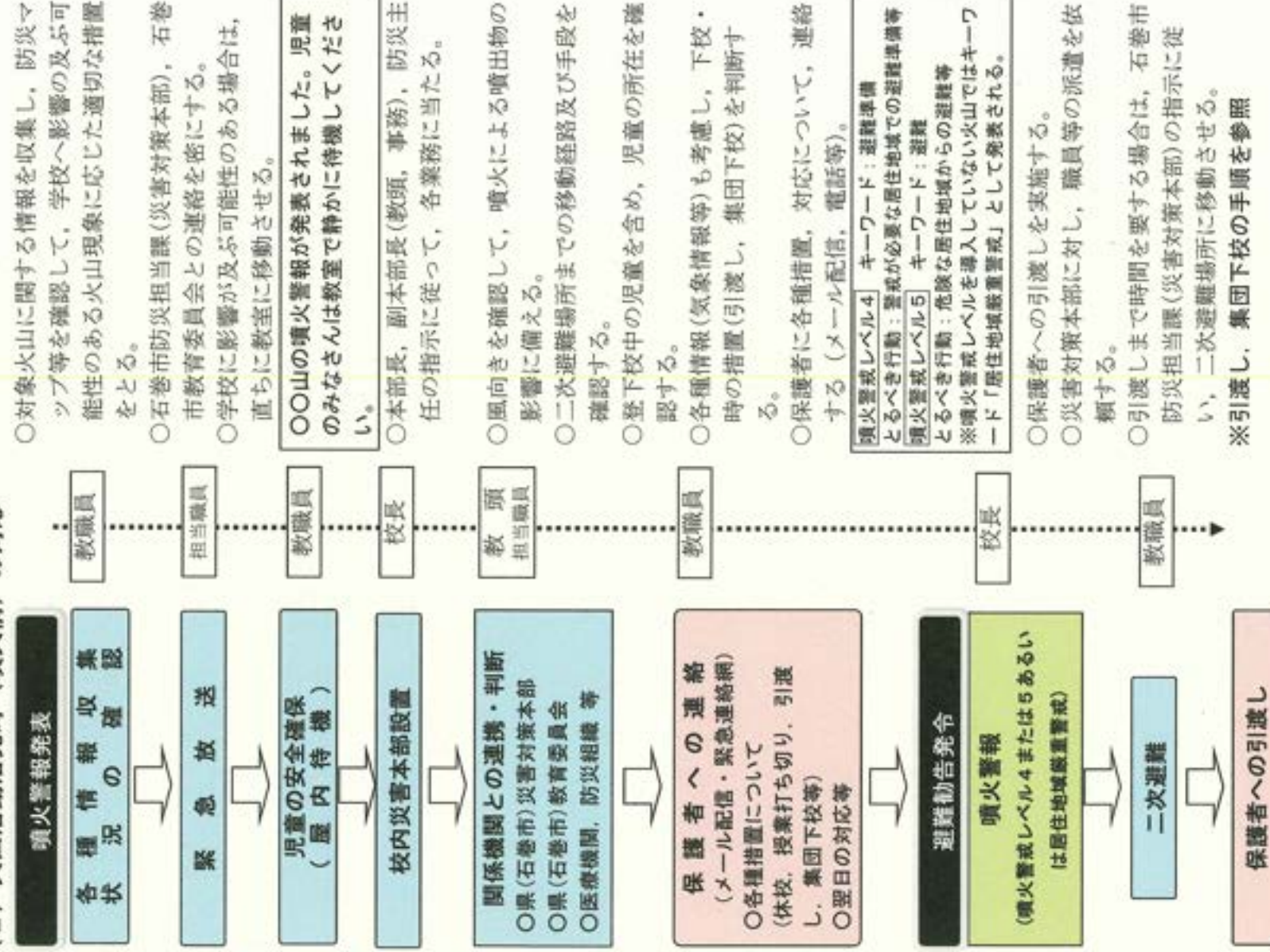
蛇田小：22-2582

蛇田児童クラブ：23-8253

（1）平常時の対応

- 噴火警報等火山活動に関する情報を迅速かつ正確に把握できる体制を整えておく。
- 防災マップ等を参考に学校に影響を及ぼす可能性のある火山現象を把握しておく。
- 火山現象に応じた避難場所や避難経路を確認しておく。
- 異常な現象を発見した場合には、石巻市等へ連絡する。
距離：蔵王山 約81km、鳴子湯沼 約58km、栗駒山 約71km

（2）火山活動発時（噴火前）の対応



(3) 噴火発生時の対応 (在校時の発生)

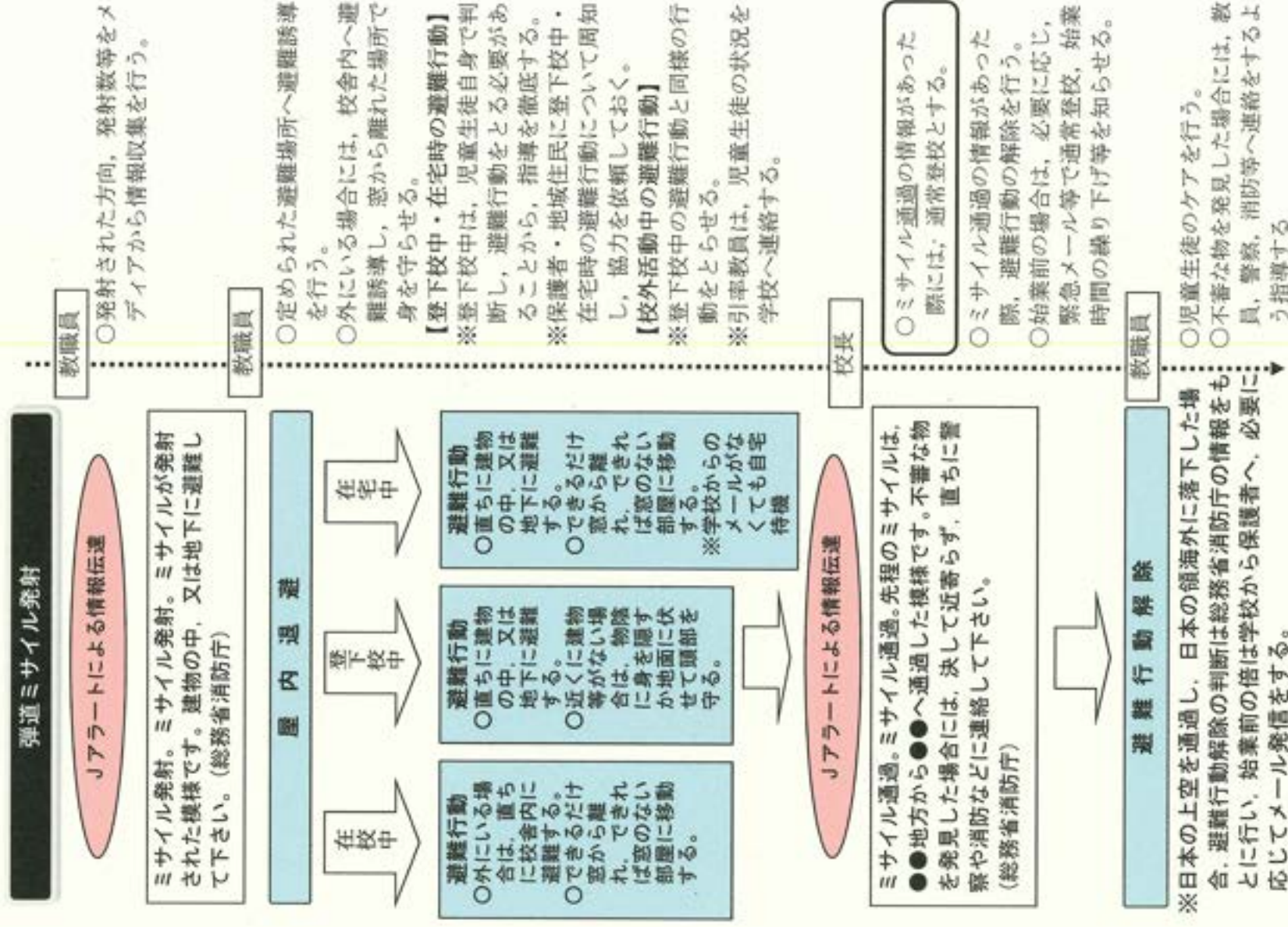
- 防災頭巾を着用する等身の安全を確保し、直ちに教室に移動させる。
- 情報を収集し、火山活動の状況を迅速かつ正確に把握する。
- 石巻市防災担当課(災害対策本部)等の指示に従い、適切な対応をとる。
- 新たに避難勧告が発令された場合には、二次避難場所へ移動するなど迅速に対策する。
- 前兆現象がなく噴火が発生した場合には、前項の対応を至急実施する。

(4) 噴火警報の種類ととるべき行動について

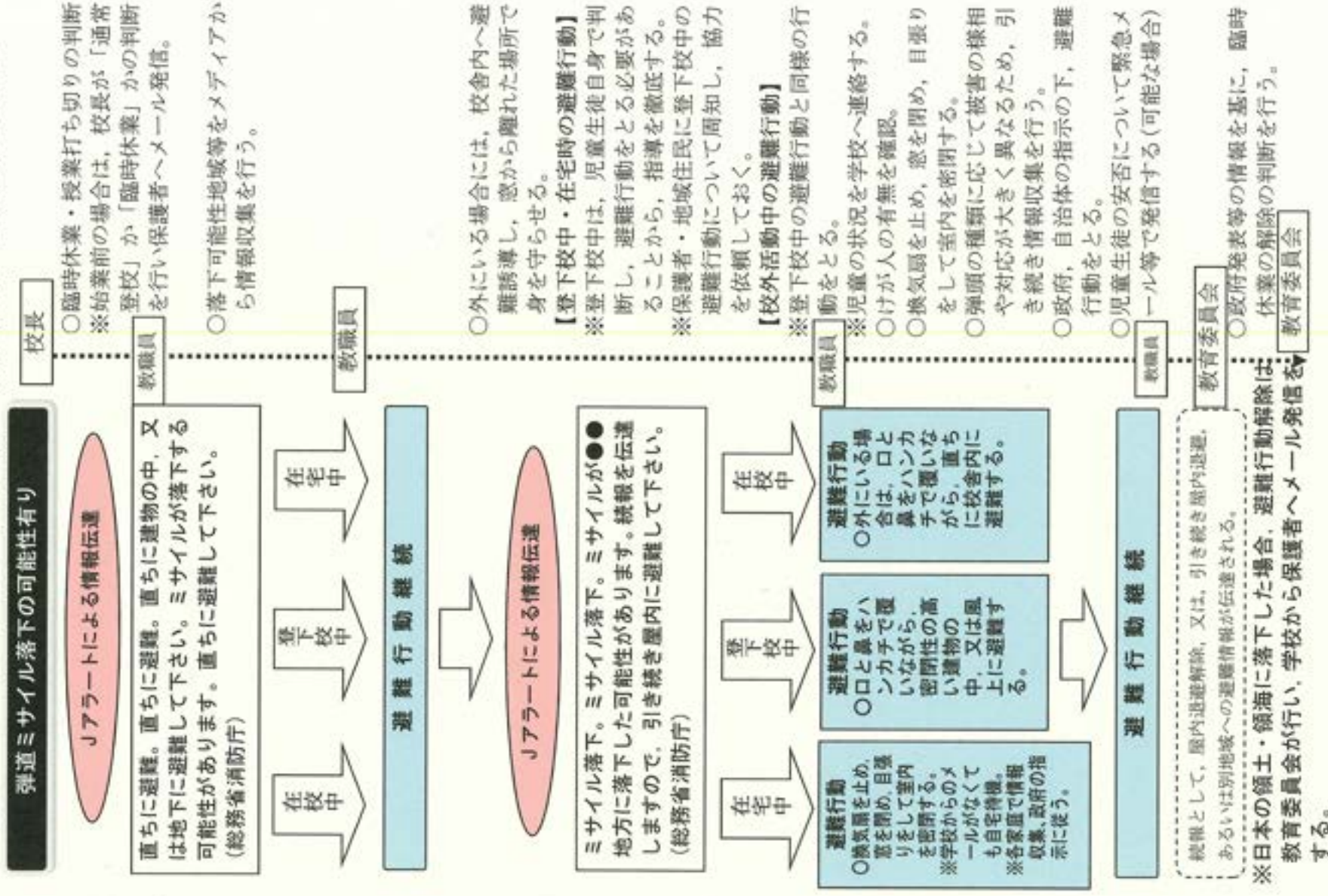
宮城県内の活火山(栗駒山、鳴子、蔵王山)は噴火警戒レベル導入火山である。

種別	名 称	対象範囲	レベルとキーワード	火山活動の状況	住民等の行動	火山等へ入るへの対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害 を及ぼす噴火が発生、あ るいは発生している状態 にある。	危険な居住地域から の避難等が必要(状況 に応じて対象地域 や方法等を判断)。	
			レベル4 避難準備	居住地域に重大な被害 を及ぼす噴火が発生する と予想される(可能性が 高まっている)。	警戒が必要な居住地 域での避難の準備、同 方向避難場所の避難 等が必要(状況に応じ て対象地域を判断)。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制	居住地域の近くまで重大な 被害を及ぼす(この範囲に 入った場合は事前に危険 がある)噴火が発生、ある いは発生すると予想される。	通常の生活(今後の 火山活動の推移に注 意、入山規制)、状 況に応じて災害時要 援隊等の避難準備等。	登山禁止・入山禁 止等、危険な地域 への立入規制等 (状況に応じて規制 範囲を判断)。
		火口周辺	レベル2 火口周辺 規制	火口周辺に被害を及ぼす (この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発 生すると予想される。		火口周辺への立入 規制等(状況に応 じて火口周辺の関 心範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山である ことに留意	火山活動は始 まり、火山活動の推移によ って、火口内や火口の周辺等が 警戒される(この範囲に入 った場合は生命に危険が及 ぶ)。	通常の生活。	特になし(状況に 応じて火口内への 立入規制等)。

（1）弾道ミサイル発射時の対応（日本上空を通過し、日本の領海外に落下する可能性のある場合）



(2) 弾道ミサイル落下時の対応 (日本の領土・領海に落下する可能性がある場合)



(3) 学校への犯罪予告・テロへの対応

① 平時の備え

- ア 学校においては、不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に製品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施する。
- イ いたずらやいやがらせの可能性が考えられる場合でも、最悪の事態を想定し、園児、児童、生徒、教職員の安全を最優先に対応する体制を整備しておく。
- ウ 警察、教育委員会等の関係機関と密に連携し、迅速かつ的確に対応できる体制を整備しておく。

② 電話による犯行予告の場合

ア 下記【犯行予告等への対応表】により落ち着いて対応し、情報を把握する。

聴取内容		聴取時における注意事項
いつ	犯行日時	爆破等予定日時等の確認
どこで・どこに	犯行場所	設置場所等の特定
だれが	犯人の特徴	言動、なまり、声質、興奮の有無、電話番号
何を・どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなるか・ どうなっているか	爆発等の規模	被害予測、被害状況
相手の要求等	目的・動機・原因	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの騒音等	環境確認(電車の走行音、放送等)

【犯行予告等への対応表】

- イ 相手に気付かれないように同勤者と連絡を取り(予めサイン等を決めておく)、できる限り録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
- ウ 電話のスピーカー機能を活用して同勤者にも聞こえるようにし、協力を求める。その際には、感づかれないように周囲で話をしないようにする。
- エ 予告電話をいらずら電話と感じた場合でも校長(不在の場合は次順位の者)へ報告する。
- オ 情報受信者の教職員は電話が切れた後、校長(不在の場合は次順位の者)に報告する。
- カ 校長は直ちに警察に通報し、教育委員会に報告する。
- キ 爆破等予告時刻が迫っている場合や不明な場合は、直ちに全ての人が避難する。
- ク 爆破等予告時刻に余裕がある場合は、警察や教育委員会と協議し、適切に対応する。

☆不審物を検索する場合

- (1) 警察の指示を受けた上で不審物を検索する場合には、校長(不在の場合は次順位の者)の指揮の下で行う。
- (2) 指揮者は可能な限り検索要員を編成し、概要説明後、担当区域・不審物発見時の対応を指示して検索を実施する。
- (3) 検索要員は、担当区域について執務室、トイレ、倉庫、機械室、植込み等くまなく責任を持って検索を行い、不審物の発見に努める。

③ 不審物を発見した場合

可能な範囲で、園児、児童、生徒、教職員の安全を最優先に以下の対応を行う。

- ア 不審物には一切触れない。
- イ 教教職員は不審物を発見した際、校長（不在の場合は次順位の者）に報告し、校長は直ちに警察に通報し、教育委員会に報告する。
- ウ 園児、児童、生徒が不審物を発見した場合は触れないで教職員に報告するように指導する。
- エ 状況に応じて園児、児童、生徒を安全な場所に避難させる。
- オ 警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。ウイルス・細菌、化学物質が疑われる場合は、警察に調査を依頼する。
- カ 中身が飛散するおそれがある場合には、危険の及ばない範囲でビニールで覆いをする等の対応を施す。
- キ 放射性物質、ウイルス・細菌等、被爆若しくは感染するおそれのある物を発見した場合は、部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入れないようにし、その場所又は部屋にいた人全てのリストを作成する。
- ク 汚染されたおそれのある人は速やかに水と石鹸で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等で密閉する。
- ケ 汚染のおそれがある場合は、付近の空調、扇風機等を停止する。
- コ 何らかの自覚症状があれば医療機関を受診する。

☆不審物等に対する着眼のポイント

- (1) 導火線、乾電池、時計の設置
- (2) 火薬等の薬品臭
- (3) 金属や粉のような物が入っている。
- (4) 砂を刻むような音がしている。
- (5) 包装に粉等が付着している。
- (6) 不自然な形状や重さ など

④ テロが行われる（た）場合

最悪の事態を想定し、園児、児童、生徒、教職員の安全を最優先に対応する。

- ア 事前に犯行声明が行われた場合
生物兵器等を仕掛けたなどの予告があった場合は、「2 電話による犯行予告の場合」に従って行動する。
- イ 事前に犯行声明がなかった場合
「3 不審物を発見した場合」に従って行動する。

(4) インターネット上の犯罪被害への対応

① 未然防止の対応

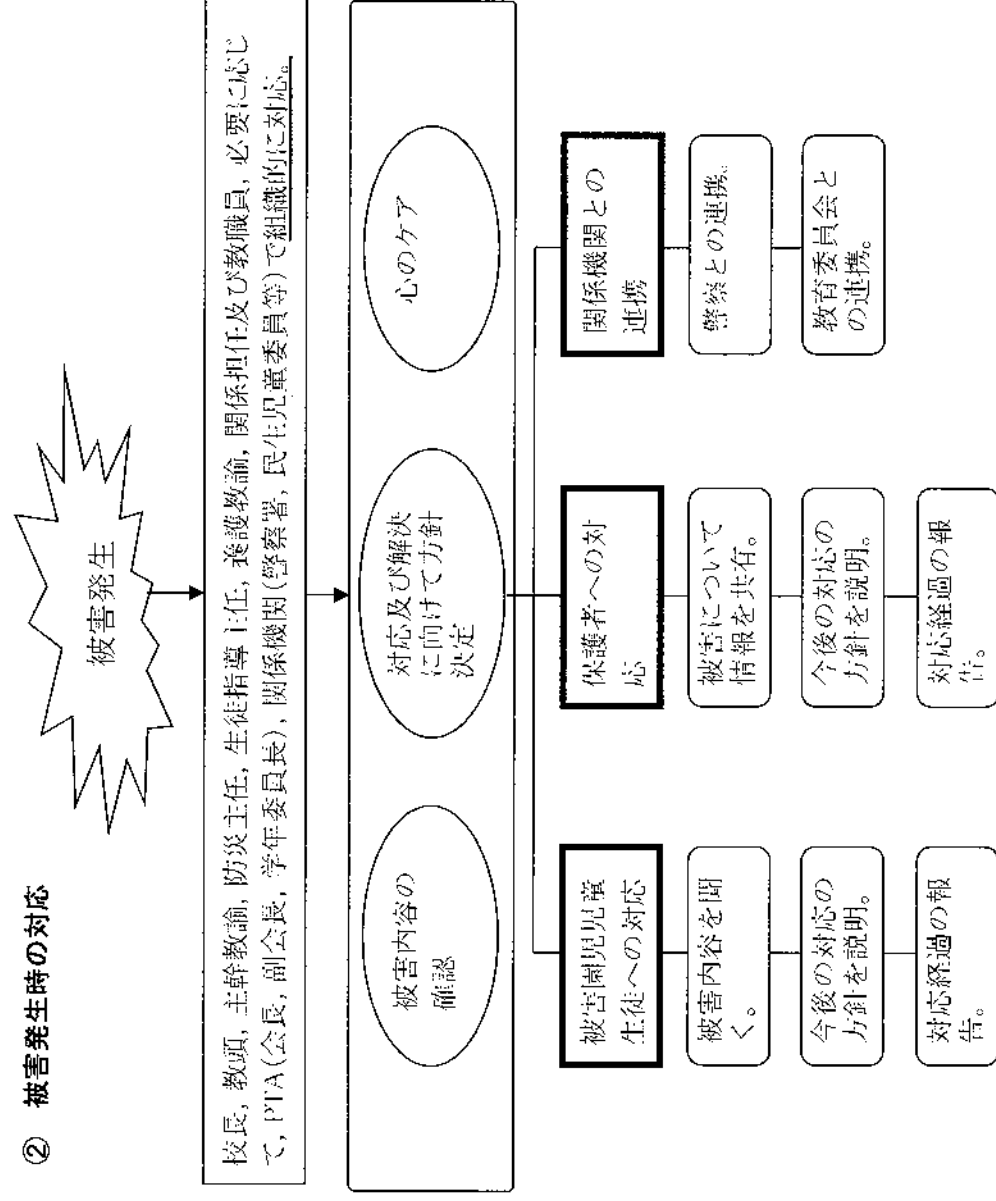
ア 各学校校園においては、犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、最新事例の把握や情報モラル教育の充実に努める。

イ 園児、児童、生徒に対しては、保護者に対しても「学級だより」「学年だより」「生徒指導だより」「学校だより」を利用する等、口ごころから啓発活動を行う。また、PTAで保護者向けの講演会や研修会などを企画し、携帯端末のフィルタリングサービスの必要性などを伝えていく。

ウ 打合せ、職員会議、校内研修などで、被害事例の研究や、園児児童生徒が利用しているインターネットのサイトに関する情報を共有する。

エ 被害があった場合、関係機関に相談する体制を整備しておく。

② 被害発生時の対応



※ 対応の原則

- ・ 解決に向けて一刻、一瞬を大切に、早急に対応する。
- ・ 解決に向けての方針は具体的に決定する。
- ・ 全教職員が一致して当事者として対応する。
- ・ 被害が発生したら、「解決」を確認するまで追求する。「解決」の確認には校長があたる。
- ・ 対応の中で、「個人名」「家庭の事情」等、必要とみなされるものは非公開とする。

(1) 原子力災害に対応するために

①放射線、放射能、放射性物質

懐中電灯に例え、光が放射線（速くなるほど弱くなる）、光を出す能力が放射能、そして懐中電灯が放射性物質にあたる。

放射性物質は時間がたつに従って変化し、次第に放射線は出なくなる。放射性物質は放射線を出して次々と別の物質に変わり、最終的に放射線を出さない物質になる。懐中電灯に例え、時間の経過とともに電池が少なくなり、光が弱くなって、最後にはつかなくなるのと同じ。いわゆる「半減期」

ラドン 220 : 55.6 秒、セシウム 137 : 30 年、

ウラン 238 : 45 億年

②被ばく

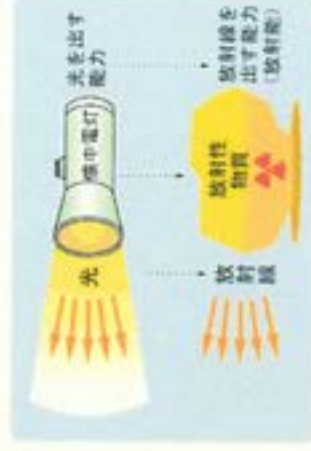
	外部被ばく	内部被ばく
意味	放射性物質が身体の外にあり体外から被ばくすること。（対表面に付着）	放射性物質が身体の内側にあり体内から被ばくすること。（体内に摂取）
防護	・ 遮へい：線源と人体の間に遮へいを置く（屋内退避、防護服） ・ 距離：線源と人体の間に距離をとる。（避難） ・ 時間：被ばくする時間を短くする。（早く避難する）	・ 放射性物質を吸わない。 ・ 放射性物質を口に入れない。（マスク着用、飲食制限、安定要素剤の服用）

③PAZとUPZ

	PAZ	UPZ
意味	予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone : 5 km)	緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone : 30 km)
自治体	女川町、石巻市	登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町
地区	茨浜、小積浜、鮫浦、前綱、寄磯、大谷川、谷川、泊	

④EAL（発電所の事故の進展状況を表すレベル）

緊急事態区分	EALの例	内容	住民の取るべき行動
EAL 1 警戒事態	宮城県内で震度 6 弱以上の地震が発生。宮城県内において大津波警報が発令。など	発電所施設内で事故などの異常事象が起こる恐れがあるとき。	今後の情報に注意する。PAZ 災害時要配慮者避難準備開始。
EAL 2 施設敷地緊急事態	原子炉冷却材の漏えい。全ての交流電源喪失（5 分以上継続）。など	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたとき。	PAZ 避難準備。 PAZ 災害時要配慮者避難開始。
EAL 3 全面緊急事態	全ての非常用直流電源喪失（5 分以上継続）。非常停止に必要なすべての機能が喪失。など	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたとき。	PAZ 避難実施。 PAZ 安定ヨウ素剤予防服用。UPZ 屋内退避及び避難準備。



⑤OIL (放射性物質が放出後、モニタリングの結果によって防護措置を決定する基準)

種類	概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1 住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準。	500 μ Sv/h (地上1mで計測した空間放射線量率)	数時間内を用途に区域を特定し避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)。
	O I L 4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準。	β 線：40,000cpm (皮膚から数cmの検出器の係数率) β 線：13000cpm 【1ヵ月後の値】 (皮膚から数cmの検出器の係数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2 地域生産物の摂取を制限するとともに住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準。	20 μ Sv/h (地上1mで計測した空間放射線量率)	1日を用途に区域を特定し地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

⑥避難計画の基本方針(石巻市)

- ・概ね20km圏内の行政区は、小学校区単位かつ、同一自治体内避難を予定。避難先において、児童がばらばらにならないよう配慮。
- ・避難先はあらかじめ定めておく。
- ・学校は一時集合場所となる。(一時集合場所とは、自家用車避難を実施できない住民が集合し、集団避難を実施する場所。)
- ・コンクリート屋内退避の指示が出たら、学校が避難所となる場合がある。

⑦避難の原則(石巻市)

- ・複合災害の場合は人命を最優先。
- ・自家用車避難を原則とする。
- ・自家用車による避難が困難な場合は、一時集合場所(学校等)に集合し、バス等により避難を実施。
- ・避難はPAZ地区から開始し、段階的にUPZ地区の避難を開始。
- ・PAZは放射性物質の放出前避難を実施。
- ・UPZは放射性物質放出後、モニタリング結果によって避難または一時移転を開始。

⑧学校における原子力災害時の対応

- ・引渡し
- ・屋内退避
- ・避難開始

(2) 緊急地震速報について

緊急地震速報とは、地震発生直後に地震の震源に近い観測点でとらえた地震波形から震源、地震の規模（マグニチュード）、震度を解析し、地震による強い揺れが迫っていることを伝える地震情報です。

地震の揺れは震源から波紋のように波（地震波）として伝わっていきます。この地震には、主に2種類あり、最初に秒速約7kmで伝播するP波（初期微動）、続いて秒速約4kmで伝播し、強い揺れをもたらすS波（主要動）が伝わってきます。

緊急地震速報は、日本全国に配置された地震計（気象庁の約200箇所、独立行政法人防災科学技術研究所の約800箇所）の中で、地震の震源に近い地震観測点で得られたP波を分析し、秒単位という短時間に震源、地震の規模および各地の震度を測定し、被害を及ぼすおそれがある主要動が到達する前にお知らせする地震情報です。

緊急地震速報（警報）は、検知した地震波の解析により震度5弱以上の強い揺れが推定された場合に発表し、その内容は震度4以上の揺れが推定された地域名です。発表はテレビ・ラジオを通じて行いますが、このほか電話回線、衛星通信等の様々な伝達手段を利用しています。緊急地震速報は活用して主要動が到達する前に身の安全を図り、あるいは企業の事業継続等のための適切な対策をとることができれば、地震被害の大幅な防止・軽減が期待されます。

ただし、緊急地震速報には、①震源に近い地域では、緊急地震速報が強い揺れに間に合わない、②予測する震度は±1段階程度の誤差を含んでいる、③警報を速いタイミングで発表できない場合があるなどの限界があります。緊急地震速報を有効に利用するためには、情報の有効性や限界などを理解しておくと同時に、日頃から短時間に退避行動を行うことができるように訓練をしておく必要があります。



(3) シェイクアウト訓練について

シェイクアウト (Shake Out) は、米国カリフォルニア州で2008年に始まった地球防災訓練の名称。日本では、2012年に「日本シェイクアウト提唱会議 (効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議)」が発足。訓練のノウハウをまとめて自治体に提供、同年3月8日に東京・千代田区が実施主体となって日本で初めて本格的に行われ、約2万5000人が参加した。本国のアメリカでは1000万人近くが同時参加する。

やり方は極めてシンプル。決められた日時に大地震が発生したと想定し、各自が3段階の「安全確保行動」を取る。「Drop (まず低く、しゃがむ)」「Cover (頭を守る、かくれる)」「Hold On (動かない、待つ)」。屋内にいる場合は固定されたデスクやテーブルの下に入り、揺れが収まるのを待つ、屋外ならビルや電線などから離れた場所を探し、カバンで頭を守ったり、うずくまったりする。

行動だけを取りだしてみると、誰もが小学校で体験した防災訓練そのもの。しかし、その限りで「やらされる」感の強い学校の訓練に対して、シェイクアウトは自主的な参加意識を高め、事前学習や当日の情報共有、事後の報告や反省などを重視している。ホームページなどで参加登録を受け付け、フェイスブックやツイッターでの投稿を呼び掛けるなど、IT利用をすすめているのも特徴である。



まず低く 頭を守り 動かない

(4) 災害用伝言ダイヤルの利用方法

大災害が発生した場合には、安否確認、問い合わせ等の電話が殺到することで、電話回線が混乱し、つながりにくい状況になる。災害用伝言ダイヤルは、被災地エリアで使用できるサービスで、電話番号をメールボックスにして、安否などの情報を音声によって登録・確認できるサービスとして活用できる。

① エリアの決定

震度6弱以上の地震発生時にテレビやラジオ等でNITVが「171 (災害伝言ダイヤル)」を設置したことや、利用方法・伝達登録エリアを都道府県単位で知らされる。

② 利用方法

一般電話、公衆電話、携帯やPHSから利用できる。

ア 伝言の録音・伝言の再生方法

伝言の録音方法		伝言の再生方法
①「1」・「7」・「1」にダイヤルする	①「1」・「7」・「1」にダイヤルする	
②ガイダンスが流れる	②ガイダンスが流れる	
③「1」をダイヤルする	③「2」をダイヤルする	
④ガイダンスが流れる	④ガイダンスが流れる	
⑤電話番号を市外局番からダイヤルし、伝言を30秒以内に録音する	⑤電話番号を市外局番からダイヤルし、伝言を再生する	

イ 伝言の録音時間 : 1伝言あたり30秒以内

ウ 伝言の保存期間 : 録音時から48時間

エ 伝言の蓄積数 : 1番号あたり1~10件

(5) 津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 ここなら安心と思わず、より高い場所を自動して避難しましょう！  津波が押し寄せた瞬間のシーン	 (10mを超える津波により津波警報が発令) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。  標高が低い場所(津波からける)のシーン 海の中では人は強い流れに巻き込まれる。漂着しただけが運良く、小規模船が転覆する。  標高が低い場所(津波からける)のシーン
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い		
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)		

(6) 大雨、雷、竜巻

積乱雲に伴って、このような災害が発生します！

急な大雨による災害

●急な大雨による災害は、大雨による浸水、土砂災害、雷、竜巻、暴風雨など、様々な災害が発生します。

●大雨による災害は、大雨による浸水、土砂災害、雷、竜巻、暴風雨など、様々な災害が発生します。

●大雨による災害は、大雨による浸水、土砂災害、雷、竜巻、暴風雨など、様々な災害が発生します。

雷による災害

●雷による災害は、雷による感電、雷火、雷鳴など、様々な災害が発生します。

●雷による災害は、雷による感電、雷火、雷鳴など、様々な災害が発生します。

●雷による災害は、雷による感電、雷火、雷鳴など、様々な災害が発生します。

竜巻による災害

●竜巻による災害は、竜巻による建物倒壊、人身被害など、様々な災害が発生します。

●竜巻による災害は、竜巻による建物倒壊、人身被害など、様々な災害が発生します。

●竜巻による災害は、竜巻による建物倒壊、人身被害など、様々な災害が発生します。

(8) 東日本大震災の記録

石巻市立向陽小学校	津波浸水の状況	浸水なし
	建物の被害	体育館全壊、校舎全体にひび割れ、水道管脱落
	人的被害	無
	避難者数 (最大)	約 6 2 0 名 (場所：2 2 教室)

1 被災直後の状況

【3月11日】

- ・ 1, 2 年生は帰りの会を行っていた。3 年生以上は 6 時間目の授業に入っていた。
- ・ 1 4 : 4 6 地震発生
- ・ 1 4 : 4 7 頃 校内放送で落下物から身を守り、机の下に隠れるよう校内放送 (教頭)。
- ・ 1 4 : 5 0 頃 揺れの合間に児童を校舎外へ避難させることができるか安全確認 (7 学年部・男性職員)。
- ・ 通路にある背の高い掃除ロッカーを横倒しにするなどして、避難経路を確保。
- ・ 大きな余震が続き、余震が収まるのを待って児童を校庭に避難させることを決断。その間に、校庭に保護者が続々と集まる。
- ・ 1 5 : 1 5 頃 非常用放送設備を使って校庭への避難指示 (教頭)。
- ・ 1 5 : 2 0 頃 校庭避難場所に避難完了。一部液状化した部分を発見し、集合場所を少し遠ざける。
- ・ 1 5 : 2 5 頃 1 0 m 越えの大津波警報を防災無線で確認したが、津波は蛇田地区には到達しないと考え、引き渡しを継続。
- ・ 1 6 : 0 0 頃 雪が降っていたので、引き渡し場所を校舎 1 棟 1 階に変更。男性職員は、避難所開設準備及び備蓄倉庫より中里小へ運ぶ物品の運び出し。避難者が学校に集まり始める。地区住民は自主的に体育館に避難しようとしていたが、耐震基準を満たしておらず、筋交いの破断も見られて危険なため、地区住民の避難場所を教室に設置。
- ・ 1 7 : 0 0 頃 児童の引き渡し場所を校舎 2 階ランチルームへ移動。
- ・ 避難教室順次拡大 (机を出してブルーシートを敷く)
- ・ 1 9 : 0 0 頃 児童 3 名を残して引き渡し終了。残りの児童は校長室へ移動。災害電話設置を試みるも不通。以後、避難者対応に集中。大街道、中里方面からの避難者や石巻市街に入りたくても入れない方が中心。

【3月12日】

- ・ 終日避難所対応及び 3 名の児童の付き添い。
- ・ 備蓄庫のクラッカーを 1 人 2 枚ずつ配布。
- ・ 地域の防災組織が炊き出しを開始。本校の避難者におにぎりの配布を開始。
- ・ 1 5 : 0 0 頃 児童 2 名の引き渡し
- ・ トイレに紙を流すのを止め、市のゴミ袋に捨てるようにする。
- ・ ブールルの水のバケツリレー開始。(以後、1 日 2 回実施。雨の日は、子供と女性は屋内でリレー)
- ・ 夜に入り、救出された方々が自衛隊の車両で運ばれるようになり、避難教室を拡大するペースが速くなる。裸足や濡れた衣服のままの方もおり、保健室で着替えさせたり、職員の衣服を貸したりする。雄勝、女川町、南三陸町の方が多い。

【3月13日】

- ・終日避難所対応及び1名の児童の付き添い。
- ・地域の防災組織により、1日2回おにぎり配布。
- ・家族の安否確認のために訪れる人が急激に増え始める。避難者600名を越える。

【3月14日】

- ・終日避難所対応及び1名の児童の付き添い。
- ・13:00頃 児童1名の引き渡し。引き渡し終了。
- ・おにぎりの準備に、避難者も加わるようになる。

【3月15日】

- ・部屋毎にリーダーを決め、班長会議を開くようになる。

【3月20日】

- ・電気が通る。消灯時刻を10時に設定する。

【4月 2日】

- ・北海道庁より避難所運営の応援が始まる。職員はこれまで半分に分かれて避難所運営に従事していたが、少しずつ運営の移管がはじまり、学校再開に向けての動きが始まる。

【4月21日】

- ・午前中に避難者が二次避難所に移動 学校の避難所としての機能終了。



2 被災時に見られた課題と具体的な改善策

課 題	改 善 策
1 避難者の受け入れと避難所運営 大規模な災害の場合は、交通網、情報網が即時に寸断され、市当局がすぐに学校に来るのは難しかった。しかし、学校には、校長の指揮下で活動できる教職員集団（組織）があるので、発災当初は学校が避難者対応にあたることも想定しておくことが必要であった。また、避難所か避難場所かに関係なく、地域住民は学校に避難してくるので、計画的な備蓄が必要である。	市当局は、各校・各避難所担当職員を事前に決めておき、どんな仕事を依頼したいのか計画・協議しておく、よりスムーズかと考えられる。発災当初、備蓄庫の物品を使っていいか迷うこともあった。備蓄品の取り扱いについても、協議が必要だと考えられる。 震災時は、中里小学校へ向かう市の車に、備蓄品を運び出した。残りの備蓄品数を黒板に書き出し、今後避難者が増えることも勘案しながら、食料品については3H分を確保できるように計算し、配っていた。（1回目は、1人2枚ずつクラッカーを配った。） 防災マニュアルを整備し、避難所運営についても教職員の間で共通理解を図っている。また、職員室内に、避難所開設の手順と必要な物品の一覧表を貼り、確認して動けるようにしている。
2 水の確保 飲料水の確保 トイレの水の確保 おむつの確保	初期のころは、避難者にはトイレ用の水としてプール水のバケツリレーをお願いした。2日目からは、水汲みの時間を決め、計画的に行うようにした。水洗トイレには、紙を流さないように周知徹底するとともに、トイレ掃除も実施していただいた。避難生活も軌道に乗ってきてから、部長長を決めて「人数確認、避難者名簿の回収、食事時間の確認等の連絡、要望の聞き入れ」等を行った。飲み水は、家庭料室にあったやかんに入れ、配った。 今後、発災時は、3基ある高架水槽を計画的に止水、出水する等の工夫を行いながら水を確保する予定である。また、水タンク（18L）の数も充実させることができればと考えられる。さらに、水道局と連携し、水の確保を行っていききたい。
3 食料の確保 食料の確保 離乳食の確保 ミルクの確保	備蓄庫にクラッカー等はあったものの、離乳食やミルクがなかった。発災当日は、備蓄庫のクラッカーを配布したが、翌日以降は、地域の防災組織から1H2回おにぎりをいただいたり、近隣の農家や企業からの支援品をいただいたりすることができた。災害規模が大きかったため、3日では、公的な支援は届かなかった。11頃の地域とのつながりの重要性とありがたさを感じた。離乳食やミルクの確保は、今後の課題である。
4 トイレ環境の改善 詰まり止め対策 乳幼児のトイレ お年寄りのトイレ 生理用品の確保	体育館が全壊したため、校舎を避難生活所にした。より多くのトイレを使用したこと、早い時期にトイレには紙などを流さないことにしたこと、バケツ等に水をため、1回ごとに流すようにしたこと、トイレが完全に目詰まりすることはなかった。お年寄りは、和式トイレが非常につらそうであった。乳幼児を含め、おむつを確保しておくことよと思われる。また、生

	理用品の確保に苦勞する女性も、言い出せずに困っていた。震災後、簡易洋式トイレを購入し、各トイレに設置した。
5 ガソリンの不足	ガソリン不足も深刻であった。調子を崩した方やご家族を日赤病院まで送っていた。数台でよいので、学校職員の車も緊急車両扱いにしてももらえれば、より安心して職務を遂行できると考えられる。
6 避難者の自治	部屋長を決めることで、部屋内での自治意識が高まった。また、部屋ごとの避難者の人数の確認を、定時に行うことが有効であった。配布食数を確定したり、仲間意識を醸成したりする上でも効果的だった。 学校職員が積極的に避難所運営に関わることで、避難者との信頼関係ができた面がある。ただ、職員自身も被災し、家族の失ったり、安否が不明だったり、離れた地に家族を残していたりと、複雑な心境をもって働いていた。
7 高台の確認 学校以外に避難する計画	校舎や体育館が使用不能となったり、より高い場所への避難が必要になったりした場合の詳細な計画が必要である。500名前後の児童を、迅速かつ安全に避難させることができる計画が必要であった。震災後、直ちに具体的な計画を作成し、職員の間でも共通理解を図った。企業とも話し合ったが、石巻市との提携が必要だと回答があった。石巻市との連携が必要である。
8 原子力災害への対応 正確な情報の収集 避難所のできることは何か	原子力災害対応計画を作成し、屋内退避の手順等について職員間で共通理解を図った。 震災時は、プールの水汲みの際に、子どもや若い女性が雨に当たらないように配慮し、校舎内でのバケツリレーに加わっていただいた。
9 養護教諭と看護師の違い 病院に搬送が必要かどうか、 養護教諭が判断を迫られること もあった。医師でも看護師でもない ので、精神的な負担が大き かったと思われる。	医療チームの巡回計画、迅速な看護師の派遣が行われることが望ましい。 今後、学区内の病院や薬局の一覧表を準備するなど、協力を依頼できる体制を整えていきたい。同時に、避難者に薬を提供できる体制も整えられればよいと考える。

3 震災から得た教訓

- ・地域とのつながりが、多くの人を助ける力となる。H頃から、感謝の気持ちを大切にしながら、地域と連携した教育活動を展開していくことが必要である。
- ・より正確な情報を得ることが必要である。口頃から、どんな情報を、どのような方法で取得できるか、整理しておくことが必要である。
- ・防災施設・備品の充実と共に、今ある施設・備品を、どのように工夫して有効活用できるか、コミュニケーションをしておくことが必要である。
- ・避難者もそれを支える職員も傷ついている。互いに支え合い、災害を乗り越えようとする意識が大切である。そのためにも、代表者会議等、互いに話し合う場が必要である。

・子どもの笑顔は、大人を勇気付けてくれる。子どもを守ることも、私たち大人の使命である。

4 防災教育に関連する教訓

これまででは、避難訓練を中心として防災教育を実施してきた。訓練も、教師の指示に従って、整然と行動することが中心であった。これからは、避難訓練を充実させると同時に、児童が、様々な災害について知り、主体的に自らの生命を守ったり、地域の一人として自分たちができることをしようとするとする態度を育てたりしていくことが必要であると考え。これらを踏まえ、以下のような改善を行っていきたい。

- ・避難訓練の事前・事後指導をより充実させ、様々な時間帯、場面において災害が発生した場合、自分たちがどのような行動を取ることが望ましいのか考え合う時間をとる。
- ・自分たちの地域を、防災という観点から見直す指導を行う。校外学習の際には、教師側から児童に防災に関する問いを投げかけ、地域を見直す契機としていく。
- ・防災に関わる学習を年間指導計画に位置づけ、確実に授業を実施していく。その際、地域の特色を生かした教材開発を行い、職員間で共有できる仕組みを作る必要がある。
- ・出前授業等、外部団体の「防災教育」に関する情報を集め、児童の実態に即している場合は、学校で協議の上、積極的に活用する。
- ・震災で近親者を亡くしている児童が在籍しているので、細やかな配慮を行う必要がある。

(1) 傷病等発生時の対応について

《授業中等》

事故発生

《登下校時（含交通事故）および校外学習中》

事故発生

他の児童（生徒）の掌握

実施可能な応急手当

現場に直行

救急車の要請
学校へ連絡

※救急車の要請の決定と指示

〈校長（教頭）、場合によっては引率者の判断で〉

※場合によっては学校から応援職員を派遣

「児童（生徒）名簿」「職員連絡網」携行

① 教育委員会（Tel 95-1111）へ連絡

② 保護者へ連絡

③ 保護者からの照会に対する対応

救急車に同乗

※担任または養護教諭

付き添い・看護
学校へ連絡

学校へ連絡

① 教育委員会（Tel 95-1111）へ連絡

② 保護者からの照会に対する対応

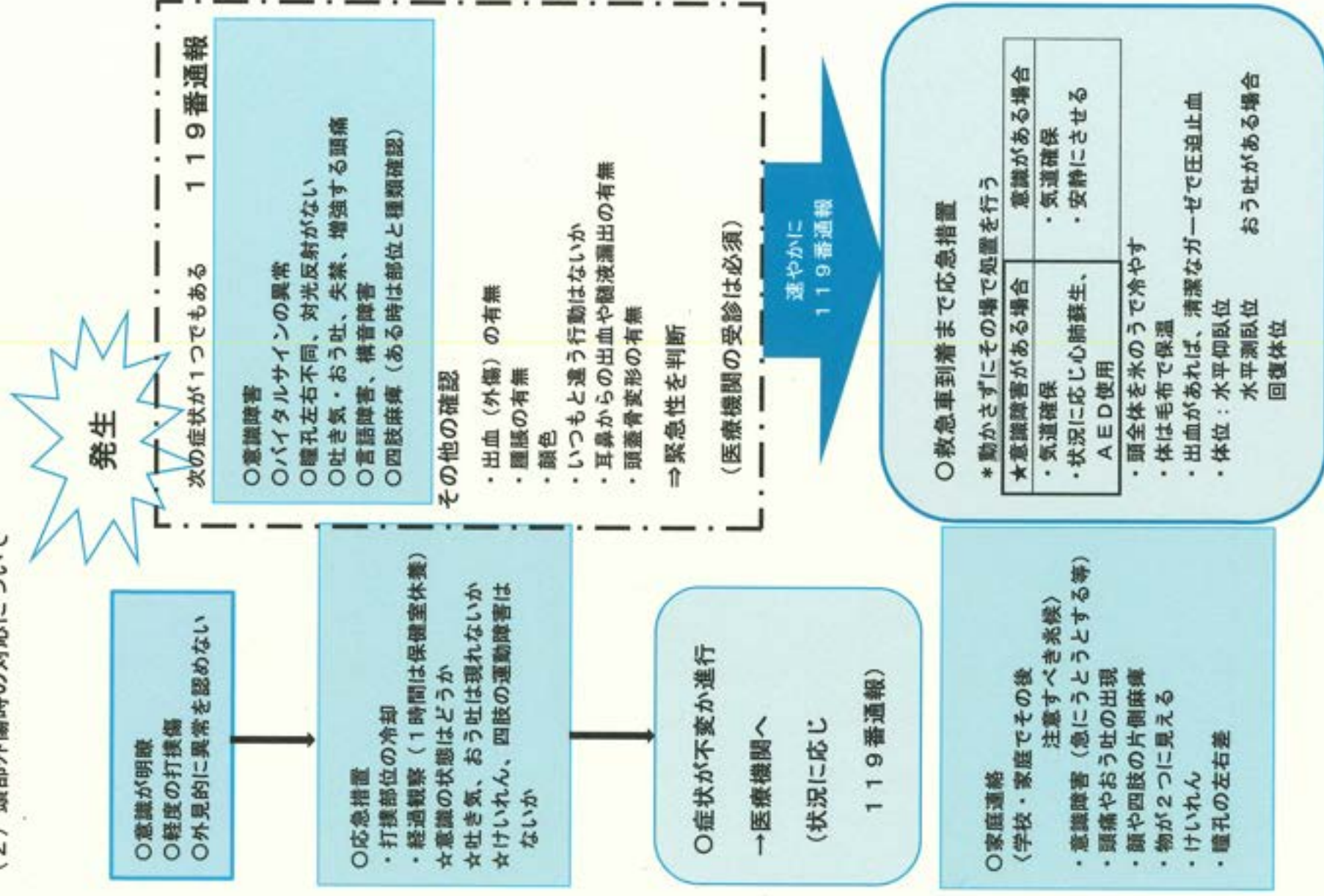
③ 場合によっては教職員待機

④ 場合によっては保護者（PTA）の非常招集、事情説明

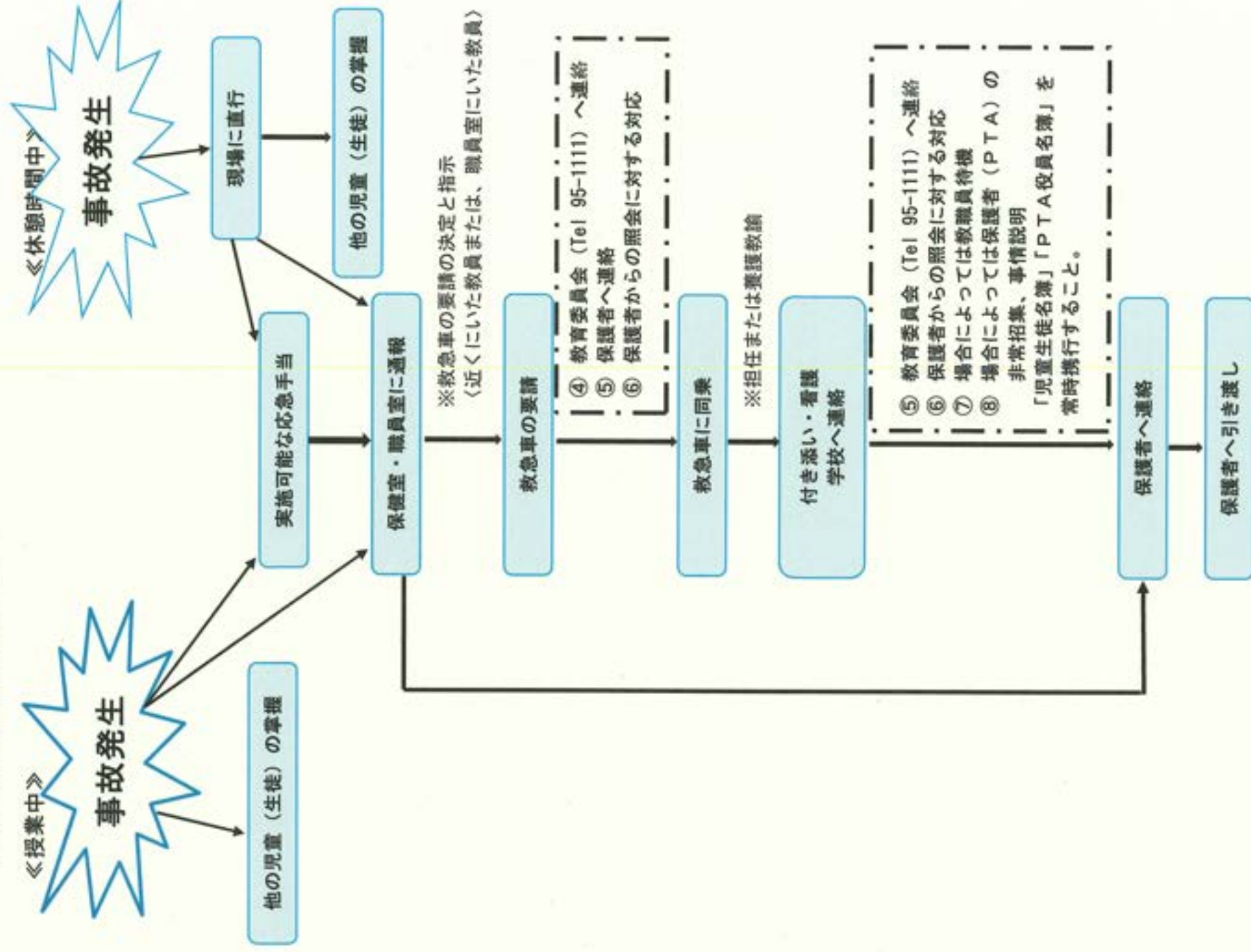
保護者へ連絡

保護者へ引き渡し

(2) 頭部外傷時の対応について



(3) 熱中症発生時の対応について



(4) 熱中症の予防について

- ・熱中症計を各クラスに配付し、基準を下回るようクーラーや扇風機を活用する。
- ・保健室前に気温と湿度と天気、熱中症指数を表示する。
- ・体育科や休み時間での外遊びは、下表にある運動に関する指針（日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」2019）を厳守する。

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
		運動は	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
35℃以上	3 1 以上	運動は 原則中止	
31～ 35℃	2 8 ～ 3 1	厳重警戒 激しい運動は、 中止	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
28～ 31℃	2 5 ～ 2 8	警戒 積極的に休憩	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり、適宜水分、塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～ 28℃	2 1 ～ 2 5	注意 積極的に水分 補給	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分、塩分を補給する。
24℃未満	2 1 未満	ほぼ安全 適宜水分補給	通常は熱中症の危険は少ないが、適宜水分、塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどでは、この条件でも熱中症が発生するので注意。

特別警報発表時の対応

熱中症	熱中症特別警戒 アラート (前日14時)	宮城県	園長または校長が全ての児童生徒・教職員等が熱中症対策を徹底できているか確認の上、徒歩による登下校等について前日検討し、 通常授業または臨時休業等の対応を決定する。
-----	----------------------------	-----	--

(5) 熱中症の応急処置

チェック 1 (症状確認)

熱中症を疑う症状があった場合

めまい・失神・筋肉の硬直・大量の発汗・頭痛・吐き気・おう吐・倦怠感・けいれん・手足の運動障害・高体温

涼しい場所へ移動させる

クーラーが効いた室内や風通りのよい日かげに移動し安静にさせる。

チェック 2 (意識・症状)

意識はあるか？

YES

NO

重篤な症状が見られるか？

YES

救急搬送

チェック 3 (給水)

自力で水分を摂取できるか？

YES

NO

救急搬送

チェック 4 (経過・安静)

症状が良くなったか？

YES

NO

救急搬送

体を冷やして体温を下げる

衣服をゆるめて、体の熱を放出させる。
水枕や保冷剤で両側の首筋やわき、足の付け根などを冷やす。皮膚に水をかけて、あおぐ。



塩分や水分を補給する

水分と塩分を同時に補給できる、スポーツドリンクなどを飲ませる。



救急車を待っている間にも、現場で応急処置をすることで症状の悪化を防ぐことができる。



救安静にして十分休憩させる。速やかに家庭と連絡を取る

(6) 食物アレルギーをもつ児童への対応について

異変に気が付いたら子どもから目を離さな

迷ったらエピペンを打つ！

助けを呼び、人を集める

ただちに119番通報

下の症状から重症度を判定し、速やかに行動する

全身の症状 ☐ ぐったり ☐ 意識もうろう ☐ 尿や便をもらす ☐ 脈が触れにくいまたは不規則 ☐ 唇や爪が青白い	呼吸器の症状 ☐ のどや胸が締め付けられる ☐ 声がかすれる ☐ 犬が吠えるような咳 ☐ 息がしにくい ☐ 持続する強い咳き込み ☐ ゼーゼーする呼吸	消化器の症状 ☐ 持続する強いお腹の痛み (がまんできない痛み) ☐ 繰り返し吐き続ける	目・口・鼻・顔面の症状 ☐ 上記の症状が1つでもあてはまる場合 緊急	目・口・鼻・顔面の症状 ☐ 強いかゆみ ☐ まぶたの腫れ ☐ 全身が真っ赤	上記の症状が1つでもあてはまる場合 母診	上記の症状が1つでもあてはまる場合 注意
少なくとも5分ごとに、繰り返し症状を観察経過・内服・エピペン使用の時刻を記録	数回の軽い咳	中程度のお腹の痛み ☐ 1～2回のおう吐 ☐ 1～2回の下痢	軽いお腹の痛み (がまんできる) ☐ 吐き気	目のかゆみ、充血 ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり	軽度のかゆみ ☐ 数個のじんま疹 ☐ 部分的な赤身	上記の症状が1つでもあてはまる場合

- ① エピペンを使用
- ② 救急車を要請(119番通報)
→ 緊急時連絡先医療機関に連絡
→ 保護者に連絡
→ その場で安静を保つ
→ 立たせたり、歩かせたりしない
- ③ その場で救急隊を待つ
- ④ 可能な限り内服薬を飲む
- ⑤

- ① 内服薬を飲ませ、エピペンを準備。
- ② 速やかに医療機関を受診(救急車の要請も考慮)
- ③ 急速に進行する場合
→ 「緊急」の対応
→ 保護者に連絡
→ その場で安静を保つ
→ 立たせたり、歩かせたりしない。
- ④ その場で救急隊を待つ(要請時)
- ⑤

- ① 必要内服薬を飲む
- ② 「急速に進行する」又は「悪化が予想される」場合→ 「受信」「緊急」の対応
- ③ 少なくとも1時間は観察。

(7) 事故発生時（アナフィラキシーショック）への対応について

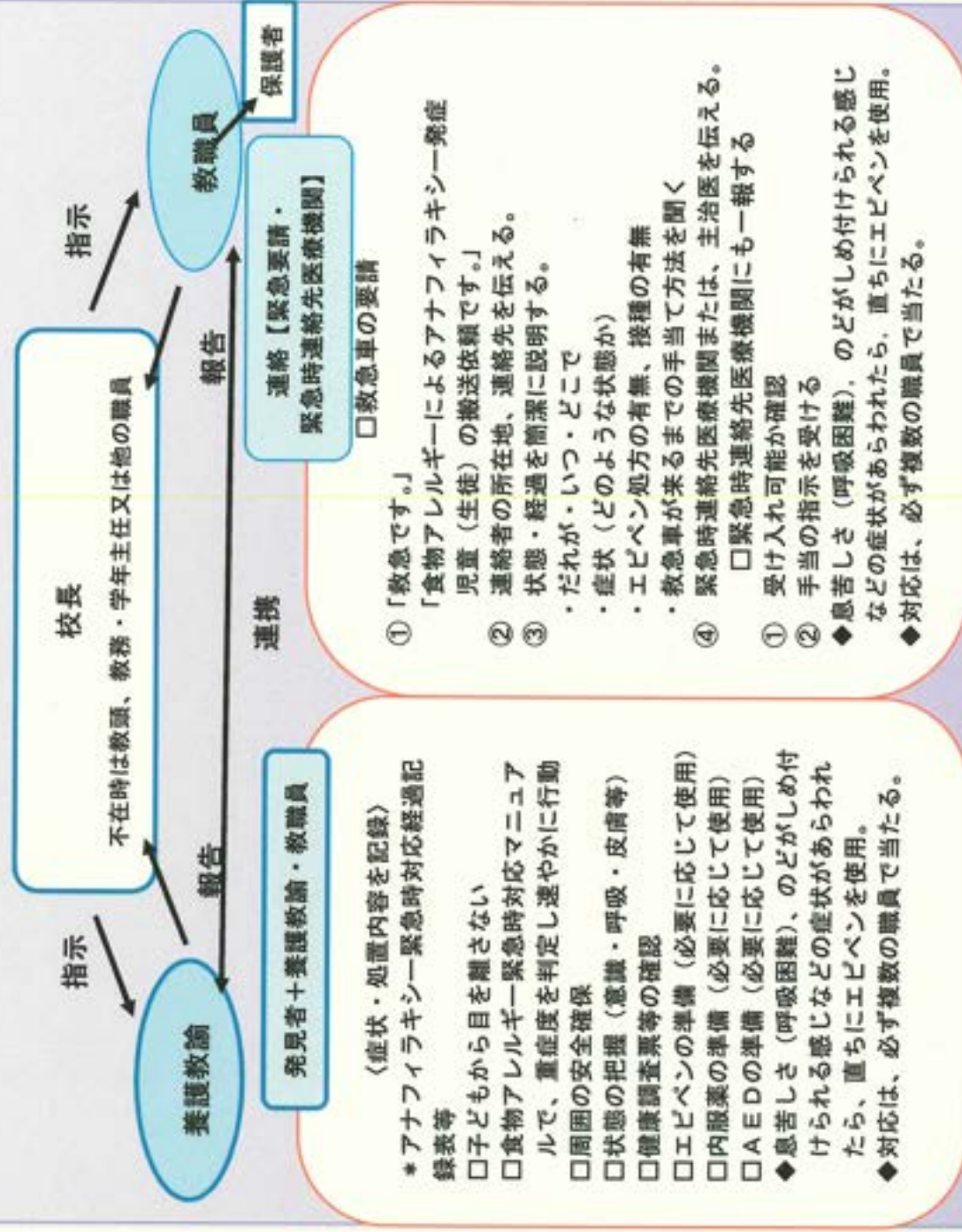
事故発生・重症

複数で対応する

迷ったらエピペンを打つ！

発見者

- 子どもから目を離さない
- 事故発生の連絡（近くの教職員・児童生徒など）



【救急車を要請したら】

- ① 救急隊からの電話に対応できるよう、通報時に伝えた連絡先に常につながらるようにしておく。
- ② 健康調査票、症状・処置内容を記録した用紙の写しを準備。
- ③ 児童生徒の保険証の写し、エピペン（使用済みも）を持参。
- ④ 状況を説明できる職員が同乗する。

【その他】

- ◇他の児童生徒への対応
- ◇救急車の誘導
- ◇同乗者の準備
- 教育委員会への報告

(8) 感染症・食中毒への対応について

《授業中》

事故発生

《休業中》

事故発生

- ① 児童（生徒）の被害状況の把握
② 教育委員会へ連絡
③ 学校医の助言を得る
④ 保護者等からの照会に対する対応

※対応の決定と指示
（ 校長（教頭） ）

保護者への連絡

- ① 児童（生徒）の回復状況の把握
② 教育委員会へ連絡
③ 全職員への検便と校舎内外の消毒
④ 保護者（PTA）への事情説明
⑤ 保護者等からの照会に対する対応

児童（生徒）下校

家庭訪問等

授業再開について教育委員会と協議

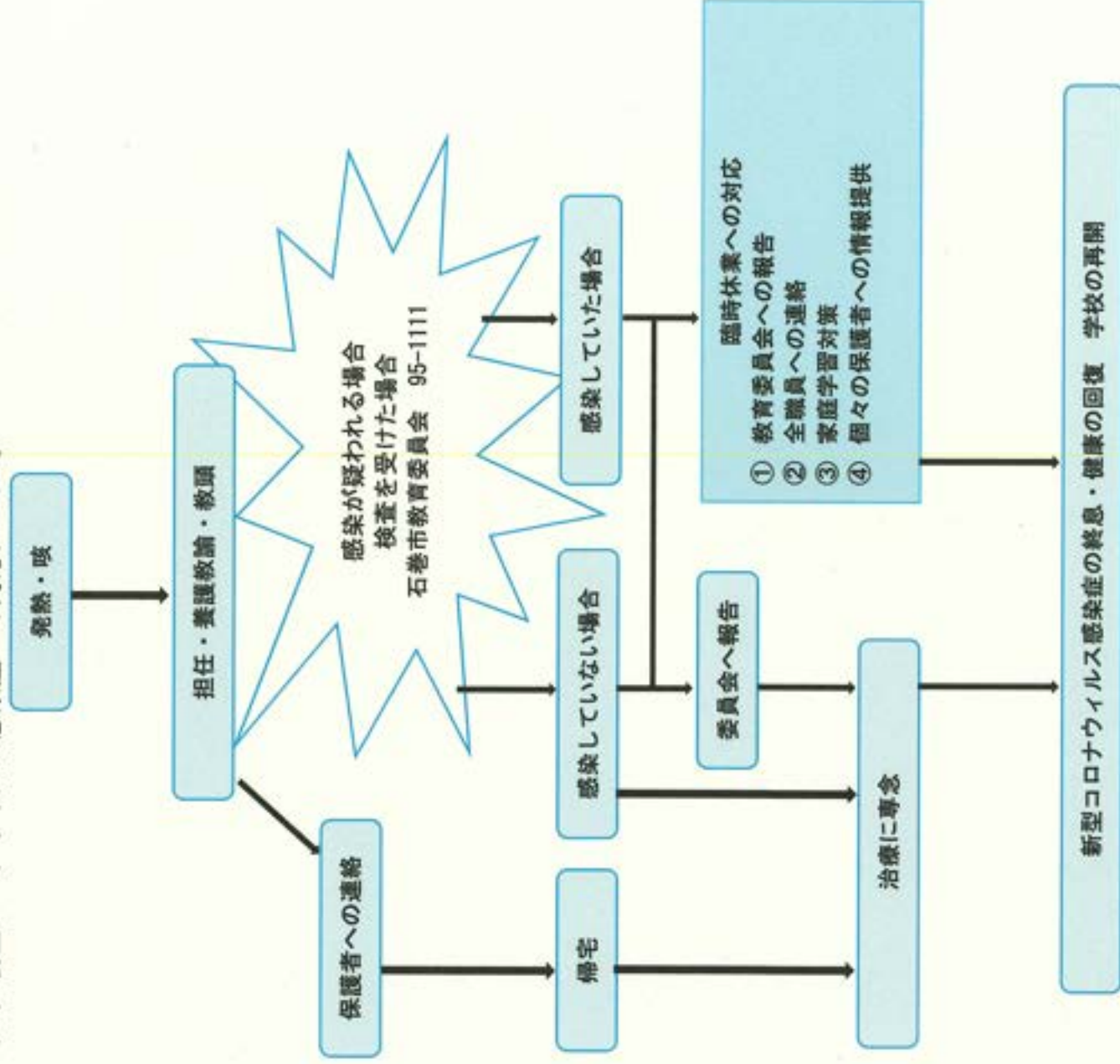
保護者への連絡

教職員学校集合

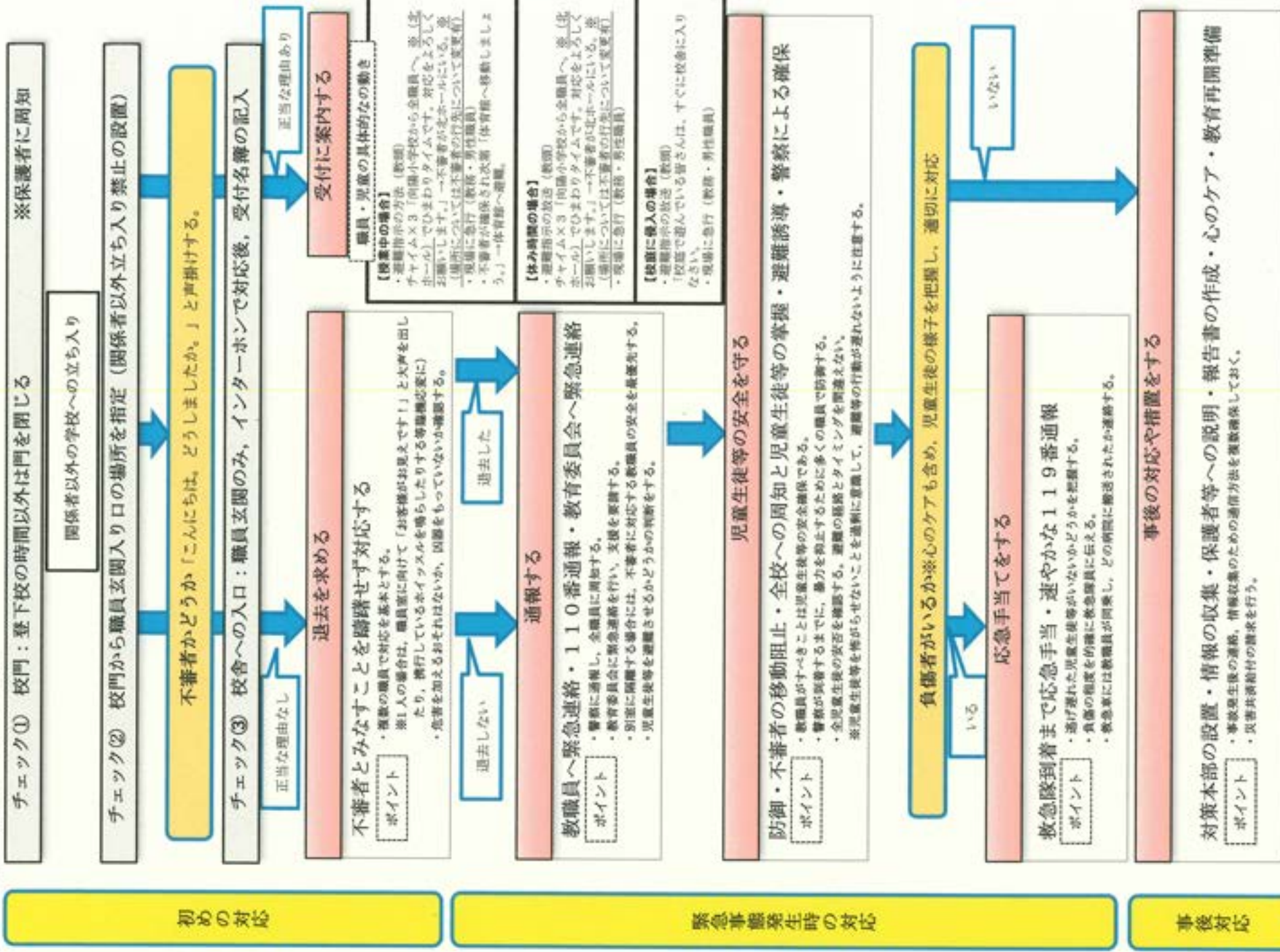
保護者への連絡

消防・救急	119
石巻消防署西分署	95-4789
石巻市教育委員会	95-1111
学校教育課長	【内線】5021
東部教育事務所	95-1411
【内線】指導班	3840
副参事	3820
所長室	3800
保健福祉事務所	95-1430
学校医（薮平クリニック）	98-5108

(9) 新型コロナウイルス感染症への対応について



① 不審者が校地内に侵入した場合



学校への第一報

※緊急対応が必要か判断

緊急対応が必要な場合

【被害者の安全確保】

- 現場や病院に急行し、情報収集と整理を行う。
- ① 避難している児童（生徒）の安全確保
- ② 不審者の現在の様子
- ③ 現場での対応の様子
- ④ 負傷者の搬送の状況
- 負傷者がいる場合には119番通報や保護者への連絡を行う。
- 警察への通報の有無を確認し、通報がまだの場合は110番通報を行う。
- ボランティア等の支援を得て、子どもの安全確保を図る
- 教育委員会への連絡と支援要請を行う。

緊急の対応を要しない場合

- 状況に応じ、警察、教育委員会等の諸機関に通報する。
- 地域住民保護者等と連携を図り防犯対策を強化する。

不審者が確保されていない場合

登下校の安全確保

- 1 安全確保までの子どもの保護と保護者への引渡しや集団下校を行う。
 - ① 子どもの状況を把握する。
 - ② 下校前であれば、安全確保されるまで学校で待機させる。
 - ③ 保護者への引渡しや保護者同伴の集団下校などを行う。
- 2 地域住民・保護者・警察・教育委員会等への支援要請を行う。
- 3 必要に応じて、教職員等による緊急防犯パトロールを実施する。

※パトロールの際は、2人以上の組み合わせにする。

交通安全指導計画

1 ねらい

- (1) 日常生活で起こる事故の内容や原因，結果と安全確保の方法について理解し，安全に生活できる力を身に付けさせる。
- (2) 様々な交通場面における危険について理解し，安全な歩行と自転車の利用ができる力を身に付けさせる。

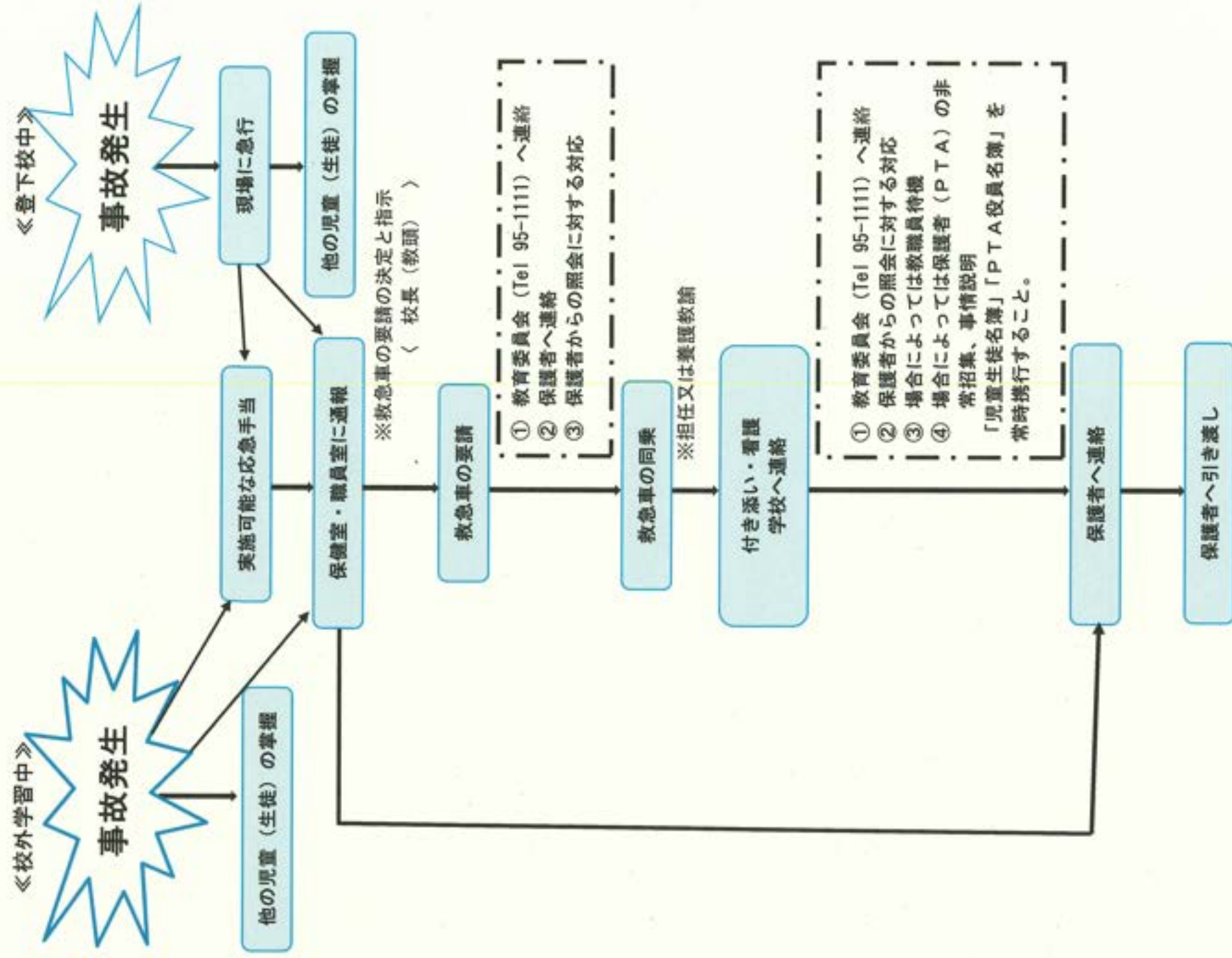
2 努力事項

- (1) 危険の理解と安全の確保をできるよう，日常的・具体的な指導を重視する。
- (2) 事故防止のための指導の工夫をする。

3 年間計画

月	活動内容	月	活動内容
4	・年間活動計画の検討・確認 ・安全点検 ・通学路・危険箇所の確認 ・春の交通安全登校指導 ・交通安全教室 ・防犯パトロール情報交換会	10	・安全点検 ・防犯パトロール情報交換会
5	・安全点検 ・通学距離・危険箇所調査	11	・安全点検
6	・安全点検 ・防犯パトロール情報交換会	12	・安全点検
7	・安全点検 ・防犯教室（1，3学年）	1	・安全点検 ・年間活動の反省
8	・安全点検	2	・安全点検 ・次年度の計画 ・防犯パトロール情報交換会
9	・安全点検 ・秋の交通安全登校指導	3	・安全点検 ・交通安全教室実施予約票提出 ・道路使用許可申請 ・指導隊派遣依頼

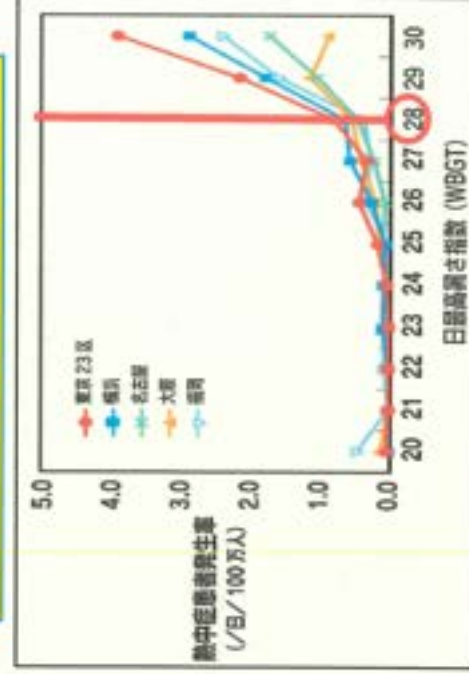
(1) 交通事故発生時の対応について



熱中症予防と対応について



暑さ指数28を超えると熱中症発生率上昇



熱中症特別警戒アラート		熱中症警戒アラート
概要	都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数 (WBGT) が 35 (予測値) に達する場合等に発表	熱中症の危険性に対する「気づき」を促すものとして、府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数 (WBGT) が 33 (予測値) に達する場合に発表
	・広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じられるおそれ ・校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更等を判断	・気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれ ・身近な場所での暑さ指数 (WBGT) を確認し、涼しい環境以外では、運動等を中止
対策	・室内等のエアコン等により涼しい環境にて過ごす ・身近な場所での暑さ指数を確認した上で、涼しい環境以外では原則運動は行わない等の対策 ・熱中症にかかりやすい熱中症弱者は自ら積極的に対策を実施し、周囲の方も声かけ	・こまめな休憩や水分補給・塩分補給 ・涼しい環境以外では原則運動は行わない等の対策
	管理者がいる場所や、イベント等について、暑さ指数などの実測の上、責任者が、管理者がいる場所やイベント等において、適切な熱中症対策がとれていることを確認し、適切な熱中症対策が取れない場合は中止・延期の検討	管理者がいる場所や、イベント等について、暑さ指数などの実測の上、責任者が、管理者がいる場所やイベント等において、適切な熱中症対策がとれていることを確認

アラートはいつ出る？(環境省より)

熱中症に関する情報

暑さ指数、熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラート等

暑くなる前に

- 熱中症やその対策等について学ぶ
- 住まいの工夫など（エアコンの試運転）
- 暑さになれて、暑さに強くなる準備（暑熱順化）

暑さ指数を提供している全国約840地点で、
気象情報を基に暑さ指数の予測値を算出

熱中症警戒アラート

前日17時頃に
該地域に発表

当日5時頃に
該地域に発表

熱中症特別警戒アラート

前日14時頃に
該地域自治体に発表

当日0:00~23:59まで

■発表時

- ・熱中症予防行動の徹底
- ・家族や周囲の人々による見守り、声かけ等の共助等と公的な支援である共助も活用
- ・運動、外出、イベント等の中止や延期を検討推奨

共通する当日までの準備・確認事項

- ・涼しく過ごせる環境の確保
- ・水分、塩分補給の準備
- ・高齢者、乳幼児等熱中症にかかりやすい方への準備を確認
- ・翌日の運動、外出、イベント等の中止や延期を判断

※熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートの発表後の取り消し、また解除の案内はございません。

学校での対応は？

暑さ指数 (WBGT数値) 乾球温度(目安)	日常生活における 熱中症予防指針 (日本生気象学会)	熱中症予防のための運動 指針 (「公財」日本スポーツ協会)	学校の対応
WBGT 33℃以上 (運動は中止)	活動する区域に熱中症警戒アラートが発表された時(翌日の暑さ指数(WBGT)が33℃以上になると予測された場合)は、活動場所での暑さ指数を確実に測定する。		
WBGT 31℃以上 危険 (運動は原則中止)	すべての生活活動で起こる危険性外出はなるべく避け、涼しい室内へ移動する。	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合は中止すべき。	運動は、原則中止する。 屋内外で身体を動かす活動は、原則中止 ※室内の集会等も実施形式を変更
WBGT 28～31℃ 厳重警戒 (激しい運動は中止)	すべての生活活動で起こる危険性外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。	激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は中止する。 活動時間、場所、内容などを考慮した上で活動する。 活動内容の制限
WBGT 25～28℃ 警戒 (積極的に休憩)	中等度以上の生活活動で起こる危険性運動や激しい作業をする際は定期的な十分に休憩を取り入れる。	熱中症の危険度が増すので積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる。	積極的に休憩をとる。 激しい運動の場合は、30分おきに1回以上の休憩をとるとともに、水分・塩分を補給する。 安全対策に注意して実施
WBGT 21～25℃ 注意 (積極的に水分補給)	強い生活活動で起こる危険性一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。 実施
WBGT 21℃以下 ほぼ安全 (適宜水分補給)		通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分、塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	適宜水分・塩分の補給を行う。 実施

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れてない人

熱中症予防の原則と指導のポイント

1 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと

- 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツ、作業をさせることは避ける。
- ランニングやダッシュの繰り返しによって多く発生している。
- 屋内外にかかわらず、長時間の練習や作業は、こまめに水分(0.1~0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク等)を補給し適宜休憩を入れる。また、終了後の水分補給も忘れないうようにする。

2 暑さに徐々に慣らしていくこと

- 梅雨明けなど急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。
- 急に暑くなった時は運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。

3 個人の条件を考慮すること

- 暑さの耐久性は個人差が大きく影響する。
- 肥満傾向の者、体力の低い者、暑さに慣れていない者は運動を軽減する。
- 特に肥満傾向の者は熱中症事故の7割以上を占めており注意が必要である。

4 服装に気をつけること

- 服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材にする。
- 屋外で運動やスポーツ、作業を行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせる。

5 暑合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

- 常に健康観察を行い、児童生徒等の健康管理に注意する。
- 運動技能や体力の状況、疲労の状態等を把握するように努める。
- 心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理させないようにする。

「子供たちの命を守る熱中症事故予防対策に向けて【学校における熱中症対策ガイドライン】」P6

宮城県教育委員会より令和6年5月

熱中症特別警戒アラートが出たら…

暑さ指数実測→管理者が**全ての人が熱中症対策を徹底できているか**確認

→徹底できていない場合は、**運動、外出、イベント等の中止、延期、変更等を判断**とあるので、

例) 徒歩による登下校は大丈夫か？(全校バス通学だと安全？)

授業を打ち切りにして下校、保護者引渡しにして下校、臨時休校等を検討する必要がある。

※学校安全マニュアルにも記載が必要

学校プールにおける熱中症対策は？

平成 30 年度スポーツ庁委託事業「学校屋外プールにおける熱中症対策」より

学校プールにおける熱中症予防対策の検討には、環境要因、運動要因、主体要因への対策が必要になります。プールでの活動は、水中での活動とプールサイドでの活動に大別されるため、それぞれの活動への対策が必要になります。

(1) 水中での活動の留意点

- 水温が中性水温(33℃～34℃)より高い場合は、水中でじっとしていても体温が上がるため、体温を下げる工夫をしましょう。体温を下げるには、プールの風通しのよい日陰で休憩する、シャワーを浴びる、風に当たる等が有効です。中性水温以下であれば、水が体を冷却してくれますので、水中運動は陸上運動より体温は上がりにくいです。
- (中性水温:水中で安静状態のヒトの体温が上がりも下がりもしない水温)
- 水着での活動であり、また、運動強度が高いという水泳の特性等を考慮しましょう。
- 口腔内が水で濡れるため、のどの渇きを感じにくくなりますが、適切な水分補給を行いましょう。

① 環境要因

	要 因	対 策
プールの水温	● プールサイドの温度及び輻射熱と相関関係が認められる。	● 前日から水面をシートなどで覆い、水温上昇を抑制する。
プールサイドの温度	● 直射日光を遮る物体がないので輻射熱が大きい。 ● プールサイドが高湿になる。	● 散水によりプールサイドを冷却する。 ● 遮光ネットやテント等により、直射日光を遮蔽する。
更衣室の温度	● 冷却がないことが多く、温度が高くなりやすい。	● 散水によりプールサイドを冷却する。 ● 更衣室の換気をよくする。 ● 使用しないときはドアを開け換気する。 ● 扇風機等で気流を大きくする。 ● 滞在時間を短くする。

② 運動要因

	要 因	対 策
運動強度・運動時間	● ゆっくり泳いでも、安静時の4倍以上の代謝量があり、運動強度が高い。 ● 陸活動及び水泳教室などの場合は運動時間が長い。	● 能力に応じた運動(個人差)を考慮する。 ● 頑張らずきないように注意する。 ● 強度に合わせて休憩時間を設定する。
水泳中の体温	● 中性水温以下の水温でも顔部には直射日光が当たる。 ● 水温が高いと体温が上昇しやすい。	● 顔部も適量水中にて冷却する。 ● 水温が高いときには、こまめにプールから出て風通しのよい日陰で休憩する。 ● シャワーで全身を冷やす。 ● 風(送風)によって体を冷やす。
水分補給	● 水中運動時にはかなりの汗をかく。 ● 口腔内が水で濡れるため、のどの渇き(口渴感)を感じにくい。	● 安全や衛生状態を考慮した給水所を設置する。 ● 発汗量に応じた水分補給を欠かさない。 ● ふだんよりのどの渇きを感じないことを意識する。

暑さ指数 (WBGT) とは

暑さ指数 (WBGT: 湿球黒球温度) とは、人間の熱バランスに影響の大きい

気温 湿度 輻射熱 ふくしゃねっ ※1

の、3つを取り入れた温度の指標 ※2

暑さ指数 (WBGT) は、気温を乾球温度計、湿度 (皮膚の汗が蒸発するときを感じる涼しさの度合い) を湿球温度計、輻射熱は黒球温度計による計測値を使って計算されます。

※1 輻射熱とは、日射しを浴びたときに受ける熱や、地面、建物、人体などから出ている熱です。温度が高い物からはたくさん出ます。ひなたにおける体感温度と良い相関がある。

※2 正確には、これら3つに加え、風 (気流) も指標に影響します。

生活の場の暑さ指数 (WBGT) とは

- ① 実際の生活の場では、強制的な通風がないだけでなく、周囲に高温のビル壁面やアスファルト舗装路面などがあり、より厳しい暑熱環境になっていると推定されます。
- ② 実際の生活の場は千差万別で、暑さ指数 (WBGT) は当サイトの推定値とは異なります。それぞれの生活環境では、暑さ指数 (WBGT) を観測 (観測できない場合は少なくとも気温を観測) して、暑さに対し十分な注意を払ってください。

【通常の暑さ指数】風通しの良い芝生上での暑さ指数 (秒速5m程度の強制通風条件のもと)

比較的良好な条件 (暑さ指数が高くなりにくい場所) で観測または予想される暑さ指数

【駐車場】日陰のないアスファルトの舗装の大幅な駐車場の想定

アスファルト舗装が温まる午後からは、通常の暑さ指数よりも高くなり、夜遅くまで暑さ指数が高い状態が続く。日射などを遮るものが少ないので、子供や作業者の体感温度はさらに高くなる。

【交差点】片側3車線道路のような大きな交差点を想定

風通しがよいので日中は通常の暑さ指数とほぼ同程度。夜間はアスファルト舗装が熱を持つ影響で、通常の暑さ指数よりも高くなる。

【子供・車いす】地表面に近い高さの場所 (高さ50cmを想定)

暑さ指数は平均して0.1~0.3℃高くなる。風が弱く、日射が強い時には2℃程度高くなった事例もあり。地表面からの影響を受けやすいため、対策を心掛ける必要がある。

【体育館】エアコンなどの空調設備がない学校の体育館を想定

暑さ指数は、午後1時頃から体育館の方が高くなり、午後5~6時頃に最大となる。体育館内は通常風がなく、建物が鉄骨や金属屋根などで造られていて熱をためやすい構造にある。

避難先市町村別行政区一覧【改正後】

No	避難先 (受入人数)	避難所受付 ステーション	小学校区	対 象 行 政 区
1	大崎市 (39,000)	宮城県大崎合同庁舎	鮎川小	鮎川第1、鮎川第2、鮎川第3、鮎川第4 鮎川第5、鮎川第6、十八成、金華山、新山、長渡中小路 長渡根組、網地
			大原小	給分、小淵、鮫浦、大谷川、谷川、小網倉、大原、泊
			寄磯小	寄磯、前網
			東浜小	牧浜、竹浜、狐崎浜、鹿立浜、福貴浦
			渡波小	浜松町、松原町、大宮町、長浜町、幸町、三和町 渡波町一丁目、渡波町二丁目、渡波町三丁目、際、原、鹿松 さくら町三・四丁目、千刈田、栄田第1、栄田第2 東黄金浜、南黄金浜、榎壇
			万石浦小	後生橋・宇田川町、万石町、塩富町一丁目、塩富町二丁目 祝田一区、祝田二区、佐須、小竹浜、表沢田、流留 万石浦一区、万石浦二区、うしお町、熊水町 折浜、蛤浜、桃浦、月浦、侍浜、萩浜、小積浜
			雄勝小	大須下、大須上、大須船隠、熊沢、羽坂、桑浜 名阪、船越、船越荒、立浜・大浜、 <u>小島、明地</u> <u>蛸増作・野、船戸、唐桑、蛸増中桑、水浜</u>
			稲井小	南境西部、美園第1、美園第2、南境東部、大瓜棚橋 大瓜亀山、大瓜井内、大瓜八津、大瓜入、高木西部 高木東部、水沼西部、水沼東部、真野内原、真野日向日影 真野小島、沼津、渡沢田、井内東部、井内西部
			鹿妻小	鹿妻北第1、鹿妻北第2、鹿妻北第3、鹿妻南一・二丁目 鹿妻南三・四・五丁目、鹿妻公営住宅
			湊小	不動町一丁目第1、不動町一丁目第2、不動町二丁目 八幡町一丁目、八幡町二丁目、湊町一丁目、湊町二丁目 湊町三丁目、湊町四丁目、吉野町一丁目第1 吉野町一丁目第2、吉野町二丁目、吉野町三丁目 <u>徳西、徳恵、田町、御所入、伊原津</u>
			<u>蛇田小</u>	松並、魚町一丁目、魚町二丁目、緑町 <u>谷地第1、谷地第2、谷地第3、新谷地前</u>
			石巻小	仁斗田、大泊

No	通 送 先 (受入人数)	通達所受付 ステーション	小学校区	対 象 行 政 区
仙 台 市 青 葉 区 (40,605 [※]) ※3区合計の 受入人数		新田東総合運動場	大街道小	双葉町第2、三河町、下釜第2、下釜第3、下釜第4 下釜第5、下大街道第2西、下大街道第3、下大街道第4東 下大街道第4西
			釜 小	上釜第1、上釜第2、下釜第1東、下釜第1西 上大街道第2、上大街道第3、上大街道第1南・東部 上大街道第1南・西部、上大街道第1北・東部 上大街道第1北・西部
			石 巻 小	中央一丁目第1、中央一丁目第2、中央二丁目第1 中央二丁目第2、中央三丁目、中瀬、泉町一丁目第1 泉町一丁目第2、泉町二丁目第1、泉町二丁目第2 泉町三丁目第1、泉町三丁目第2、泉町四丁目第1 泉町四丁目第2、立町一丁目、立町二丁目 羽黒町一丁目第1、羽黒町一丁目第2 日和が丘一丁目第1、日和が丘一丁目第2 日和が丘二丁目、日和が丘三丁目第1 日和が丘三丁目第2、日和が丘四丁目、門脇町一丁目 かどのわき東、かどのわき西 南浜町一丁目、南浜町二丁目第1、南浜町二丁目第2 南浜町三丁目第1、南浜町三丁目第2、南浜町四丁目第1 南浜町四丁目第2、南光町第1、南光町第2 大手町、宜山町
			山 下 小	羽黒町二丁目、明神山、靱町第1、靱町第2、双葉町第1 下大街道第1、下大街道第2東 山下町一丁目、山下町二丁目、末広町
			中 里 小	水押一丁目、水押二・三丁目、中里二・三丁目 中里四丁目、中里五・七丁目、中里六丁目、南中里三丁目 南中里四丁目
			貞 山 小	清水町二丁目、新橋第1、新橋第2、田道町二丁目、錦町第1 錦町第2、貞山一丁目、貞山二丁目、貞山三・四・五丁目
			山下小	駅前北通り三・四丁目、清水町一丁目、田道町一丁目、西山町

No	選 選 先 (受入人数)	選 選 所 受 付 ス テ ー シ ョ ン	小 学 校 区	対 象 行 政 区
2	仙 台 市 区 若 林	若 林 体 育 館	住 古 小	住吉町一丁目、住吉町二丁目第1、住吉町二丁目第2、千石町 鉾根場、旭町第1、旭町第2、駅前北通り一丁目 駅前北通り二丁目、東中里一・二・三丁目、中里一丁目 南中里一・二丁目、元倉一・二丁目
3	塩 竈 市 (1,103)	塩 竈 ガ ス 体 育 館	関 北 小	<u>大橋一丁目、大橋二丁目、大橋三丁目</u>
4	気 仙 沼 市 (4,410)	小 泉 公 民 館	北 上 小	橋浦本地、橋浦大須上、橋浦大須下、行人前 泉沢、中原、要害、大上、吉浜・月浜 相川、小指、大指、小滝、小滝、長尾、追波 長堀谷・白浜、小室、大室、小泊
5	白 石 市 (2,340)	白 石 市 文 化 体 育 活 動 セ ン タ ー (ホワイティキヤープ)	飯 野 川 小	中島(上)、中島(下)、中野、牧野嶽、重貝、馬鞍
6	角 田 市 (2,000)	角 田 市 役 所	須 江 小	しらさぎ台、中埠
7	多 賀 城 市 (6,480)	<u>まんなみらい多賀城 イベントプラザ (STEP)</u>	広 瀬 小	砂押、柏木、新田
8	登 米 市 (11,003)	中 田 総 合 体 育 館	関 北 小	水明北一丁目、水明北二丁目、水明北三丁目 水明南一丁目、水明南二丁目、関北一丁目 関北二丁目第1、関北二丁目第2、関北三丁目、関北四丁目
			中 里 小	水押公営住宅
			飯 野 川 小	成田、飯野川上町、飯野川中町、飯野川本町、田屋敷 五味、元相野谷
			二 俣 小	北境、東福田、大土、梨木舟渡、大森、辻登、三輪田(上) 三輪田(中)、三輪田(下)、福地、横川、谷地、針岡第1 針岡第2、間垣、 <u>入釜谷</u> 、長面、尾の崎
			大 谷 地 小	五十五人、鶴家、沢田崎山、川の上、吉野、飯野本地 飯野新田、後谷地、岩崎、 <u>二子東</u> 、 <u>二子西</u> 、 <u>二子南</u>
			前 谷 地 小	定川、山崎
			桃 生 小	倉埜、深山・牛田、小池、太田西、拾貫、入沢、櫻崎西 櫻崎東・山田、永井、裏永井
9	栗 原 市 (10,300)	若 柳 総 合 体 育 館	中 津 山 第 一 小	<u>給入町上</u> 、 <u>給入町下</u> 、 <u>神取上</u> 、神取下、高須賀上 高須賀下、新田上、新田下
			中 津 山 第 二 小	寺崎舟場、寺崎下、中津山上、中津山下・四軒、城内館下 城内嶺、寺崎上
			和 潤 小	和潤山根、和潤町上、和潤町、笈入
			向 陽 小	<u>あけぼの</u> 、 <u>あけぼの北</u>

No	遊 歴 先 (受入人数)	通 遊 所 受 付 ステーション	小学校区	対 象 行 政 区
10	富 谷 市 (2,620)	富谷市総合運動公園	蛇 田 小	<u>あゆみ野第1、あゆみ野第2、あゆみ野第3</u>
11	藤 王 町 (1,730)	藤王町ふさと文化会館	須 江 小	山根、沢田、館、糠塚
12	七ヶ宿町 (450)	七ヶ宿町役場	鹿 又 小	中山・上谷地
13	大河原町 (1,300)	大河原町総合体育館	鹿 又 小	道的、三軒谷地
14	村 田 町 (850)	村田町中央公民館	鹿 又 小	梅木、谷地中
15	柴 田 町 (1,930)	<u>上ばたの羅土館</u>	鹿 又 小	四家、新田町、曾波神
16	川 崎 町 (800)	<u>川崎町B&G施設 センター</u>	鹿 又 小	本町
17	丸 森 町 (1,800)	丸森町役場	広 瀬 小	町上、町下
18	松 島 町 (433)	<u>品井里農村環境改善 センター</u>	蛇 田 小	<u>仕</u>
19	七ヶ浜町 (911)	七ヶ浜町中央公民館 (生涯学習センター)	<u>向 陽 小</u>	<u>浜江場、裏、福村</u>
20	利 府 町 (1,548)	利府町中央公園 多目的運動場	蛇 田 小	恵み野東、恵み野西
21	大 和 町 (4,065)	大和町総合体育館	蛇 田 小	神、 <u>のぞみ野第1、のぞみ野第2、のぞみ野第3、のぞみ野第4</u>
22	大 郷 町 (1,200)	フラップ大郷21	蛇 田 小	丸井戸第1、 <u>丸井戸第2、新堀</u>
23	大 瀬 村 (2,324)	大瀬村役場	蛇 田 小	東前沼第1、東前沼第2、新下前沼
24	色 麻 町 (2,200)	色麻町町民体育館	蛇 田 小	上第1、 <u>中坪第1、中坪第2</u>
25	加 美 町 (5,980)	中新田体育館	向 陽 小	<u>向陽町一丁目、向陽町二丁目第1、向陽町二丁目第2</u> <u>向陽町三丁目、向陽町四丁目、向陽町五丁目第1</u> <u>向陽町五丁目第2、上第2、境谷地、わかば</u>
26	浦 谷 町 (800)	<u>通谷町B&G施設 センター</u>	前谷地小	駅前
27	美 里 町 (3,495)	<u>美里町スイミング センター</u>	北 村 小 前谷地小	青木、大番所、朝日、大沢、箱清水、表沢、俵庭、小崎 根方、黒沢